



第2次 (平成29年度～平成38年度)

西海市総合計画

長崎県 西海市

はじめに



「健康の里」から 「活躍のまち」へ

西海市は平成17年4月1日に5つの町が合併して誕生しました。

平成18年度には、まちづくりの基本的な計画である「第1次西海市総合計画」を策定し、「健康の里さいかい」を将来像に掲げ、人と自然が元気な力強い産業と交流のまちづくりに取り組んでまいりました。

現在、私達を取り巻く社会環境は人口減少、少子・高齢化、厳しい財政状況、国際化への対応、あるいは、地球環境問題を背景とした循環型社会への転換が求められているほか、地方自治体においても、これらの動きに適切かつ迅速に対応することが求められております。

平成27年10月には「2060年の人口を30,000人」という目標掲げ、人口減少の克服と地方創生の実現に特化した「西海市人口ビジョン」並びに「西海市まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し各種施策に取り組んでおります。

そのような中、本市が目指すまちの姿やその実現のための取組を示し、今後10年間の全てのまちづくりの指針となる「第2次西海市総合計画」を策定いたしました。

この新しい総合計画では、「みんなでつくるさいかい」の基本姿勢のもと、「生涯にわたり活躍できるひとづくり」、「さいかいで活躍できるしごとづくり」、「安心して活躍できるまちづくり」の3つの基本目標を設定して本市のまちづくりを進めていくこととしております。

本市が将来にわたって持続的に発展していくために、みんなが誇りを持ち活躍することによって様々な課題を解決し、あらゆる場面で「選ばれる」地域となるよう、将来像である「活躍のまち さいかい」の実現を目指してまいります。

最後に、計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

西海市長 田中 隆一



目次

序論 | 計画策定にあたって

第1章	計画策定の趣旨と概要	2
1.	計画策定の趣旨	2
2.	計画の概要	2
3.	計画推進の考え方	3
第2章	時代の背景と西海市の現状	4
1.	時代の背景	4
2.	西海市の現状	6
3.	将来人口	16
4.	まちづくりの主要課題	17

基本構想

第1章	西海市の将来像	20
第2章	まちづくりの基本目標・基本姿勢	20
1.	まちづくりの基本目標①	22
2.	まちづくりの基本目標②	22
3.	まちづくりの基本目標③	23
4.	まちづくりに対する基本姿勢④	23

前期基本計画

第1章	政策体系図	26
第2章	第2次西海市総合計画（前期基本計画）推進プラン	32
第3章	前期基本計画	34
1.	【基本政策 1-1】安心して産み育てられる子育て支援	34
2.	【基本政策 1-2】健康を支える環境づくり	43
3.	【基本政策 1-3】元気で活力ある長寿社会づくり	56
4.	【基本政策 1-4】自立と共生の障がい者（児）支援	65
5.	【基本政策 1-5】生きる力をはぐくむ学校教育の実現	74

6.【基本政策 1-6】いつでもどこでも学べる生涯学習の推進	88
7.【基本政策 1-7】市民総ぐるみで取り組む教育力の向上	96
8.【基本政策 1-8】安心して学べる教育環境の構築	105
9.【基本政策 1-9】地域を支える文化・芸術、スポーツの振興	110
10.【基本政策 2-1】地域の特性を活かした農林業の振興	119
11.【基本政策 2-2】豊かな海に育まれた水産業の振興	132
12.【基本政策 2-3】個性と活力あふれる商工業の振興	141
13.【基本政策 2-4】魅力ある地域資源を活用した観光業の振興	146
14.【基本政策 2-5】企業誘致等の強化による雇用機会の拡大	153
15.【基本政策 3-1】安全で災害に強いまちづくり	162
16.【基本政策 3-2】安心できる医療・介護・救急体制の充実	177
17.【基本政策 3-3】確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施	184
18.【基本政策 3-4】快適な住宅環境づくり	195
19.【基本政策 3-5】安全で快適なみちづくり	200
20.【基本政策 3-6】地域公共交通の整備・充実	207
21.【基本政策 3-7】安全で安定した水の供給	212
22.【基本政策 3-8】適正な下水処理による安全で快適な環境づくり	219
23.【基本政策 3-9】循環型社会の実現を目指すまちづくり	224
24.【基本政策 3-10】公衆衛生を推進するまちづくり	237
25.【基本政策 3-11】地域の交流拠点づくり	244
26.【基本政策 3-12】地域情報化の推進	249
27.【基本政策 4-1】市民協働のまちづくり	254
28.【基本政策 4-2】男女共同参画社会の推進	259
29.【基本政策 4-3】市外への流出抑制と市外からの流入促進	264
30.【基本政策 4-4】市民に身近で効率的な行財政運営	269
31.【基本政策 4-5】シティプロモーションの強化	287

第4章 第1次総合計画後期基本計画の進捗状況	292
------------------------------	-----

第5章 市民意識調査の概要	293
---------------------	-----

資料編 西海市総合計画審議会委員名簿	296
--------------------------	-----

第2次西海市総合計画策定の経過	297
-----------------------	-----

序 論

第1章

計画策定の趣旨と概要

1. 計画策定の趣旨

本市は「健康の里さいかい」を掲げた平成19年度から平成28年度までの10年間の計画期間とする第1次西海市総合計画を策定し、その実現に向けた各種施策を推進することにより市政の均衡ある発展に取り組み、本市の将来を見据えた土台づくりに努めてきました。

この間、少子高齢化・人口減少社会の到来や東日本大震災を契機とした安全安心に対する意識の高まり、世界経済環境の激変など我が国を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

本市においては、これらの影響のほか、第1次産業における就業者の減少や若年層の市外への流出など、平成19年当時とは大きく様相が変わっています。

このような中、時代の流れとともに変化していく課題や市民ニーズを的確に捉え、市民や関係機関等と連携し、本市の10年後の目指す姿を明らかにして、その実現のための取組の方向性を体系的に示す、平成29年度から平成38年度を計画期間とする「第2次西海市総合計画」を策定することとしました。

2. 計画の概要

①計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」によって構成されます。

●基本構想

基本構想は、これからの本市が目指すべきまちの将来像を明らかにするとともに、これを実現するための施策の基本的な方向性や推進方策などを定めるものです。

計画期間は、平成29年度を初年度とし、平成38年度までの10年間とします。

●基本計画

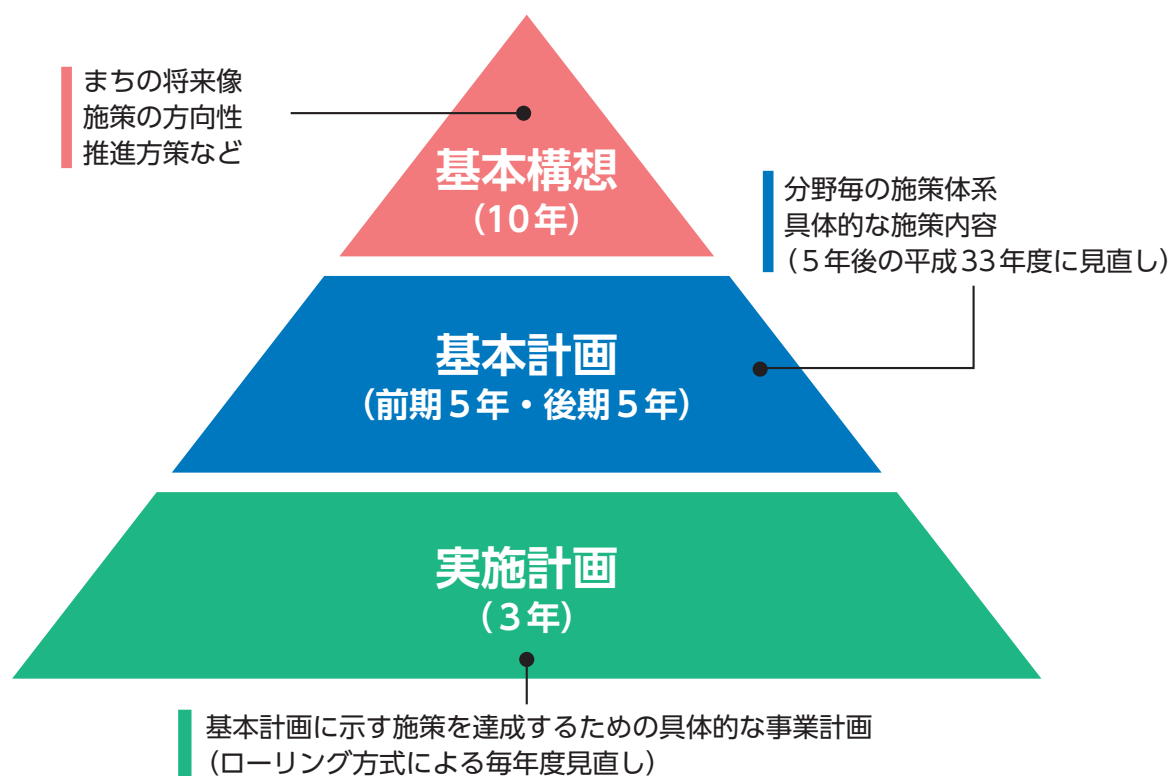
基本計画は、基本構想に基づき、分野毎の施策体系と具体的な施策内容を明らかにするものです。また、達成すべき具体的な計画目標等を定めます。

計画期間は、基本構想と同じく平成29年度から平成38年度までの10年間としますが、社会情勢の変化や、計画の進捗状況などを的確に反映した計画とするため、5年後の平成33年度に見直しを行います。

●実施計画

実施計画は、基本計画に定められた施策に関する具体的な事業を明らかにするものです。

計画期間は3年間としますが、社会情勢の変化、事業の進捗状況、財政状況などに応じて毎年度見直しを行う「ローリング方式」により更新を行います。なお、実施計画は別冊とします。



第2次西海市総合計画の計画期間

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
基本構想(10年)									
前期基本計画(5年)					後期基本計画(5年)				
実施計画(3年)				ローリング方式による毎年度見直し					

②他の計画との関係

総合計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる総合的なまちづくりの計画です。

3. 計画推進の考え方

総合計画は、10年後の本市の将来像を実現していくために、市民と行政が力を合わせて推進していくものです。

国、県、近隣市町、民間の機関とも連携を図りながら、市民に笑顔があふれ、将来に希望を持ち安心して暮らせる“まち”をつくります。

第2章

時代の背景と西海市の現状

1. 時代の背景

①人口減少社会と地域創生への流れ

我が国は少子高齢化の進行による人口減少時代を迎え、総人口は平成20年をピークに、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていくと予測されています。

本市においては、少子高齢化と人口減少が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所※(以下「社人研」という。)による本市の将来推計人口では、平成22年に31,176人であった人口が、平成52年(2040年)には18,812人になるとされています。また、平成22年の年少人口割合11.9%が平成52年には8.4%と減少し、平成22年の老年人口は32.0%が平成52年には44.0%になると見込まれています。

②首都圏と地方との格差拡大

首都圏と地方の経済等の格差拡大が、若い世代の地方からの流出と首都圏への一極集中を招いており、地方では、人口減少・地域産業の衰退・働く場の減少・若者の流出という悪循環が続いています。

本市においても、若い世代が首都圏をはじめとする大都市部に流出することにより人口減少が進み、少子化がさらに進行しています。

③単独世帯の増加による家族形態の変化

全国の総世帯のうち最も多い家族類型は、家族1人の単独世帯が、約3分の1を占めている一方、一般的に標準世帯と考えられてきた夫婦と子からなる世帯(核家族)の割合は約4分の1まで減少しています。

少子高齢化、晩婚化、非婚化など社会的変化が大きく、また、高齢化により65歳以上の高齢者の単独世帯が大きく増加しているため、我が国の家族形態は単独世帯が中心になりつつあります。

そのため、従来、家族が果たしていた育児や介護等に対する社会的なニーズが高まっています。

本市においても、高齢化などの影響により単独世帯が増加しており、総人口の減少と比例して平均世帯人員も減少を続けています。

④経済のグローバル化と国内経済の成熟

世界経済は、欧州債務危機や中国経済の先行き不安などの余波を受けて、先行きに不透明感が増しつつあります。

国内需要は、人口減少等の影響で市場規模の縮小が懸念され、新たな社会的ニーズに対応した需要を掘り起こしていくことが重要になっています。

※国立社会保障・人口問題研究所

我が国における少子高齢化による人口問題及び社会保障費に関する調査研究機関

一方、関係国間で協議が進められていた「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定」については大統領の交代によるアメリカの離脱により混迷を極めており、TPP参加予定国の中で日本にとって最大の貿易相手国であったアメリカの離脱により、今後、日米二国間協定による関税摩擦が懸念される状況となっています。

この情勢が国内経済へ与える影響は未だ計り知れませんが、産業の各分野において早急に柔軟な対応が求められています。

本市においては、基盤整備を進め、農林水産物のブランド力の強化を図るなど国際的な競争力を高めていくことが求められています。

⑤交流人口の拡大

我が国の外国人旅行者の数は、近年急速に増加し、平成25年には初めて年間1,000万人を超え、翌年には1,341万人を数えるまでになりました。国では、東京オリンピックが開かれる平成32年(2020年)に向け2,000万人まで増やすことを目指す考えを示しています。

観光は、関連産業の裾野が広く、大きな経済効果が期待できることに留まらず、観光客を誘致するための取組は、各地域が自らを見つめ直し、地域の魅力を再確認していくことでもあります。

外国人観光客だけでなく定年期を過ぎている「団塊の世代」の観光需要を的確に受け入れるため、円滑な交通手段の確保、関連産業の活性化等の取組が求められています。

本市の現状としては、観光資源の魅力が伝えきれていないことや、観光消費額が少なく地域の経済効果につながっていないことが課題となっています。

⑥安全・安心へのニーズの高まり

我が国の国土は南北に細長く活火山を有する島国であるため、気象、地理的に厳しい条件下にあり、自然災害から国民の生命・財産を守ることは最も基礎的な課題と言えます。

震災をはじめ、頻発する大雨や台風、洪水や土砂災害等の災害リスクの増大が懸念されています。

本市においても、長期的視点に立った防災・減災のための施設整備や、地域ぐるみの体制強化、危機管理の観点も踏まえた適応策の立案と確実な実施が必要となっています。

⑦環境・エネルギーに対する関心の高まり

温室効果ガス排出削減やエネルギー自給の観点から再生可能エネルギーへの国民の期待が高まる一方、普及拡大にはコストや系統連携などの課題が多く残っており、化石資源の消費の増加に伴う二酸化炭素排出量の増大は、気候変動防止に向けた取組を進める上での懸念材料となっています。

また、世界的に見るとエネルギー消費は増大を続けており、国内でもエネルギーや資源の消費量の削減は進まず、廃棄物の増大や大気・水質汚濁を誘引し、自然生態系のみならず人間の居住環境や健康へも影響を及ぼしています。

本市においては、豊かな自然環境と風力や潮流などの再生可能エネルギー※を有しており、これら地域資源の保全と活用の両立による地域振興を図る必要があります。

※再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

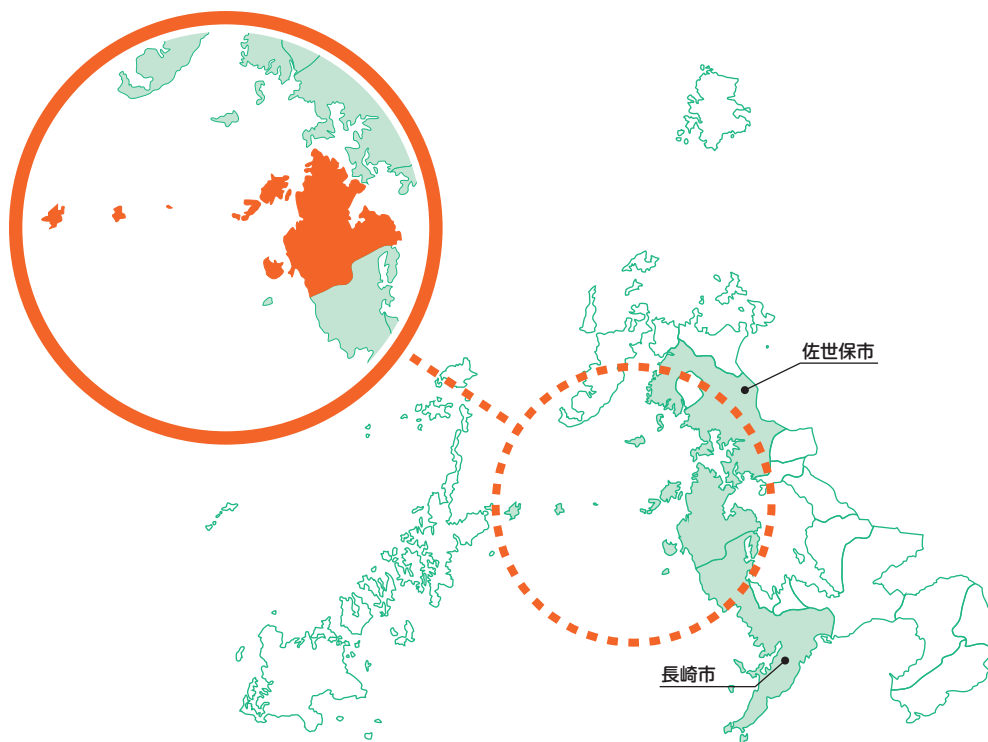
2. 西海市の現状

①位置・地勢

本市は、西彼杵半島の北部、長崎県の2大都市である長崎市と佐世保市の間に位置しています。市内には、両都市間を結ぶ国道202号、206号が走っており、長崎市、佐世保市間における交通の要衝となっています。

市域は、半島部の本土とともに江島、平島、松島といった大小さまざまな島から構成されており、総面積は242.01km²で、長崎県全体の約6%を占めています。

本土は、東岸が内海である大村湾に、西岸が外海である五島灘と角力灘に面した美しいリアス式海岸を有しており、西海国立公園、大村湾県立公園、西彼杵半島県立公園の3つの自然公園にも指定されています。



平成 22 年国勢調査

(確定値)

●人口と世帯数

総人口	31,176 人
人口 (男)	15,156 人
人口 (女)	16,020 人
世帯数	11,875 世帯

平成 27 年国勢調査

(確定値)

●人口と世帯数

総人口	28,691 人
人口 (男)	14,032 人
人口 (女)	14,659 人
世帯数	11,494 世帯

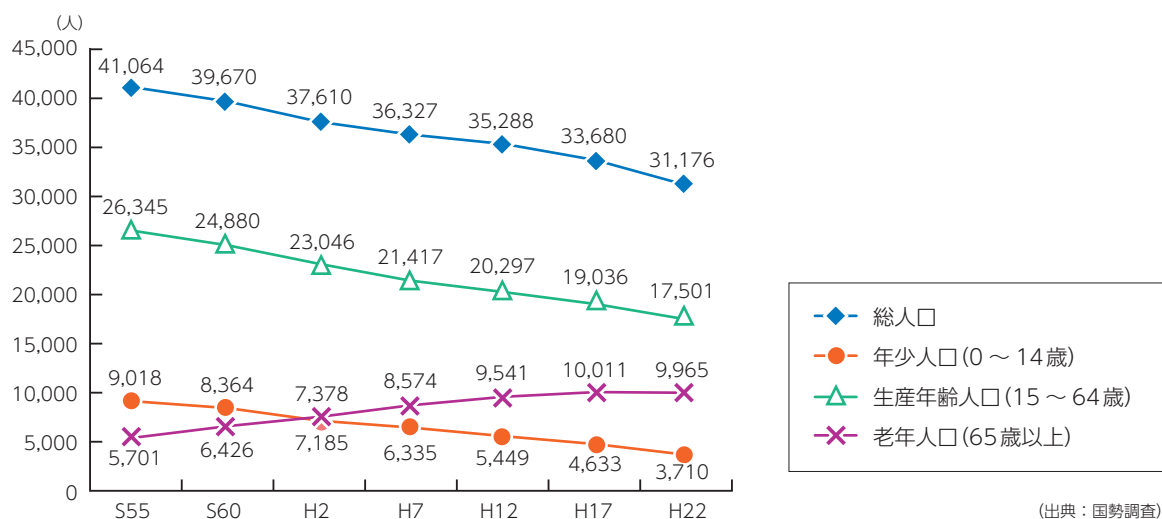
②人口・世帯数

●総人口と年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、人口減少と少子高齢化が進行しています。

人口の構成を見てみると、年少人口及び生産年齢人口は減少を続けています。これに対して、老年人口は増加を続けており、平成2年には年少人口を逆転するに至りました。その後、平成22年には9,965人に増加しています。

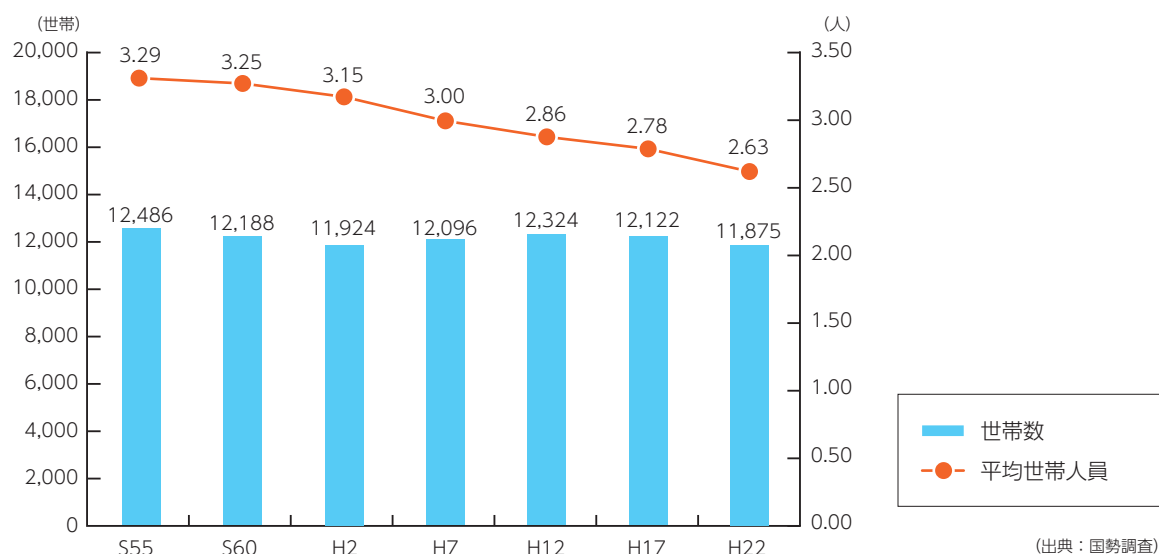
【総人口と年齢3区分別人口の推移】



●世帯数の推移

本市の世帯数は、ほぼ横ばいで推移していますが、平均世帯人員については総人口(上グラフ参考)の減少と比例して減少しています。

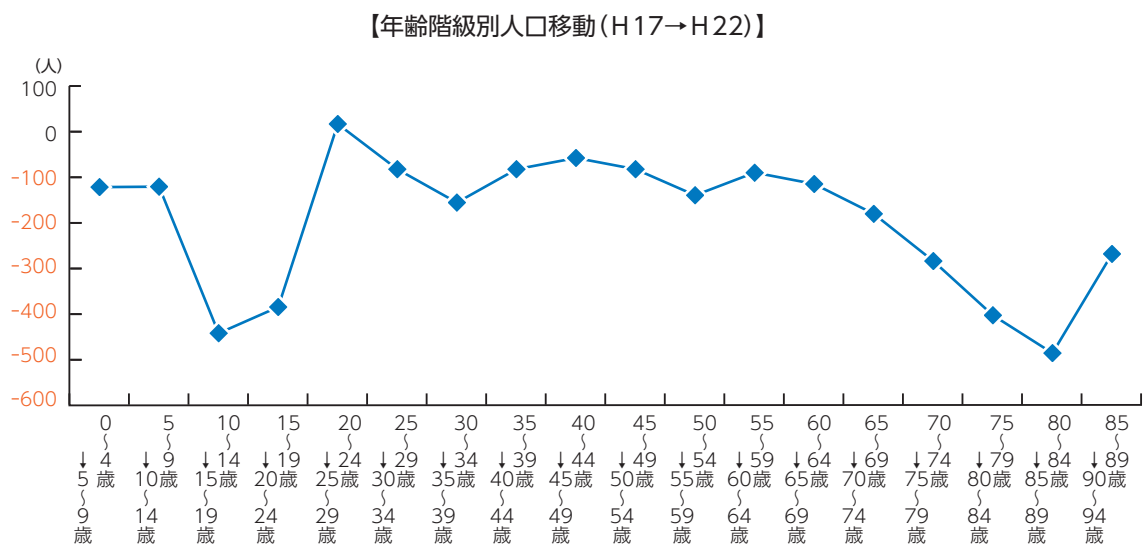
【世帯数と平均世帯人員の推移】



●年齢階級別および地域間の人口移動の状況

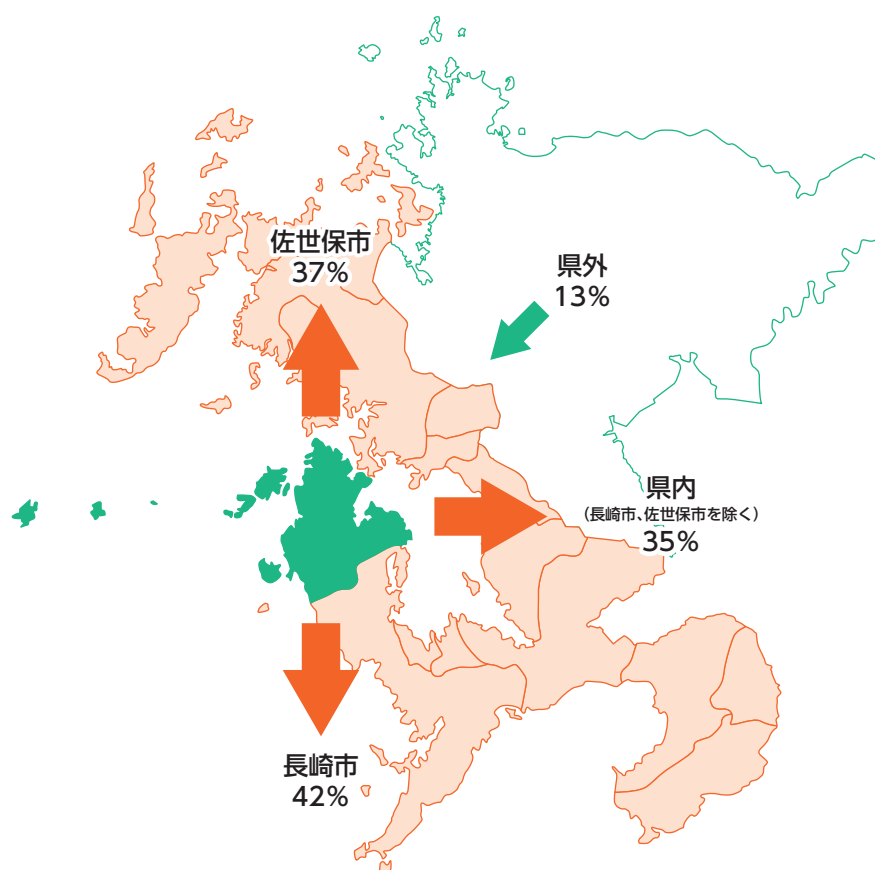
本市の平成17年(2005年)から平成22年(2010年)にかけての年齢階級別の人口移動の状況は、20代中盤の年齢層以外のすべての年齢階級において人口が減少しており、特に10代後半の若年層の人口減少が著しくなっています。

また、地域間の人口移動については、長崎市、佐世保市への転出超過が大きくなっています。



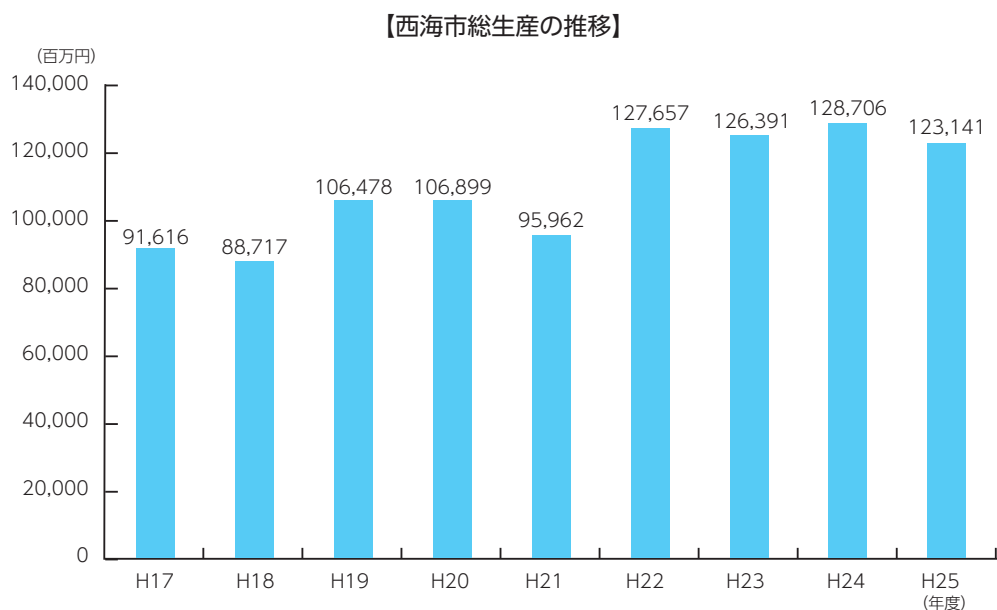
(出典：国勢調査)

【2013年 西海市における転入転出の状況】



③総生産

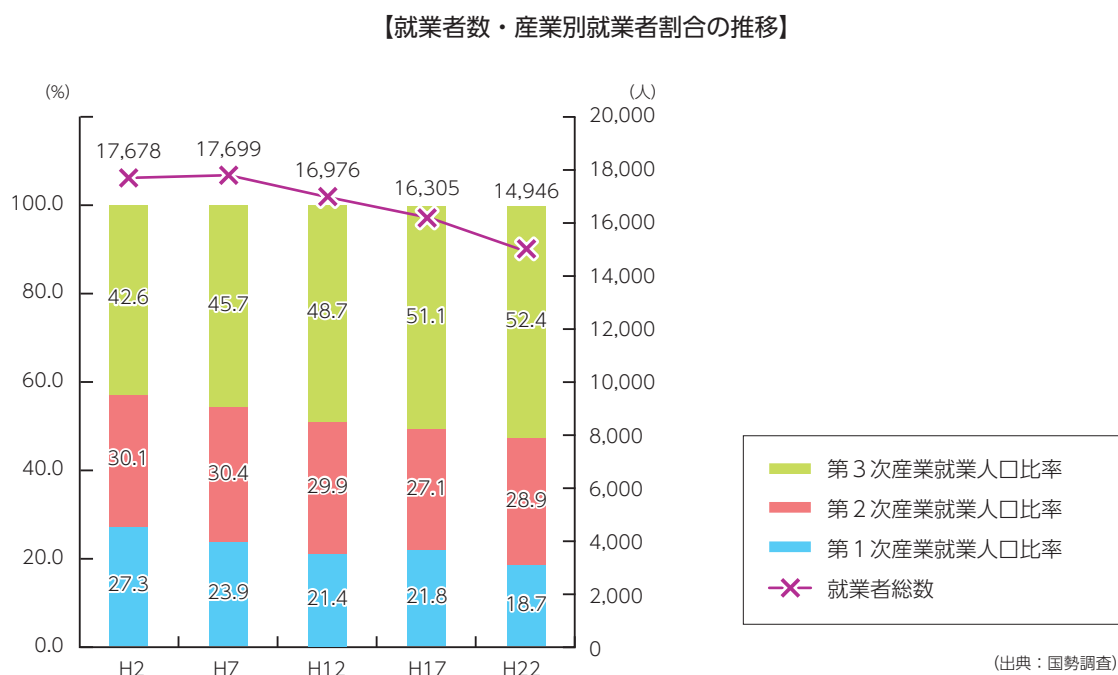
本市の総生産は、平成22年度には1,276億5,700万円まで増加し、それ以降、ほぼ横ばいで推移し、平成25年度には1,231億4,100万円となっています。



④産業

平成22年の本市の就業者総数は14,946人となっており、平成17年から平成22年にかけて約1,300人減少しています。

産業別の構成比では、第1次産業18.7%、第2次産業28.9%、第3次産業52.4%となっており、平成2年と平成22年を比較すると、第1次・第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業の就業者割合が増加しています。

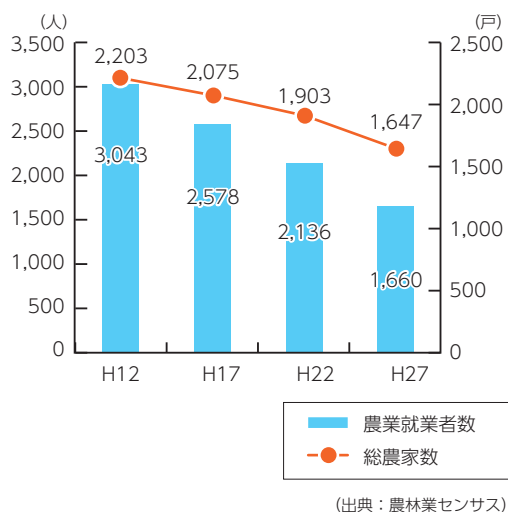


●農業

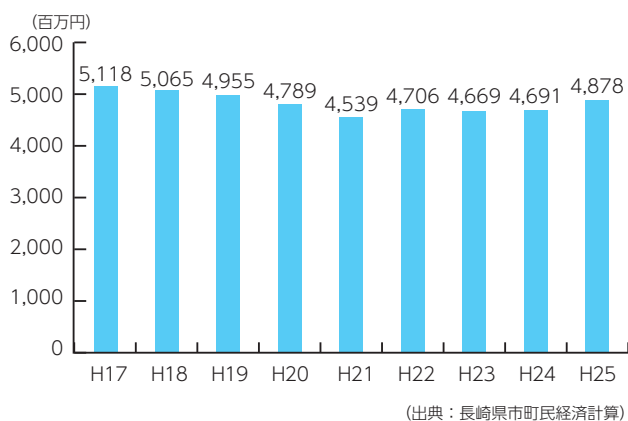
平成27年の農業就業者は1,660人で、平成12年と比較すると約45%減少しています。また、総農家数も、平成27年は1,647戸で、平成12年と比較すると同様に減少しています。

農業に係る総生産額は、平成17年をピークに平成21年まで減少していましたが、平成22年以降徐々に増加し、平成25年は48億7,800万円となっています。

【農業従事者数・総農家数の推移】



【総生産（農業）の推移】

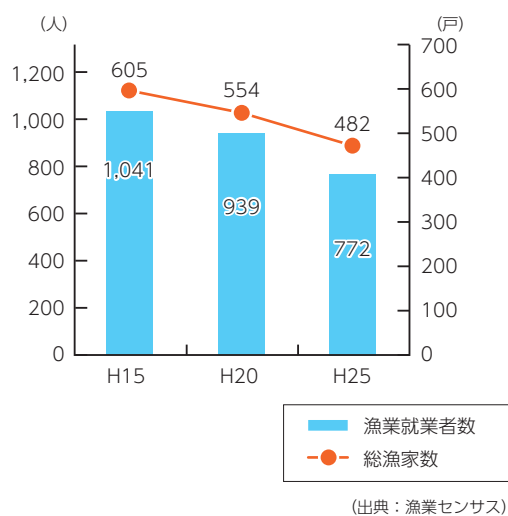


●漁業

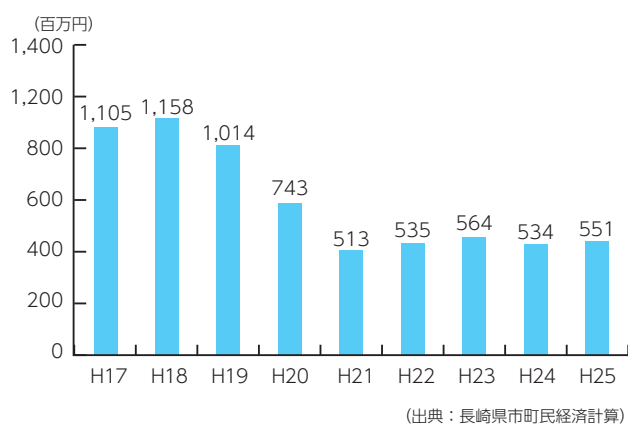
平成25年の漁業就業者は772人で、平成15年と比較すると約26%減少しています。また、総漁家数も、平成25年は482戸で、平成15年と比較すると同様に減少しています。

漁業に係る総生産額は、平成18年をピークに平成21年まで大幅な減少が見られるものの、以降はほぼ横ばいで推移しています。

【漁業就業者数・総漁家数の推移】



【総生産（漁業）の推移】

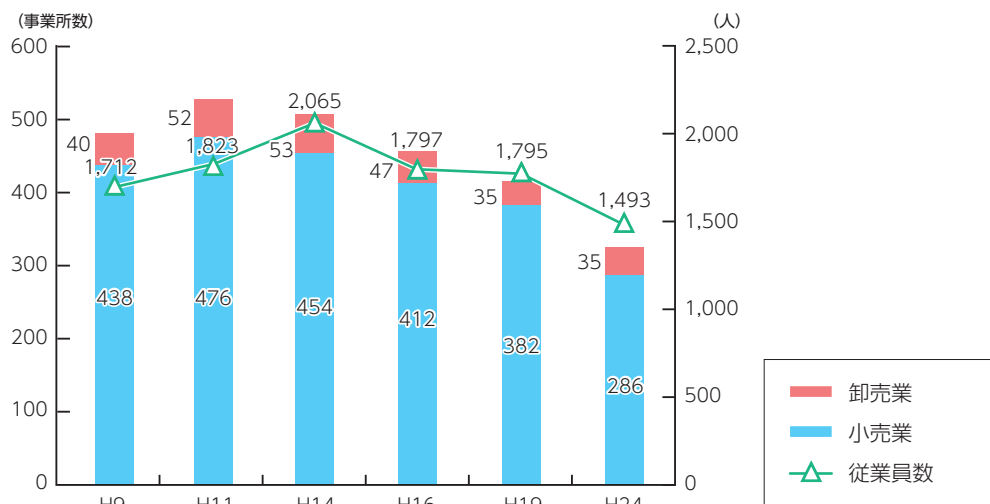


●商業

平成24年の事業所数は321事業所で、平成11年をピークに減少しています。また、従業員数は1,493人で、平成14年をピークに減少しています。

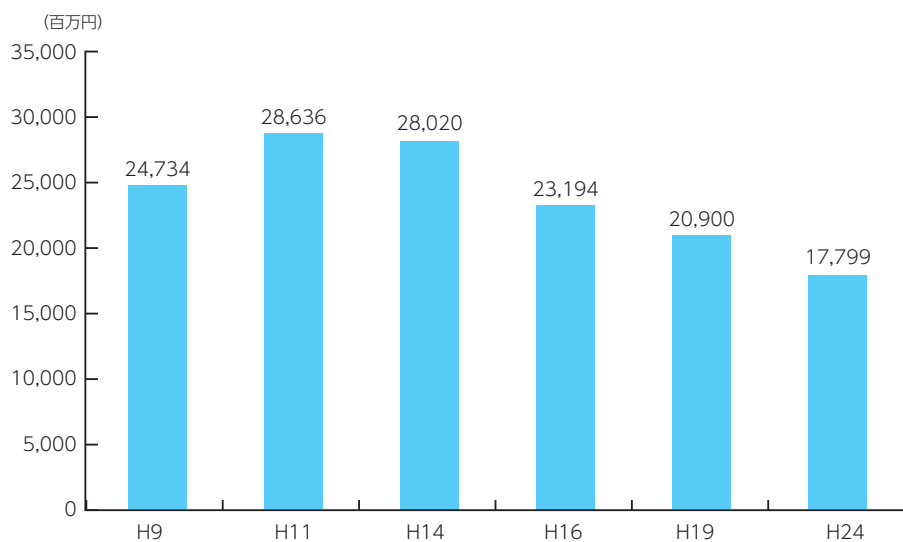
平成24年の年間商品販売額は177億9,900万円で、平成11年と比較すると約38%減少しています。

【事業所数と従業員数の推移】



(出典：H9～19 商業統計調査、※H24 経済センサス)

【年間商品販売額の推移】



(出典：H9～19 商業統計調査、※H24 経済センサス)

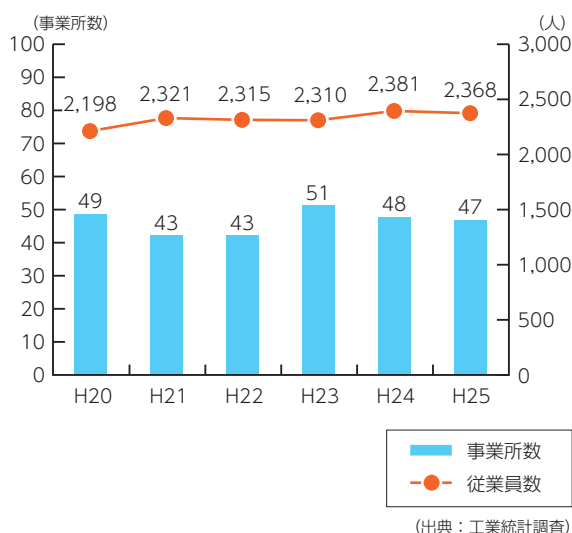
※商業統計調査で把握を行っていた調査項目については、19年以降「経済センサス」で調査するようになったため、平成24年分のデータについては、「経済センサス」の結果を提示しています。

●工業

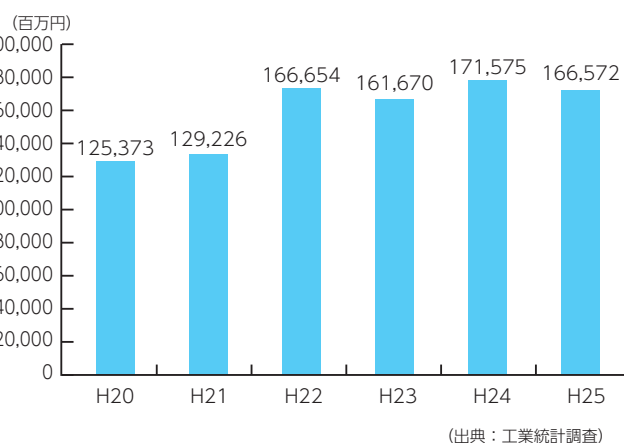
平成25年の工業の事業所数は47事業所で、平成20年以降ほぼ横ばいで推移しています。一方従業員数は、平成25年は2,368人で、平成21年以降緩やかに増加傾向が続いています。

製造品出荷額等は、平成25年は1,665億7,200万円で、平成21年から平成22年にかけて大幅に伸びており、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

【事業所数と従業員数の推移】



【製造品出荷額等の推移】

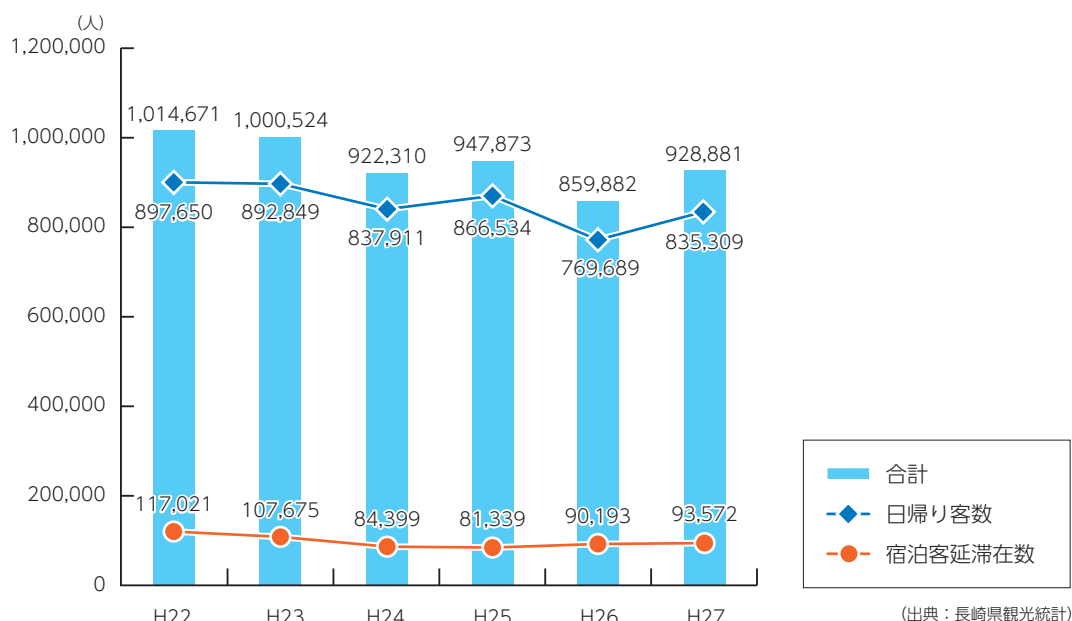


⑤観光

平成27年の観光客は92万8,881人で、平成22年から平成24年にかけて緩やかな減少が見られるものの、以降はほぼ横ばいで推移しています。

このうち宿泊客も平成22年以降減少傾向にありましたが、平成24年以降は緩やかに増加傾向が続いています。

【観光客の推移】



⑥交通

本市の道路網は、南北に走る一般国道202号及び一般国道206号を主軸とした骨格を成しています。市民の生活路線は、その他の県道や多くの市道が集落間及び骨格となる路線を結ぶ道路網で構成されています。さらには、隣接する佐世保市と本市を結ぶ地域高規格道路(西彼杵道路)については大串インターまでの区間が整備されており、高速道路等へのアクセスが改善されてきたものの、計画路線の早期の全線開通が望まれています。

公共交通体系は路線バスと離島を結ぶ定期航路で構成されています。路線バスは本土と松島において、民間事業者1社により運行されており、定期航路は民間事業者4社で運航されているほか、市営の定期船も運航しています。



⑦財政状況

財政状況の推移

<現状>

本市の歳入・歳出決算は平成17年度以降、概ね200億円前半の規模で推移しています。

歳入面では、自主財源である市税が、近年、市内の大規模事業所の業績好調によることなどから、合併当初と比較して高い水準で推移しています。一方、依存財源である国・県支出金や地方債などは、合併に伴う財政需要や、ごみ処理場を始めとする大型施設の建設、国の経済対策に協調した事業の実施などにより140億円を上回る水準で推移しています。また、普通交付税は、合併後10年間の特例措置(合併算定替)を受けているため、通常の計算方法より高い水準で交付されています。

歳出面では、年度間の変動はあるものの、合併に伴う財政需要や更新時期を迎えた公共施設の整備、改修等により投資的経費が高止まりの状態となっています。義務的経費については、定員適正化の推進により人件費の削減が進んでいる一方で、国の政策による子育て支援を始めとする社会保障関連施策の拡充により扶助費が増加、公債費については、将来の公債費負担を軽減するため、高い利率で借り入れた地方債の繰上償還を実施しているため、必然的に合併時より高くなっています。

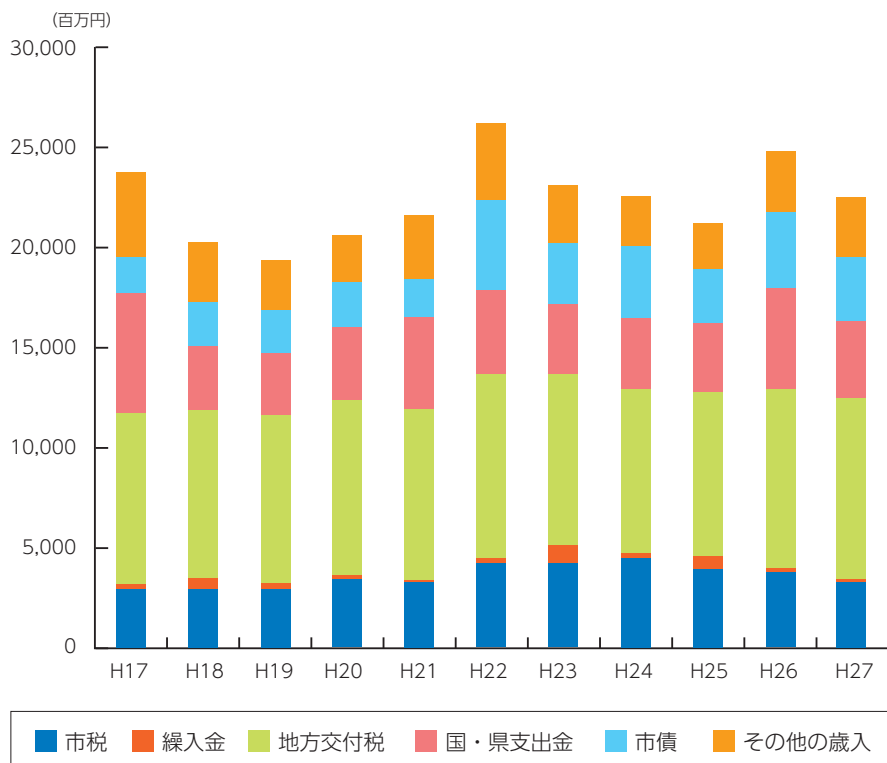
<今後の取り組み>

人口減少傾向にある本市においては、収入面では労働人口の減少による税収の減少や、合併特例期間の終了に伴う普通交付税の段階的縮減などが予定される一方で、歳出面では高齢者の増加に伴う社会保障関連経費の増加、老朽化した公共施設やインフラの更新経費の増加、大島地区工業団地造成事業等の大型事業による公債費負担の増加などが見込まれています。

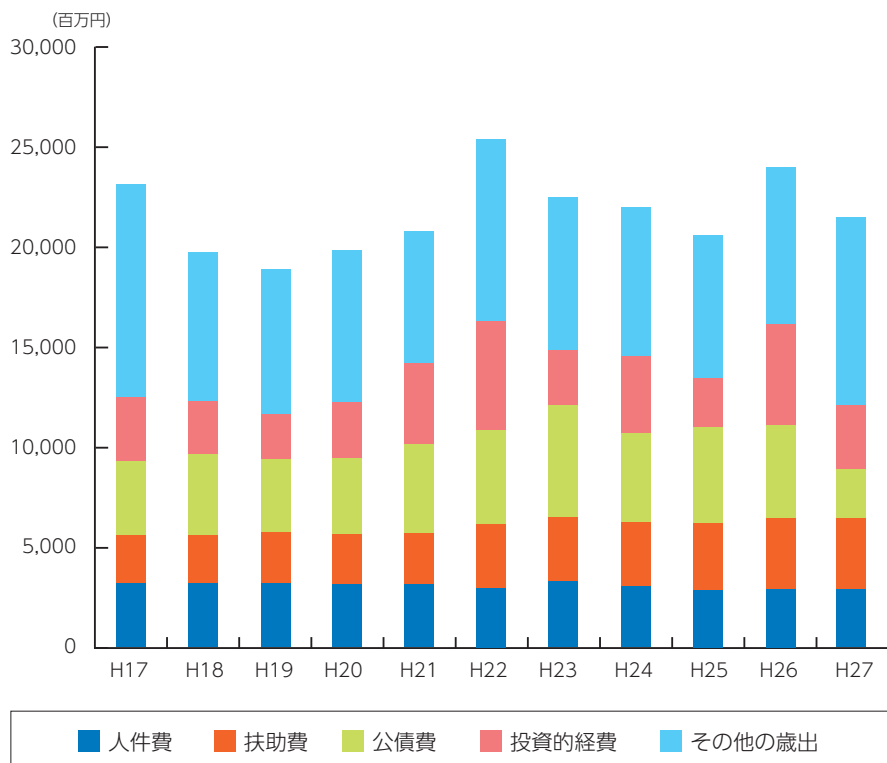
これまでは、合併特例による交付税措置並びに財政計画に基づく事務事業の見直しによる経常経費の圧縮や地方債の繰上償還などに努めてきたこともあり、健全財政の維持が図られてきましたが、今後10年間は厳しい財政状況に向かうこととなります。

このような現状を踏まえ、公共施設の整理統合を始めとする行財政改革の一層の推進に努めるとともに、限られた財源をより良いまちづくりに効果的・効率的に活用するため、選択と集中によるメリハリのある予算編成に取り組み、安定した財政運営基盤の確立に努めてまいります。

【歳入決算額の推移】



【歳出決算額の推移】



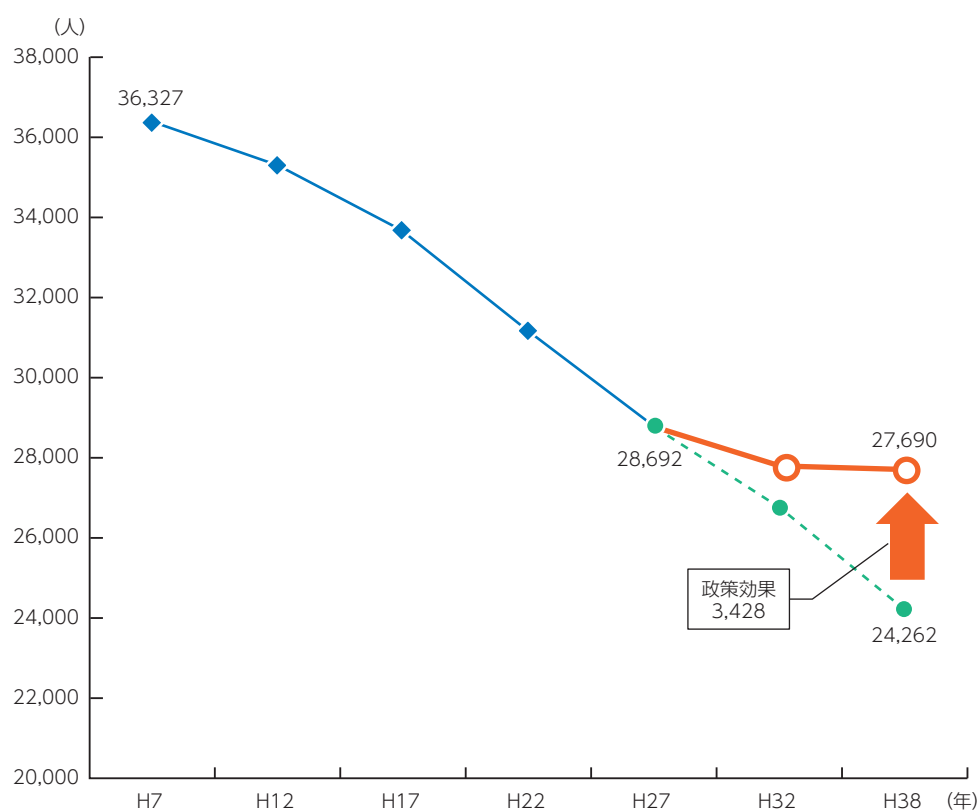
3. 将来人口

本市の人口は平成7年(1995年)に36,327人だった人口が、平成27年(2015年)には28,692人と7,635人減少しています。

計画最終年度である平成38年(2026年)の人口について、社人研の推計を活用し導き出したところ24,262人となっており、平成27年と比べると4,430人減少することになります。

本市では平成27年度に策定した「西海市人口ビジョン」において、平成72年(2060年)の目標人口を30,066人とし、本計画の最終年度である平成38年においては、社人研の推計を活用した推計人口24,262人を3,428人上回る27,690人とし、各種人口増に資する政策を実行していきます。

【将来人口の展望】



(出典：西海市人口ビジョン)

4. まちづくりの主要課題

●若者の定住・少子化対策

本格的な人口減少社会を迎えた今日、本市においてはさらなる人口減少の加速が予想されており、若者の定住促進及び少子化対策が喫緊の最重要課題となっています。

特に10代後半から20代前半の進学・就職期における市外への転出は、若年層が減少する主な要因となっています。そうした若年層等が定住する前提となる雇用において、本市では、若年層が就職を希望する業種・職種に対する求人が少ないという弱みがあり、この状況を解消しながら安定的に良質な雇用を創出することが不可欠です。

また、子育て家庭に対するきめ細やかな支援や、仕事と家庭の両立支援を推進することにより、子どもを産み育てやすい環境を整備していくことが必要です。

●超高齢社会への対応

本市の高齢化率は、平成27年には35.1%に達し、県内21市町の中では7位と高いことに加え、平成36年にはいわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、支援が必要な高齢者が大幅に増加することが見込まれています。

既に本市においても超高齢社会を迎えており、保健・医療及び介護の連携による包括的なケアシステムの構築や高齢者にやさしい社会基盤の整備を進めるなど、いつまでも安心して地域で暮らすことができる環境づくりが必要です。

●活力・賑わいの創出

第1次産業を基幹産業としてきた本市においては、その地域特性を活かしつつ、今後成長が見込める新分野への進出や創業支援に一層力を入れ、雇用・就労の創出を図っていく必要があります。

また、地域資源を活かした観光産業、農林水産物のブランド化や直売等を通じて生産者の顔が見える農林水産業の展開及び各産業との連携を強化することにより、交流人口の増加につなげていくことも求められています。

さらに、空き家対策の推進や活性化への取り組みを強化し、市内へ人を呼び込む対策が必要です。

●次代を担う人材確保・育成

まちの持続的な発展には、次代を担う人材の確保・育成が欠かせません。長期的な視野に立ち、本市の未来を担う子どもたちに対して、確かな学力、豊かな心や人間性、社会性を育んでいくことが重要です。

また、多様な郷土教育や職場体験学習等のキャリア教育の充実を図ることにより、幼いころから生まれ育ったまちに対する誇りや愛着を醸成していく必要があります。

●安全・安心な環境の整備

市民の安全・安心に対する関心・ニーズの高まりを受け、さまざまな災害に迅速に対応する危機管理体制の強化を進めるとともに、高度経済成長期に整備された公共施設の老朽化への対策を進めていく必要があります。

また、医療分野では、高度・救急医療の充実を図る必要があります。

第2次西海市総合計画 基本構想

(平成29年度～平成38年度)

基本構想

第1章

西海市の将来像

活躍のまち さいかい

～ みんなで目指す人口30,000人～

人口減少、少子高齢化や経済の衰退など、日本中の自治体を取り巻く課題が以前にも増して多様化し累積しています。

このような状況の中、西海市が将来にわたって持続的に発展していくために市民、市内産業、地域が誇りを持ち活躍することによって様々な課題を解決し、移住、定住、起業、就職、進学、観光などあらゆる場面で「選ばれる」地域となるよう、本市の目指すべき将来像を「活躍のまち さいかい」とします。

第1次総合計画策定から10年間、「つながる ひろがる 未来へつづく 健康の里さいかい」を将来像として、「人と自然が元気な力強い産業と交流のまち」の実現へ向けて推進してまいりました。

今後は、その方向性を踏襲しつつ、西海市一丸となって、「西海市人口ビジョン」で掲げる平成72年(2060年)の人口30,000人達成を目指します。

第2章

まちづくりの 基本目標・基本姿勢

★基本目標

生涯にわたり
活躍できる
ひとづくり

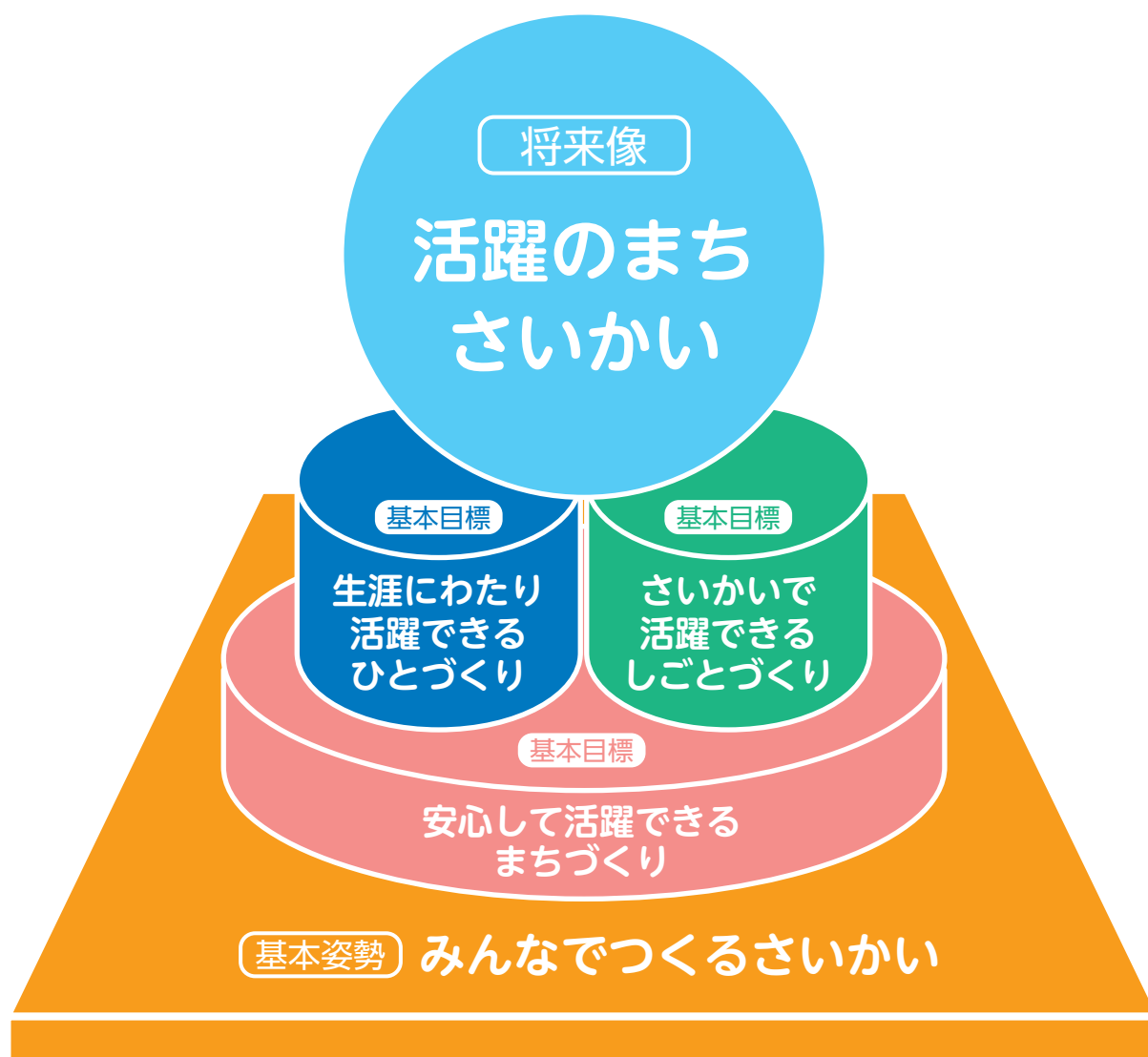
さいかいで
活躍できる
しごとづくり

安心して
活躍できる
まちづくり

★基本姿勢

みんなで
つくる
さいかい

「活躍のまち さいかい」を実現するため、西海市で「生涯にわたり活躍できるひとづくり」、市民一人ひとりが様々な分野で活躍できる「さいかいで活躍できるしごとづくり」、また、人や産業が安定して活躍・発展するために必要な場所として、「安心して活躍できるまちづくり」を基本目標とし、それらが密接な関わりと相乗効果を生み出す土台として、市民、市内産業、地域および他の自治体との相互連携をはかりつつ、効率的かつ市民に身近な行財政運営に努める「みんなでつくるさいかい」をまちづくりの基本姿勢とします。



1. まちづくりの基本目標①

生涯にわたり活躍できるひとづくり

- ★家庭、地域住民、市内産業、教育機関及び行政が連携し、子育て環境と教育環境を地域全体で支え、子育て世代の希望を叶えることによって、西海市の将来を担う子どもたちが明るく伸び伸びと健全に育ち、更にその子どもたちが「将来は西海市で子どもを育てたい。」と思える地域になることを目指します。
- ★市民一人ひとりが健康づくりに高い意識を持ち、生涯現役で活躍できるよう健康寿命を延ばすとともに、だれもが互いにその人らしさを認めあいながら活躍できる地域になることを目指します。
- ★歴史、伝統、文化、自然、地元産業及び市民の温かい人柄など本市ならではの地域資源を活かした体験学習、食育及び郷土教育等を推進し、子どもたちの知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むとともに、国内外における姉妹都市交流などの充実を図り、広い視野と見識を持った世界を舞台に活躍できる資質を向上させ、本市の地域や産業など様々な分野を担う人材を育成します。
- ★生涯学習環境を充実することにより郷土を担う人材を育成するとともに、ライフステージに応じたスポーツ環境を整備することにより、市民の健康維持・増進及びスポーツ競技の場で活躍できる人材を育成します。

2. まちづくりの基本目標②

さいかいで活躍できるしごとづくり

- ★ブランド化、高付加価値化、異業種との連携及びコミュニティビジネス※形成などの手法を活用し、高い収益性と安定性を備えた第1次、第2次及び第3次産業を創造・育成するとともに、これら地元産業の情報を魅力的に発信し、さらなる販路拡大や新規就業者獲得などの好循環を生み出すことを目指します。
- ★市内各地に存在する景観、歴史、自然環境及び地元産業など豊かな観光資源を面的・有機的に融合し、「観る」「学ぶ」「遊ぶ」「体感する」といったあらゆる世代に楽しめる観光商品として磨き上げ、いつでも、誰にでも、何度でも楽しみを提供できる観光地となるとともに、観光地を担うコミュニティビジネス等によって雇用を拡大することを目指します。
- ★地元産業における技術力の融合や女性の活躍による起業・新産業創出を促すとともに、市外企業の誘致や新規事業展開を呼び込むことにより、直接雇用だけでなく、関連産業の発展による多様な雇用機会の創造を目指します。
- ★市内における勤労者福祉を総合的に向上させ、すべての労働者にとって働きやすい労働環境の実現を目指します。

※コミュニティビジネス

地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

3. まちづくりの基本目標③

安心して活躍できるまちづくり

- ★地域の繋がりと災害に強い基盤整備により防犯・防災体制を確立させ、市民が安全安心で快適に暮らせる環境づくりを目指します。
- ★充実した社会保障制度の運営により健やかで安定した生活の基盤づくりを推進し、各種保険制度における財政健全化に努めることで市民の負担を軽減させ、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の体制を整えることで高齢者の不安を解消し、住みなれた地域において快適に生活できるよう、豊かな共生社会を目指します。
- ★住宅地や生活道路などの整備、地域公共交通の充実を図ることにより良質な住環境を整え、生活格差のないまちづくりを目指します。
- ★地元の資源を有効に活用し、自然環境の保全と産業振興とを両立させた、市民が愛着と誇りをもてるまちづくりを目指します。

4. まちづくりに対する基本姿勢④

みんなでつくるさかい

- ★行政と民間、他の自治体との垣根を越え、広域的な連携を図り、市民の自主的・主体的で、収入、学歴、身体的、年齢、男女の差による隔たりがなく、だれもが参画・活躍できるまちづくりを目指します。
- ★定住促進、人口流出抑制を図り、子育て世代や若い世代が住みやすいまちを目指します。
- ★透明性が高く市民に身近な行財政運営に努めるとともに、限られた行政資源を効果的・効率的に運用することにより、市民のニーズに応えるまちづくりを目指します。
- ★本市の魅力を行政と市民が協力しながら市内外に戦略的・継続的に発信することで、市民の郷土愛を育むとともに、市外居住者の本市に対する関心と憧れを醸成し、「選ばれる」地域となることを目指します。

第2次西海市総合計画 前期基本計画

前期基本計画

新政策体系

推進プラン

基本目標①

基本目標②

基本目標③

基本姿勢④

第1次後期進捗状況

意識調査概要

前期基本計画

第1章 政策体系図

基本目標	基本政策	施策	細施策	担当課	ページ
1. 生涯にわたり活躍できるひとづくり	1-1 安心して産み育てられる子育て支援	1-1-1 地域社会全体で支えあう子育て支援サービスの充実	1-1-1-1 子ども発達支援システムの構築	福祉課・こども課	36
			1-1-1-2 医療との連携強化	健康ほけん課	36
			1-1-1-3 経済的支援の充実と制度の周知徹底	こども課	36
			1-1-1-4 総合的な窓口の充実	こども課	36
			1-1-1-5 子育てサポート体制の充実	こども課	36
			1-1-1-6 仕事と子育ての両立支援	こども課	36
			1-1-1-7 発達障害のある児童等への支援	福祉課	36
			1-1-1-8 地域との交流による子育て支援	こども課	36
		1-1-2 保育サービスの充実	1-1-2-1 保育施設の適正配置と施設整備	こども課	38
			1-1-2-2 柔軟な保育サービスの実施	こども課	38
			1-1-2-3 保育士の確保と資質の向上	こども課	38
			1-1-2-4 障害児保育の推進	こども課	38
		1-1-3 こどもを守る対策の促進	1-1-3-1 相談体制の充実強化	こども課	40
			1-1-3-2 地域における子育て支援体制の整備	こども課	40
			1-1-3-3 関係機関との連携によるこどもを守る体制の充実	こども課	40
			1-1-3-4 在宅支援の充実	こども課	40
		1-1-4 ひとり親家庭の福祉の充実	1-1-4-1 相談体制と情報提供の充実	こども課	42
			1-1-4-2 子育てや生活の支援	こども課	42
			1-1-4-3 就業支援	こども課	42
			1-1-4-4 経済的な支援による自立促進	こども課	42
			1-1-4-5 関係団体の活動支援	こども課	42
	1-2 健康を支える環境づくり	1-2-1 健康づくりの推進	1-2-1-1 「健康さいかい21」の推進と新たな計画の策定	健康ほけん課	46
			1-2-1-2 自発的な健康づくりの推進	健康ほけん課	46
			1-2-1-3 「健康管理」の構築	健康ほけん課	46
			1-2-1-4 相談・指導体制の構築	健康ほけん課	46
			1-2-1-5 普及・啓発と情報発信	健康ほけん課	46
			1-2-1-6 健康づくり組織の育成	健康ほけん課	46
			1-2-1-7 自殺予防対策	健康ほけん課	47
			1-2-1-8 食育推進体制の構築	健康ほけん課	47
		1-2-2 健康診断の充実	1-2-2-1 各種検診の充実	健康ほけん課	49
		1-2-3 母子保健サービスの充実	1-2-3-1 健診・指導・相談の充実	こども課	51
			1-2-3-2 不妊に対する支援	こども課	51
		1-2-4 予防接種の実施徹底	1-2-4-1 予防接種の充実	健康ほけん課・こども課	53
			1-2-4-2 正しい情報の周知	健康ほけん課・こども課	53
			1-2-4-3 予防接種実施率の向上	健康ほけん課・こども課	53
		1-2-5 感染症対策の強化	1-2-5-1 正確な情報の発信	健康ほけん課	55
			1-2-5-2 感染症拡大予防	健康ほけん課	55
			1-2-5-3 検査体制の充実	健康ほけん課	55
			1-2-5-4 学校などにおける性教育との連携	学校教育課	55
	1-3 元気で活力ある長寿社会づくり	1-3-1 高齢者の生きがいづくり	1-3-1-1 労働による生きがいづくり	福祉課	58
			1-3-1-2 交通費の助成	福祉課	58
			1-3-1-3 高齢者の自主的活動の支援	長寿介護課	58
			1-3-1-4 高齢者の知識や経験を活かす場づくり	長寿介護課	58
			1-3-1-5 高齢者の地域活動への参加促進	長寿介護課	58
		1-3-2 地域で支えあう仕組みづくり	1-3-2-1 認知症施策の推進	長寿介護課	60
			1-3-2-2 高齢者福祉を支える人材等の育成・支援	長寿介護課	60
			1-3-2-3 見守りネットワーク事業の推進	長寿介護課	60
			1-3-2-4 関係者間の情報共有体制の構築	長寿介護課	60
			1-3-2-5 権利擁護の支援・相談体制の確立	長寿介護課	60
		1-3-3 介護予防の推進	1-3-3-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	長寿介護課	62
			1-3-3-2 介護予防ケアマネジメント方針に基づいたケアプランの推進	長寿介護課	62
			1-3-3-3 症状に応じたきめ細やかな支援	長寿介護課	62
			1-3-3-4 事業対象者の的確な把握	長寿介護課	62
			1-3-3-5 介護予防の普及啓発	長寿介護課	62
		1-3-4 各種サービスの充実	1-3-4-1 在宅福祉サービスの充実	長寿介護課	64
			1-3-4-2 介護サービスの充実	長寿介護課	64
			1-3-4-3 家族介護者への支援の推進	長寿介護課	64
			1-3-4-4 地域に密着したサービスの展開	長寿介護課	64
			1-3-4-5 介護保険制度の普及・啓発活動の推進	長寿介護課	64

基本政策	施策	細施策	担当課	ページ		
1-4 自立と共生の障がい者(児)支援	1-4-1	個人の尊厳を大切に、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発	1-4-1-1 個人の尊厳を大切に、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発	福祉課	67	
	1-4-2	障がい者(児)相談支援体制の充実	1-4-2-1 相談支援の充実	福祉課	69	
	1-4-3	日常生活の支援	1-4-3-1 訪問系サービスの充実	福祉課	71	
			1-4-3-2 日中活動系サービスの活用による自立支援	福祉課	71	
			1-4-3-3 家族の負担軽減	福祉課	71	
			1-4-3-4 グループホームサービスの提供	福祉課	71	
			1-4-3-5 福祉施設間の総合的な連携強化	福祉課	71	
			1-4-3-6 福祉を支える人材育成	福祉課	71	
			1-4-3-7 医療・福祉・保健・教育の連携による支援ネットワークの構築	福祉課	71	
			1-4-3-8 助成制度の情報提供	福祉課	71	
	1-4-4	社会進出の支援	1-4-4-1 住み慣れた地域でのくらしの推進	福祉課	73	
			1-4-4-2 交通費の助成	福祉課	73	
			1-4-4-3 就労支援体制の構築	福祉課	73	
			1-4-4-4 社会との交流の推進	福祉課	73	
1-5 生きる力を はぐくむ学 校教育の実 現	1-5-1	能力や個性を伸ばす教育の推進	1-5-1-1 学力の向上	学校教育課	76	
			1-5-1-2 特別支援教育の充実	学校教育課	76	
			1-5-1-3 特色ある学校づくりの推進	学校教育課	76	
	1-5-2	豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進	1-5-2-1 道德教育の充実	学校教育課	79	
			1-5-2-2 ふるさとを学ぶ教育の推進	学校教育課	79	
			1-5-2-3 読書活動の推進	学校教育課	79	
			1-5-2-4 不登校等の子どもの支援	学校教育課	79	
	1-5-3	健康で安全な学校生活の実現	1-5-3-1 健康・安全教育の推進	学校教育課	82	
			1-5-3-2 学校体育の充実と体力の向上	学校教育課	82	
			1-5-3-3 学校給食・食育の充実	学校教育課	82	
	1-5-4	教職員の資質の向上	1-5-4-1 教職員研修の充実	学校教育課	85	
			1-5-4-2 校内研修の推進	学校教育課	85	
	1-5-5	幼児教育の推進	1-5-5-1 幼・保・小連携の推進	学校教育課	87	
			1-5-5-2 幼児教育への支援	学校教育課	87	
1-6 いつでもど こでも学 べる生涯学 習の推進	1-6-1	学習環境の充実	1-6-1-1 社会の情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備	社会教育課	90	
			1-6-1-2 図書館ネットワークの整備	社会教育課	90	
			1-6-1-3 図書サービスの向上	社会教育課	90	
			1-6-1-4 子どもの読書活動の充実	社会教育課	90	
	1-6-2	公民館活動の活性化	1-6-2-1 公民館を核とした地域教育力の向上	社会教育課	93	
			1-6-2-2 公民館等を活用した学習拠点づくりとネットワークの整備	社会教育課	93	
	1-6-3	人権・同和教育の推進	1-6-3-1 社会における人権教育の推進	社会教育課	95	
			1-6-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進	学校教育課	95	
	1-7 市民総ぐる みで取り組 む教育力の 向上	1-7-1	家庭の教育力の向上	1-7-1-1 保護者への子育て支援	社会教育課	98
				1-7-1-2 PTA 活動の活性化	社会教育課	98
1-7-2		青少年の健全育成	1-7-2-1 青少年関係団体の活性化	社会教育課	100	
			1-7-2-2 青少年の交流活動の推進	社会教育課	100	
			1-7-2-3 青少年を有害環境から守る取組の推進	社会教育課	100	
1-7-3		高校との連携	1-7-3-1 市内高等学校との連携	学校教育課	102	
			1-7-3-2 市内高等学校の活性化支援	政策企画課	102	
			1-7-3-3 起業家を育てる実践教育	政策企画課	102	
1-7-4		地域間交流の推進	1-7-4-1 国内交流の推進	政策企画課・学校教育課	104	
			1-7-4-2 国際交流の推進	政策企画課・学校教育課	104	
1-8 安心して学 べる教育環 境の構築	1-8-1	安心で望ましい教育環境の実現	1-8-1-1 安全確保を図るボランティアの育成	学校教育課	107	
			1-8-1-2 学校の適正配置の促進	教育総務課	107	
			1-8-1-3 放課後の子どもたちの居場所づくり	社会教育課	107	
			1-8-1-4 奨学資金制度の拡充	教育総務課	107	
	1-8-2	安全で快適な教育施設の整備	1-8-2-1 学校施設の改修	教育総務課	109	
			1-8-2-2 学校情報通信技術の整備	教育総務課	109	
			1-8-2-3 教職員住宅の整備	教育総務課	109	
1-9 地域を支え る文化・芸 術、スポー ツの振興	1-9-1	文化・芸術活動の推進	1-9-1-1 文化芸術と触れ合う機会の創出	社会教育課	112	
			1-9-1-2 文化団体の交流活動の促進	社会教育課	112	
	1-9-2	文化財の保存・保護・活用	1-9-2-1 文化財の公開・研究	社会教育課	114	
			1-9-2-2 文化財の保存・活用	社会教育課	114	
			1-9-2-3 地域伝統文化の継承	社会教育課	114	
			1-9-3-1 生涯スポーツの推進	社会教育課	116	
	1-9-3	活力あるスポーツの振興	1-9-3-2 スポーツ指導者の育成	社会教育課	116	
			1-9-3-3 競技スポーツの推進	社会教育課	116	
			1-9-4	スポーツ環境の充実	1-9-4-1 スポーツ施設の整備充実	社会教育課
	1-9-4-2 スポーツの推進体制づくり	社会教育課			118	

基本目標	基本政策	施策	細施策	担当課	ページ
2-1 豊かな海に育まれた水産業の振興	2-1 地域の特性を活かした農林業の振興	2-1-1 次世代へつなぐ農林業基盤の整備	2-1-1-1 農地等の整備・維持管理	農林課	121
			2-1-1-2 林道等の整備・維持管理	農林課	121
			2-1-1-3 治山事業の推進	農林課	121
		2-1-2 意欲ある担い手の育成・確保	2-1-2-1 優良農業地帯の堅持	農林課	123
			2-1-2-2 地域の中心となる経営体の育成	農林課	123
			2-1-2-3 新規就農者の育成確保	農林課	123
			2-1-2-4 法人の農業参入支援	農林課	123
		2-1-3 経営基盤の安定化・強化	2-1-3-1 収益性の高い作物等の導入	農林課	125
			2-1-3-2 多様な「農の雇用」の確保	農林課	125
			2-1-3-3 有害鳥獣被害対策	農林課	125
			2-1-3-4 畜産経営の安定・強化	農林課	125
			2-1-3-5 防疫対策の強化	農林課	125
		2-1-4 農林産物のブランド化と販路拡大	2-1-4-1 農業の6次産業化支援	農林課	127
			2-1-4-2 ブランド化の推進	農林課	127
			2-1-4-3 地産地消の推進	農林課	127
			2-1-4-4 販路の拡大	農林課	127
			2-1-4-5 林産物の販路拡大	農林課	127
		2-1-5 人と自然にやさしい農林業の推進	2-1-5-1 農村の多面的機能の維持	農林課	129
			2-1-5-2 家畜排泄物の有効活用	農林課	129
			2-1-5-3 森林の保全と活用	農林課	129
			2-1-5-4 市民参加による緑の自然環境保全	農林課	129
		2-1-6 耕作放棄地の解消、利活用	2-1-6-1 農地の荒廃抑制	農林課	131
			2-1-6-2 耕作放棄地の再生支援	農林課	131
			2-1-6-3 農地の流動化	農林課	131
2-2 豊かな海に育まれた水産業の振興	2-2 豊かな海に育まれた水産業の振興	2-2-1 収益性の高い魅力ある経営体の育成	2-2-1-1 漁業者の経営力強化	水産課	134
			2-2-1-2 漁業・養殖業の収益性向上	水産課	134
		2-2-2 浜の活性化と就業者の確保・育成	2-2-2-1 「浜の活力再生プラン」の具体化推進	水産課	136
			2-2-2-2 漁協経営基盤の安定強化	水産課	136
			2-2-2-3 漁業就業者の確保・育成	水産課	136
			2-2-2-4 異業種との連携強化などによる浜の活性化	水産課	136
		2-2-3 水産物の販路拡大と価格向上	2-2-3-1 地域内の流通強化と消費拡大	水産課	138
			2-2-3-2 地域外への販路拡大	水産課	138
			2-2-3-3 商品づくりと供給体制の整備	水産課	138
		2-2-4 漁場づくりと漁港・漁村の環境整備	2-2-4-1 資源管理の推進	水産課	140
			2-2-4-2 藻場回復などの漁場づくりの推進	水産課	140
			2-2-4-3 安全で快適な漁港・漁村の環境整備	水産課	140
2-3 個性と活力あふれる商工業の振興	2-3 個性と活力あふれる商工業の振興	2-3-1 中小商工業者の経営基盤強化	2-3-1-1 資金面における支援	商工企業立地課	143
			2-3-1-2 人材の育成支援	商工企業立地課	143
			2-3-1-3 市内事業所の育成	商工企業立地課	143
			2-3-1-4 異業種・産学官連携の促進	商工企業立地課	143
			2-3-1-5 製造品の販路拡大	商工企業立地課	143
		2-3-2 商店街・商店の活性化と創業者支援	2-3-2-1 新たな商業展開の支援	商工企業立地課	145
			2-3-2-2 創業者の支援	商工企業立地課	145
			2-3-2-3 空き店舗の利活用	商工企業立地課	145
			2-3-2-4 観光・物産と連携した活性化	商工企業立地課	145
			2-3-2-5 購買力の流出抑制	商工企業立地課	145
			2-3-2-6 地域資源を活用した新たなビジネスの推進	政策企画課・商工企業立地課	145
2-4 魅力ある地域資源を活用した観光業の振興	2-4 魅力ある地域資源を活用した観光業の振興	2-4-1 地域資源を活かした観光資源の発掘	2-4-1-1 新しい観光資源の発掘・活用	情報観光課	148
			2-4-2-1 多様な体験メニューの開発	情報観光課	150
			2-4-2-2 産業観光の推進	情報観光課	150
			2-4-2-3 海洋体験型観光の振興	情報観光課	150
		2-4-2 体験型観光など観光メニューの充実	2-4-2-4 広域連携等による新たな観光ルート・商品の構築	情報観光課	150
			2-4-3-1 民間企業等との連携による誘客・宣伝活動の強化	情報観光課	152
			2-4-3-2 情報収集・発信の強化	情報観光課	152
			2-4-3-3 ガイドやインストラクターなどの人材育成とネットワーク化の推進	情報観光課	152
		2-4-3-4 観光施設・宿泊施設の整備	情報観光課	152	
2-5 企業誘致等の強化による雇用機会の拡大	2-5 企業誘致等の強化による雇用機会の拡大	2-5-1 企業誘致のための基盤整備	2-5-1-1 工業団地の整備	商工企業立地課	155
		2-5-2 企業誘致活動の推進	2-5-2-1 関係機関との連携による誘致推進	商工企業立地課	157
			2-5-2-2 誘致企業への支援	商工企業立地課	157
			2-5-2-3 情報発信の強化	商工企業立地課	157
			2-5-2-4 再生可能エネルギーを活用した大規模発電事業の誘致・創出	政策企画課	157
		2-5-3 若者の市内就職促進	2-5-3-1 事業所等に対する市内就職の促進	商工企業立地課	159
			2-5-3-2 各種勉強会や活動の場等の提供	商工企業立地課	159
		2-5-4 住宅整備との連動	2-5-4-1 定住促進環境整備事業	政策企画課	161
			2-5-4-2 民間活力による住宅整備の促進	住宅建築課	161

基本目標	基本政策	施策	細施策	担当課	ページ
3. 安心して活躍できるまちづくり	3-1 安全で災害に強いまちづくり	3-1-1 消防・防災基盤の整備	3-1-1-1 常備消防の支援	安全安心課	164
			3-1-1-2 消防施設等の整備	安全安心課	164
			3-1-1-3 防災行政無線の改修	安全安心課	164
		3-1-2 自主防災機能の強化	3-1-2-1 消防団の強化	安全安心課	166
			3-1-2-2 自主防災組織の育成	安全安心課	166
		3-1-3 災害救急救助体制・危機管理体制の充実	3-1-3-1 危機管理体制の充実	安全安心課	168
			3-1-3-2 市民の安全確保	安全安心課	168
			3-1-3-3 災害・救急救助体制の強化	安全安心課	168
		3-1-4 自然災害に強いまちの基盤づくり	3-1-4-1 自然災害防止事業の推進	建設課	170
			3-1-4-2 安全・安心な公共公益施設の整備	建設課・住宅建築課	170
		3-1-5 市民参加による交通安全のまちづくり	3-1-5-1 啓発活動の強化	安全安心課	172
			3-1-5-2 交通安全教育の推進	安全安心課	172
			3-1-5-3 市民による交通安全活動の支援	安全安心課	172
		3-1-6 犯罪を未然に防ぐまちづくり	3-1-6-1 防犯啓発活動の推進	安全安心課	174
			3-1-6-2 地域ぐるみの防犯体制の強化	安全安心課	174
			3-1-6-3 夜間における安全確保	安全安心課	174
		3-1-7 消費者保護対策の推進	3-1-7-1 啓発活動の推進	安全安心課	176
			3-1-7-2 商品表示等の適正化	安全安心課	176
			3-1-7-3 相談体制の充実	安全安心課	176
	3-2 安心できる医療・介護・救急体制の充実	3-2-1 地域医療の核となる診療所の機能充実	3-2-1-1 診療所の効率的な運営	健康ほけん課	179
			3-2-1-2 施設と医療機器の更新	健康ほけん課	179
			3-2-1-3 関係機関との連携と人材の確保	健康ほけん課	179
			3-2-1-4 地域福祉との連携強化	健康ほけん課	179
		3-2-2 地域包括ケアシステムの構築	3-2-2-1 在宅医療・介護連携事業の充実	長寿介護課	181
			3-2-2-2 生きがいづくりと介護予防の推進	長寿介護課	181
		3-2-3 救急医療体制の充実	3-2-3-1 救急医療体制の構築	健康ほけん課	183
			3-2-3-2 救急患者搬送体制（救急車を除く）の強化	健康ほけん課	183
			3-2-3-3 救急医療器具の適正な管理と研修会の開催	健康ほけん課	183
			3-2-3-4 情報発信の強化及び啓発	健康ほけん課	183
	3-3 確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施	3-3-1 国民健康保険事業の安定運営	3-3-1-1 医療費支出の適正化	健康ほけん課	186
			3-3-1-2 保険料の収納率向上対策	税務課・債権管理課	186
			3-3-1-3 被保険者の健康増進	健康ほけん課	187
		3-3-2 後期高齢者医療の安定運営	3-3-2-1 医療費支出の適正化	健康ほけん課	189
			3-3-2-2 保険料の収納率向上対策	健康ほけん課	189
			3-3-2-3 被保険者の健康増進	健康ほけん課	189
		3-3-3 介護保険の安定運営	3-3-3-1 介護給付費支出の適正化	長寿介護課	192
			3-3-3-2 保険料の収納率向上対策	長寿介護課	192
		3-3-4 生活保護の適正な実施と自立促進	3-3-4-1 相談・支援体制の強化	福祉課	194
			3-3-4-2 生活保護制度の適正な運用	福祉課	194
			3-3-4-3 就業支援の推進	福祉課	194
	3-4 快適な住宅環境づくり	3-4-1 公営住宅等の整備・充実	3-4-1-1 公営住宅の整備	住宅建築課	197
			3-4-1-2 定住促進住宅の整備	住宅建築課	197
		3-4-2 安心して暮らせる良質な住宅づくり	3-4-2-1 良質な住宅ストックの形成	住宅建築課	199
			3-4-2-2 災害に強い住宅づくり	住宅建築課	199
			3-4-2-3 危険空き家の除却促進	住宅建築課	199
	3-5 安全で快適なみちづくり	3-5-1 幹線道路網の整備	3-5-1-1 松島架橋や西彼杵道路の延伸などの早期実現	建設課	202
			3-5-1-2 幹線道路の整備・維持管理	建設課	202
		3-5-2 生活道路の整備	3-5-2-1 生活道路の整備	建設課	204
		3-5-3 市民と一体となった快適で安全な道路環境づくり	3-5-3-1 市民参加による道路環境づくり	建設課	206
			3-5-3-2 交通安全に配慮した道路環境づくり	建設課	206
	3-6 地域公共交通の整備・充実	3-6-1 陸上交通の充実	3-6-1-1 既存路線バスの利便性向上と維持	安全安心課	209
			3-6-1-2 新たな公共交通システムの導入検討	安全安心課	209
		3-6-2 海上交通の充実	3-6-2-1 海上交通の利便性向上	安全安心課	211
			3-6-2-2 離島航路の支援	安全安心課	211
			3-6-2-3 港湾及び旅客ターミナルの計画的な整備	建設課	211
	3-7 安全で安定した水の供給	3-7-1 水資源の開発	3-7-1-1 水源等の統合・整備	上水道課	214
			3-7-2-1 水道施設の整備・維持管理	上水道課	216
		3-7-2 健全な経営への取組	3-7-2-2 未給水地区の解消	上水道課	216
			3-7-3-1 料金の徴収率向上と見直し	上水道課	218
			3-7-3-2 水資源の有効活用	上水道課	218
			3-7-3-3 効率的な施設管理	上水道課	218

基本政策	施策	細施策	担当課	ページ
3-8 適正な下水処理による安全で快適な環境づくり	3-8-1	下水処理施設の整備・普及促進	3-8-1-1 下水処理施設の整備	下水道課 221
			3-8-1-2 水洗化率の向上	下水道課 221
			3-8-1-3 施設の更新・統廃合の推進	下水道課 221
	3-8-2	健全な経営への取組	3-8-2-1 料金の徴収率向上と見直し	下水道課 223
3-9 循環型社会の実現を目指すまちづくり	3-9-1	ごみの減量化と適正処理	3-9-1-1 ごみ処理体制の確立	環境政策課 226
			3-9-1-2 適正な維持管理	環境政策課 226
			3-9-1-3 市民の意識啓発と活動支援	環境政策課 226
	3-9-2	生活排水の適正処理	3-9-2-1 維持管理体制の確立	環境政策課 228
			3-9-2-2 適正な維持管理	環境政策課 228
	3-9-3	不法投棄の対策	3-9-3-1 不法投棄の防止対策	環境政策課 230
	3-9-4	地球温暖化防止対策の推進	3-9-4-1 地球温暖化防止対策の推進	環境政策課 232
			3-9-4-2 新エネルギーの普及推進	環境政策課 232
	3-9-5	自然環境の保全・活用	3-9-5-1 官民協働による環境の保全・活用	環境政策課 234
			3-9-5-2 市民参加による環境保全活動の推進	建設課 234
			3-9-5-3 河川や海岸の保全・活用	建設課 234
			3-9-5-4 美しい海岸の保全	環境政策課 234
			3-9-5-5 大村湾の水質改善	環境政策課 234
			3-9-5-6 公害の防止	環境政策課 234
			3-9-5-7 自然環境を活かした人づくり	環境政策課 234
			3-9-5-8 豊かな自然環境のPR促進	環境政策課 234
	3-9-6	再生可能エネルギーの利活用	3-9-6-1 再生可能エネルギー活用による産業振興	政策企画課 236
			3-9-6-2 西海市“地消地産”エネルギーモデルの検討	政策企画課 236
3-10 公衆衛生を推進するまちづくり	3-10-1	犬の適正飼育の推進	3-10-1-1 適正な飼育方法の啓発推進	環境政策課 239
			3-10-1-2 捨て犬防止対策の推進	環境政策課 239
	3-10-2	墓地・斎場の適正管理の推進	3-10-2-1 墓地市有地化の推進	環境政策課 241
			3-10-2-2 斎場の適正な維持管理	環境政策課 241
	3-10-3	衛生施設の適正管理の推進	3-10-3-1 衛生施設の適正な管理	環境政策課 243
3-11 地域の交流拠点づくり	3-11-1	地域コミュニティ施設等の整備	3-11-1-1 集会所の整備	総務課 246
	3-11-2	公園の利活用と適正な管理	3-11-2-1 効率的な利用促進対策	情報観光課 248
			3-11-2-2 施設管理制度の構築	情報観光課 248
3-12 情報化の推進	3-12-1	情報通信基盤の整備	3-12-1-1 高度情報基盤の整備	情報観光課 251
			3-12-1-2 難視聴対策の推進	情報観光課 251
	3-12-2	地域情報化の推進	3-12-2-1 電子自治体の推進	情報観光課 253
			3-12-2-2 市役所公式ホームページの充実	情報観光課 253

基本姿勢	基本政策	施策	細施策	担当課	ページ
4. みんなでつくるさいかい	4-1 市民協働のまちづくり	4-1-1 市民協働によるまちづくりの仕組みづくり	4-1-1-1 計画策定等における市民参加の促進	政策企画課	256
			4-1-1-2 各種審議会等への市民の登用機会の拡大	政策企画課	256
			4-1-1-3 市民の意見の反映	政策企画課	256
		4-1-2 地域における市民活動の支援	4-1-2-1 まちづくりを推進する市民団体等の育成・支援	政策企画課	258
			4-1-2-2 市民リーダーの育成・支援	政策企画課	258
			4-1-2-3 市民活動への支援	政策企画課	258
			4-1-2-4 市民協働による地域の活性化	総合支所	258
	4-2 男女共同参画社会の推進	4-2-1 男女共同参画の環境づくり	4-2-1-1 市民への意識啓発の推進	安全安心課	261
			4-2-1-2 事業者への意識啓発の推進	安全安心課	261
			4-2-1-3 DV(ドメスティックバイオレンス)被害等の防止	安全安心課	261
		4-2-2 男女共同参画推進体制の構築	4-2-2-1 市民グループへの支援	安全安心課	263
			4-2-2-2 あらゆる分野への女性登用の推進	安全安心課	263
	4-3 市外への流出抑制と市外からの流入促進	4-3-1 定住の促進	4-3-1-1 定住促進団地の整備	財務課	266
			4-3-1-2 若者の出会いと交流の場の提供	政策企画課	266
		4-3-2 移住希望者に対する支援	4-3-2-1 相談体制の充実	政策企画課	268
			4-3-2-2 情報発信の強化	政策企画課	268
			4-3-2-3 移住希望者の住まいの確保	政策企画課	268
			4-3-2-4 移住希望者への就業支援	政策企画課	268
			4-3-2-5 移住後のネットワークづくり	政策企画課	268
	4-4 市民に身近で効率的な行政運営	4-4-1 組織の効率化	4-4-1-1 柔軟な組織体制の構築	総務課	271
			4-4-1-2 庁舎及び公共施設等のあり方の検討	総務課	271
			4-4-1-3 事務手続きの改善	総務課	271
			4-4-1-4 事務手続きのコンプライアンス	総務課	271
			4-4-1-5 情報の共有化	総務課	271
		4-4-2 人事管理の適正化	4-4-2-1 職員数の適正化	総務課	273
			4-4-2-2 給与等の適正化	総務課	273
			4-4-2-3 人事評価制度の充実	総務課	273
			4-4-2-4 職員研修の推進	総務課	273
			4-4-2-5 人事交流による人材の育成	総務課	273
			4-4-2-6 女性職員の活躍に向けた取組の推進	総務課	273
		4-4-3 財政の健全化	4-4-3-1 財政状況の公表	財務課	275
			4-4-3-2 選択と集中による予算編成	財務課	275
			4-4-3-3 公共施設の適正配置	財務課	275
			4-4-3-4 将来負担の適正化	財務課	275
			4-4-3-5 安定財源の確保	財務課・税務課・債権管理課	275
			4-4-3-6 長期見通しに基づく財政運営	財務課	275
		4-4-4 事務・事業の見直し	4-4-4-1 事務事業の検証	総務課	278
			4-4-4-2 行政評価制度の見直し	政策企画課	278
			4-4-4-3 適正な入札・契約制度の運用	総務課	278
			4-4-4-4 文書事務の見直し	総務課	278
		4-4-5 公有地等の有効活用	4-4-5-1 遊休公有財産の処分・有効活用	財務課	280
			4-4-5-2 公共施設の統廃合及び借地の解消	財務課	280
		4-4-6 行政サービスの向上	4-4-6-1 市民目線によるわかりやすい行政サービスの提供	総務課	282
			4-4-6-2 統一した行政サービスの提供	総合支所	282
			4-4-6-3 情報発信の強化	情報観光課	282
			4-4-6-4 証明書交付サービスの拡大	市民課	282
		4-4-7 民間活力の導入	4-4-7-1 民間活力の導入検討	総務課	284
			4-4-7-2 公共施設等の民間移譲などの検討	総務課	284
		4-4-8 国の施策との連携	4-4-8-1 条件不利地域における優遇措置を活用した地域振興施策	政策企画課	286
			4-4-8-2 提案型事業等への参加	政策企画課	286
	4-5 シティプロモーションの強化	4-5-1 市民による情報発信	4-5-1-1 市民による情報発信	情報観光課・政策企画課	289
		4-5-2 各種メディアを活用した情報発信	4-5-2-1 各種メディアを活用した情報発信	情報観光課・政策企画課	291

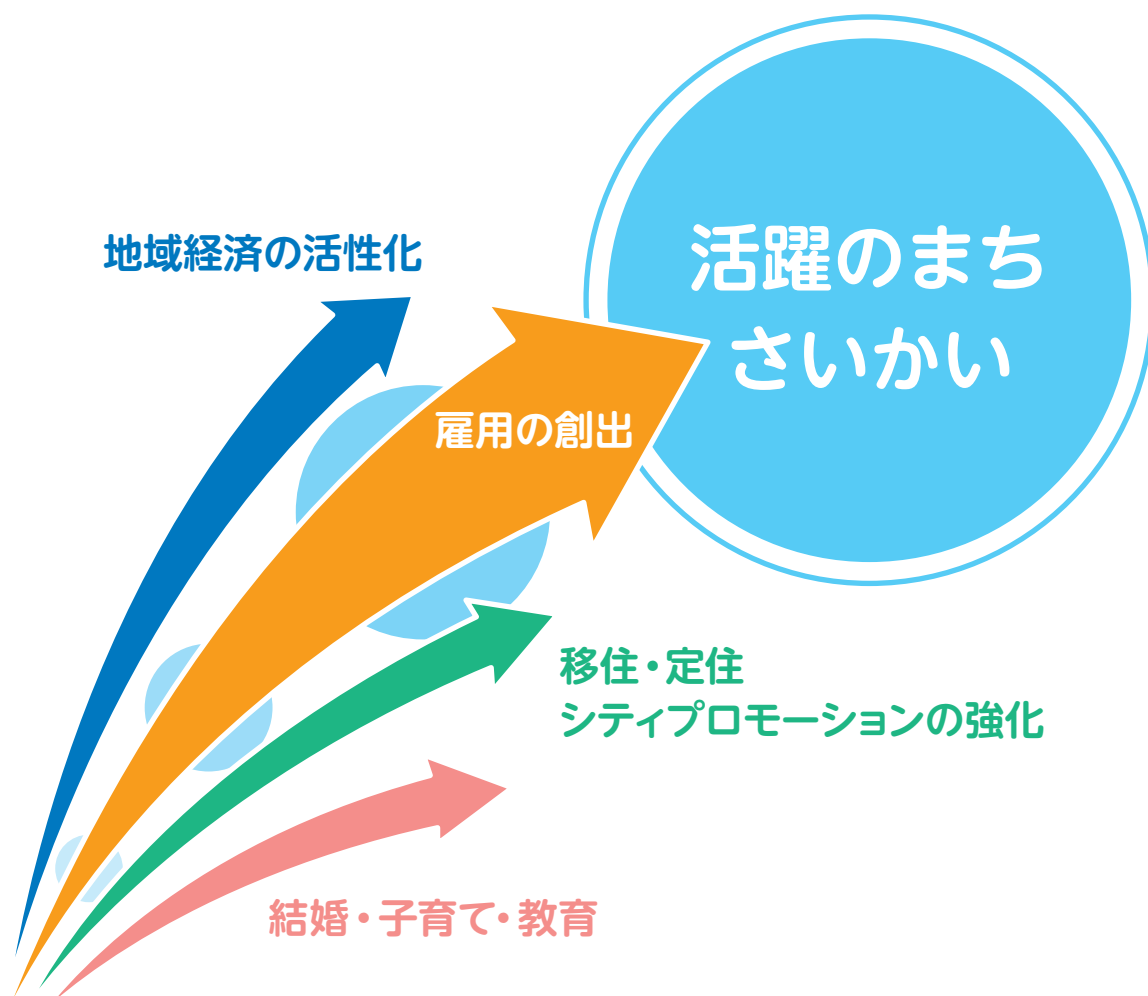
第2章

第2次西海市総合計画 (前期基本計画)推進プラン

我が国は、人口の急激な減少と超高齢化に直面し、今後も人口が減少し続けると予測されています。本市の状況も例外では無い。長崎県の平均的な市町よりも早く人口減少と高齢化が進むと予測され、人口減少と高齢化による住民サービスの低下や地域経済規模の縮小などが更なる悪循環を引き起こすことが懸念されます。

また、本市には既に雇用を維持・拡大している安定した企業の存在や、工業団地の整備・分譲などまちづくりに関する「大きな強み」があるにも関わらず、市民意識調査の結果では「雇用環境の充実」が常に最重要課題として顕在しています。

このような状況に歯止めをかけるため、第2次西海市総合計画前期基本計画では、本市の「大きな強み」を最大限活用しながら人口減少を克服することに重点を置くこととし、雇用の創出、定住・移住、結婚・子育て・教育、地域経済の活性化、シティプロモーション[※]等の関連施策に優先的に取り組みます。



※シティプロモーション

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

第2次西海市総合計画（前期基本計画） 推進プランとして優先的に取り組む施策

1. 生涯にわたり活躍できるひとづくり

- 1-1-1 地域社会全体で支えあう子育て支援サービスの充実
- 1-1-2 保育サービスの充実
- 1-1-3 こどもを守る対策の促進
- 1-1-4 ひとり親家庭の福祉の充実
- 1-5-1 能力や個性を伸ばす教育の推進
- 1-5-2 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進
- 1-7-3 高校との連携
- 1-8-1 安心で望ましい教育環境の実現
- 1-8-2 安全で快適な教育施設の整備
- 1-9-2 文化財の保存・保護・活用
- 1-9-3 活力あるスポーツの振興
- 1-9-4 スポーツ環境の充実

2. さいかいで活躍できるしごとづくり

- 2-1-1 次世代へつなぐ農林業基盤の整備
- 2-1-2 意欲ある担い手の育成・確保
- 2-1-4 農林産物のブランド化と販路拡大
- 2-2-2 浜の活性化と就業者の確保・育成
- 2-2-3 水産物の販路拡大と価格向上
- 2-3-2 商店街・商店の活性化と創業者支援
- 2-4-1 地域資源を活かした観光資源の発掘
- 2-4-2 体験型観光など観光メニューの充実
- 2-4-3 観光受入体制の充実と認知度アップ
- 2-5-1 企業誘致のための基盤整備
- 2-5-2 企業誘致活動の推進
- 2-5-3 若者の市内就職促進
- 2-5-4 住宅整備との連動

3. 安心して活躍できるまちづくり

- 3-4-1 公営住宅等の整備・充実
- 3-5-1 幹線道路網の整備
- 3-5-2 生活道路の整備
- 3-6-1 陸上交通の充実
- 3-6-2 海上交通の充実
- 3-12-2 地域情報化の推進

4. みんなでつくるさいかい

- 4-1-2 地域における市民活動の支援
- 4-2-1 男女共同参画の環境づくり
- 4-2-2 男女共同参画推進体制の構築
- 4-3-1 定住の促進
- 4-3-2 移住希望者に対する支援
- 4-5-1 市民による情報発信
- 4-5-2 各種メディアを活用した情報発信

第3章

前期基本計画

基本目標 1 生涯にわたり活躍できるひとづくり

基本政策 1 - 1

安心して産み育てられる子育て支援

施策1-1-1 地域社会全体で支えあう子育て支援サービスの充実

施策1-1-2 保育サービスの充実

施策1-1-3 こどもを守る対策の促進

施策1-1-4 ひとり親家庭の福祉の充実

【基本政策方針】

結婚、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築を図るなど、健やかなひとづくりを目指します。



地域ですこやかなひとづくり

基本目標 1 生涯にわたり活躍できるひとづくり
基本政策 1-1 安心して産み育てられる子育て支援

施策 1-1-1

地域社会全体で支えあう子育て支援サービスの充実

細施策

- 1-1-1-1 子ども発達支援システムの構築(福祉課・こども課)
- 1-1-1-2 医療との連携強化(健康ほけん課)
- 1-1-1-3 経済的支援の充実と制度の周知徹底(こども課)
- 1-1-1-4 総合的な窓口の充実(こども課)
- 1-1-1-5 子育てサポート体制の充実(こども課)
- 1-1-1-6 仕事と子育ての両立支援(こども課)
- 1-1-1-7 発達障害のある児童等への支援(福祉課)
- 1-1-1-8 地域との交流による子育て支援(こども課)

●現状と課題

地域子育て支援拠点事業や西海市保育会、福祉関係機関等との連携により、子育てに関する相談体制や情報発信ができています。そうした中において、核家族化に伴う家庭内子育て力の低下や、発達支援等の子育てニーズが多様化しており、各種相談体制やサービス提供体制の整備が必要となっています。

子育てに関する学習会は、子育て支援センターやPTAの家庭教育学級等で実施され、保育士の資質の向上についても西海市保育会の積極的な研修会で多くの参加者がいます。

第1次総合計画における目標は達成していますが、子育て支援は常に必要とされるものであり、引き続き時代のニーズに応じた取組が必要です。

●今後の取組方針

子どもの成長段階に応じた健康及び心の発達支援の充実のため、子どもの発達支援システムの充実を図り、保健・福祉・医療体制の連携を図ります。

各種子どもに関する手当や福祉医療費制度あるいは保育料の軽減など制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担軽減を図ります。

子育て支援サービスを効果的に利用されるよう子育て支援に関するネットワークを構築するとともに、保育所や放課後児童クラブなど関係機関の連携により、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりに努めます。

細施策1-1-1-1

子ども発達支援システムの構築(福祉課・こども課)

○具体的な取組

子どもの成長段階に応じた健康及び心の発達支援を充実させるため、支援体制を整備するとともに、子ども発達支援システムの構築を推進します。

細施策1-1-1-3

経済的支援の充実と制度の周知徹底(こども課)

○具体的な取組

子育てに関する手当や乳幼児・こども福祉医療制度、子育て応援あんしん事業※による保育料の軽減など、経済的支援制度の充実と周知徹底を図ります。

細施策1-1-1-5

子育てサポート体制の充実(こども課)

○具体的な取組

子育てに関する不安解消や知識習得等を図るため、親育ち講座や子育てサークルなどの各種勉強会、ふれあいの機会の拡大を図るほか、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業※を実施します。また、各種の子育て支援サービスが効果的に利用されるよう、子育て支援に関するネットワークづくりを推進します。

細施策1-1-1-7

発達障害のある児童等への支援(福祉課)

○具体的な取組

発達障害のある児童等への相談、診断、訓練、保育の充実に努めます。

細施策1-1-1-2

医療との連携強化(健康ほけん課)

○具体的な取組

休日や夜間の緊急時医療について、西海市市内での体制構築は困難なため、県の医療計画に沿って、佐世保及び長崎地域の医療体制について周知を図るとともに、母子(父子)保健・福祉との連携強化を図ります。

細施策1-1-1-4

総合的な窓口の充実(こども課)

○具体的な取組

保護者の子育てに関する悩みや相談に適切に対応するよう、子育て相談に関する総合的な窓口の充実を図ります。

細施策1-1-1-6

仕事と子育ての両立支援(こども課)

○具体的な取組

放課後や週末の確保、遊びを通じた健全な育成を図るため、関係機関との連携により、放課後児童クラブ※の活動を支援し、保護者が安心して仕事と子育ての両立ができる環境づくりに取り組みます。

細施策1-1-1-8

地域との交流による子育て支援(こども課)

○具体的な取組

心豊かな子どもの成長を推進するため、幼稚園や小学校、地域の老人クラブ等と連携した交流活動を推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
地域子育て支援拠点事業の箇所数	10箇所	14箇所

※子育て応援あんしん事業

幼稚園、保育所等に同時に2人以上の児童を入所・入園させている場合の当該2人目以降の児童の保育料を無料とするもの及び中学生以下3人目以降の保育料を無料とするもの。

※ファミリー・サポート・センター事業

子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)と、お手伝いをしてほしい人(依頼会員)が、それぞれファミリー・サポート・センターの会員になり、地域で子育ての助け合いを行うもの。

※放課後児童クラブ

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に余裕教室等を利用し生活の場を与えて適切な指導を行い、健全な育成を図る場所。

施策 1-1-2

保育サービスの充実

細施策

1-1-2-1 保育施設の適正配置と施設整備(こども課)

1-1-2-2 柔軟な保育サービスの実施(こども課)

1-1-2-3 保育士の確保と資質の向上(こども課)

1-1-2-4 障害児保育の推進(こども課)

●現状と課題

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度※移行に伴う、市の子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の必要量を確保し、柔軟な保育サービスも充実しています。また、障害児保育にも取り組んでおり、そのための保育士の資質の向上も図られています。

しかしながら、保育士等の処遇面では都市部との地域間格差があり十分とは言えず、有資格者の確保に困難を期しています。

保育に関するニーズはさらに高まっており、保育士の資質向上と保育士数の確保が必要です。

●今後の取組方針

保育サービスの充実に向け、共働き家庭の増加等の状況に対応した延長保育、休日保育、病後児保育、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業等のサービス提供体制を整備します。

保育サービスの向上に向けて、保育所職員の研修体制及び研修内容の充実に努めるとともに、地域や関係機関との連携強化を図ります。

老朽化した保育所の施設整備に対し、国・県の補助制度活用により支援します。



ファシリテーターによる親育ちプログラムで子育てを学ぶお母さんたち

※子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年4月スタート。実施主体の市町村が地域のニーズ等に即した事業計画を策定し、質の高い幼児期の教育・保育の提供、保育の量的拡大・確保及び地域の子ども・子育て支援の一層の充実を総合的かつ計画的に推進する。

細施策1-1-2-1

保育施設の適正配置と施設整備(こども課)

○具体的な取組

子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の必要量を確保するため、保育施設の適正配置を図るとともに施設の充実に対する支援を行います。

細施策1-1-2-2

柔軟な保育サービスの実施(こども課)

○具体的な取組

保護者の多様化する就労形態にあわせ、延長保育、一時保育、休日保育、病児保育、地域子育て支援拠点※事業など特別保育事業を実施するとともに、幼保連携型認定こども園※の整備を促進し、柔軟な保育サービスの実施を提供します。また、離島における未就学児の保育サービスに取り組みます。

細施策1-1-2-3

保育士の確保と資質の向上(こども課)

○具体的な取組

国・県の施策と連携し保育士の処遇改善や就業者の掘り起こしを行い、保育士の確保を図ります。また、保育士の資質の向上のため、各種交流会や研修会を実施します。

細施策1-1-2-4

障害児保育の推進(こども課)

○具体的な取組

障害児保育を推進するため、障がい児受け入れ保育所が実施する保育士の増員や、施設のバリアフリー化を支援します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
特別保育(延長、一時、病児)事業の実施箇所数	13箇所	19箇所 (市内全保育所)



柔軟な保育サービス

※地域子育て支援拠点

子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備するため、子育て親子の交流の場の提供、子育て等に関する相談対応や情報提供等を実施する施設。

※幼保連携型認定こども園

学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の認可施設。幼児教育・保育と地域における子育て支援を総合的に提供する。

施策 1-1-3

こどもを守る対策の促進

細施策

- 1-1-3-1 相談体制の充実強化(こども課)
- 1-1-3-2 地域における子育て支援体制の整備(こども課)
- 1-1-3-3 関係機関との連携によるこどもを守る体制の充実(こども課)
- 1-1-3-4 在宅支援の充実(こども課)
- 1-1-3-5 啓発活動の推進(こども課)

●現状と課題

要保護児童対策地域協議会^{*}等の開催は目標どおりに実施し、関係機関との連携も密に図られています。更には実務者会議や個別ケース検討会議を開催することにより、発生の予防、早期発見並びに適切な保護及び支援が図られています。

しかしながら、経済的あるいは身体的理由から、児童の十分な養育ができない家庭も多く、要支援児童が絶えない状況となっています。

虐待・いじめの発生原因が、家庭の貧困や養育能力の低さ、あるいは、子育ての孤立化などにあり、きめ細かな子育て支援が重要です。

●今後の取組方針

児童虐待やいじめ、こどもの貧困の発生を防止するため、担当職員の資質向上や専門職の配置などの相談体制の充実・強化を図ります。

母子保健地域組織や親の自助グループ等を育成し、交流を促進するなど、要保護、要支援家庭に対する地域の子育て支援体制の整備促進を図ります。

要保護児童対策地域協議会やいじめ問題対策連絡協議会を中心に児童の虐待やいじめ、こどもの貧困の予防、早期発見、早期対応、事後の進行管理に至る総合的な支援が行えるよう、民生委員・児童委員、児童相談所などの関係機関との連携により、適切な支援と啓発活動を行います。



^{*}要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童など保護や支援を要する児童・家庭について、関係機関で情報共有や支援内容の協議を行うため、県、市町に設置される組織。

細施策1-1-3-1

相談体制の充実強化(こども課)

○具体的な取組

児童の虐待やいじめ、こどもの貧困の発生を予防するため、担当職員の資質の向上や専門職の配置等の相談体制の充実強化を図ります。

細施策1-1-3-2

地域における子育て支援体制の整備(こども課)

○具体的な取組

母子保健地域組織や親の自助グループ等を育成し、交流を推進するなど、要支援、要保護児童の家庭に対する地域の子育て支援体制の整備を促進します。

細施策1-1-3-3

関係機関との連携によるこどもを守る体制の充実(こども課)

○具体的な取組

要保護児童対策地域協議会及びいじめ問題対策連絡協議会を中心に児童の虐待やいじめ、こどもの貧困の予防、早期発見、早期対応、事後の進行管理に至る総合的な支援を行えるよう、民生委員・児童委員協議会、児童相談所、学校などの関係機関との連携によるこどもを守る体制の充実を図ります。

細施策1-1-3-4

在宅支援の充実(こども課)

○具体的な取組

在宅支援の充実を図るため、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に取り組みます。

細施策1-1-3-5

啓発活動の推進(こども課)

○具体的な取組

代表者会議を通じ、関係機関への周知を図るとともに、市ホームページや広報紙などを利用し、こどもを守るための啓発活動を推進します。



～児童虐待防止対策講演会～ 多くの関係機関からの参加

施策 1-1-4

ひとり親家庭の福祉の充実

細施策

- 1-1-4-1 相談体制と情報提供の充実(こども課)
- 1-1-4-2 子育てや生活の支援(こども課)
- 1-1-4-3 就業支援(こども課)
- 1-1-4-4 経済的な支援による自立促進(こども課)
- 1-1-4-5 関係団体の活動支援(こども課)

●現状と課題

積極的な情報提供と相談体制の充実により、児童扶養手当受給者の就労支援につながっている部分もありますが、ひとり親家庭の就労収入は一般世帯に比べ大幅に低く、生活の安定につながっていない場合が多い状況です。

児童の病気や学校行事などに代わって携わるものがないため、仕事を休まざるを得ない場合に、休暇等が容易に取得できる社会環境の整備が必要です。

ひとり親家庭は減少していないため、相談体制の強化と情報提供の充実、就業支援などの自立を目指した経済的支援が必要となっています。

●今後の取組方針

ひとり親家庭が安心して子育てを行えるよう、きめ細かな福祉サービスを推進するとともに、ひとり親家庭及び寡婦等に対する相談や情報提供を行うとともに、経済的支援による自立を促進します。



ふれあい活動で深まる親子の絆

細施策1-1-4-1

相談体制と情報提供の充実(こども課)

○具体的な取組

母子・父子自立支援員※を配置し、子育てや生活の支援等きめ細やかな福祉サービスを推進するとともに、ひとり親家庭及び寡婦等に対する相談や情報提供を行います。

細施策1-1-4-2

子育てや生活の支援(こども課)

○具体的な取組

ひとり親家庭が安心して子育てを行えるよう、日常生活支援体制の充実や、保育所への優先入所、公営住宅の優先入居の推進など、子育てや生活の支援に取り組めます。

細施策1-1-4-3

就業支援(こども課)

○具体的な取組

ひとり親家庭及び寡婦が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、就業能力向上のための訓練、効果的な就業紹介や雇い入れを促進するなど、より良い就業に向けた支援を行います。

細施策1-1-4-4

経済的な支援による自立促進(こども課)

○具体的な取組

母子寡婦福祉資金貸付金や自立支援給付金制度に関して、積極的な情報提供と適正な制度運用に努め、経済的な支援により自立を促進します。

細施策1-1-4-5

関係団体の活動支援(こども課)

○具体的な取組

ひとり親等の福祉の向上のため、各種事業や研修会を行う長崎県母子寡婦福祉連合会や西海市母子寡婦福祉会の活動を支援します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
児童扶養手当受給者の新規就業数(【現在】平成27年度は年間回数、【目標】平成33年度はH29～H33累計)	1人	10人

※母子・父子自立支援員

ひとり親家庭を対象に自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

健康を支える環境づくり

- 施策1-2-1 健康づくりの推進
- 施策1-2-2 健康診断の充実
- 施策1-2-3 母子保健サービスの充実
- 施策1-2-4 予防接種の実施徹底
- 施策1-2-5 感染症対策の強化

【基本政策方針】

生涯を通じた生活習慣病等の疾病予防の取組を強化し、がん検診受診率向上や患者の視点に立った総合的ながん対策を推進するとともに、伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種法に基づく各種予防接種の実施を徹底し、また、新型インフルエンザなどの感染症の予防とまん延の防止に努めます。



施策 1－2－1

健康づくりの推進

細施策

- 1-2-1-1 「健康さいかい21」の推進と新たな計画の策定(健康ほけん課)
- 1-2-1-2 自発的な健康づくりの推進(健康ほけん課)
- 1-2-1-3 「健康管理」の構築(健康ほけん課)
- 1-2-1-4 相談・指導体制の構築(健康ほけん課)
- 1-2-1-5 普及・啓発と情報発信(健康ほけん課)
- 1-2-1-6 健康づくり組織の育成(健康ほけん課)
- 1-2-1-7 自殺予防対策(健康ほけん課)
- 1-2-1-8 食育推進体制の構築(健康ほけん課)

●現状と課題

平成24年度に健康づくりの指針となる「第二次健康さいかい21」を策定し、市民の皆さんの生活習慣病予防を軸とした保健指導を推進するとともに、生活習慣病予防のためには幼少期からの取組が効果的であることから、児童・生徒においても、きめ細かな健康管理に取り組んできました。

この結果、国民健康保険医療給付費の伸び率が鈍化してきたほか、重度の要介護認定者数の減少などに効果が現れてきています。一方、当市では高血圧を原因とした、脳血管疾患や心疾患等の循環器疾患の罹患者が多くを占めています。発症者の中には特定健康診査未受診者もあり、特に働き盛りといわれる40歳～50歳代の特定健康診査受診率が低い状況にあるため、健康寿命の延伸を図る上で、この世代を中心に健診受診率を向上し、生活習慣の早期改善を図っていくことが大きな課題です。

また、市民のこころの健康のサポートにも取り組んできましたが、近年こころの健康を害したり、うつ病を患う人の数は増加傾向にあります。こころと体の健やかさを保ち、自分らしく暮らせる健康寿命の延伸を図っていくためには、市民一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切であることから、市民にそれらに対する正しい知識を普及するとともに、市民の主体的な取組が行われるための環境の整備を図っていく必要があります。

●今後の取組方針

生活習慣病予防を軸とする保健指導や、市民の健康づくり活動の推進、公衆衛生環境の保全につながる施策を引き続き推進するとともに、増加傾向にある「こころの病」に対するサポートの強化に取り組み、市民のこころと体の健康の増進を図ります。

市民の健康維持のため、「第二次健康さいかい21」に基づき、保健指導、健康講座等を行い、市民が生涯を通じて生活習慣病予防を主体的に実践できるよう支援します。

市民が、身近な地域で健康について考え、実践していくため、健康づくり推進員、食生活改善推進員等と連携し、町内会単位で健康づくりについて考える機会を持つなど、地域主体の活動を推進します。

疾病の発症と重症化の予防、疾病の早期発見・早期治療を図るため、各種予防接種や健康診査、人間ドック等を受診しやすい環境を整備します。

1 栄養・食生活の充実と肥満対策

市民自らによる適正体重の維持に役立つよう、栄養・食生活に関する教本の作成と普及に取り組むとともに、健康づくり協力店認証の推進や健康・運動サークルの設置・促進などもすすめます。

バランスのとれた食事や適正摂取量など、食についての知識の普及や情報提供、相談機会の充実を図ります。

地域で健康づくりを推進していくリーダーとして保健ボランティアを育成し、その活動を支援していきます。

2 禁煙・受動喫煙防止の推進

たばこと歯の健康との関係など関心を集める話題にも触れながら、喫煙が健康へ及ぼす悪影響についての知識の普及と啓発に取り組みます。

未成年者がたばこを購入できない環境づくりと受動喫煙防止に向けた取組をすすめます。

3 多量飲酒などの防止

多量飲酒の習慣化による生活習慣病や健康障害をきたさないよう、適量・上手な飲み方についての啓発をおこないます。

未成年に飲酒をさせない地域環境づくりをすすめます。

4 健康づくりの拠点の整備

保健センターの維持・更新、機能の充実を検討します。



がん検診車に乗り込み受診する風景

細施策1-2-1-1

「健康さいかい21」の推進と新たな計画の策定(健康ほけん課)

○具体的な取組

「第二次健康さいかい21(平成25年度～平成34年度)」に沿って、本市の実情に応じた健康づくり施策を計画的に推進します。生活習慣病の早期予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組(食生活・運動習慣等)を強化します。計画の進行管理を行い、健康づくり推進協議会※の中で目標値と達成状況について情報共有・意見交換を行います。また、計画終了後は、国・県の方針に合わせた新たな計画を策定します。

細施策1-2-1-3

「健康管理」の構築(健康ほけん課)

○具体的な取組

市民自ら「健康管理」ができるよう、年1回の健診受診の定着・生活習慣病早期予防のための望ましい生活習慣について啓発していきます。また、各種健(検)診のPR、地域の実情に合わせた健(検)診体制を確立させ、市民の「健康管理」の構築に努めます。

細施策1-2-1-5

普及・啓発と情報発信(健康ほけん課)

○具体的な取組

広報紙や健康カレンダー、ウェブサイトなどのあらゆる媒体を通じて、年代や生活環境に応じた健康問題に対する知識の普及・啓発や健康に関する適切な情報発信を行います。

細施策1-2-1-2

自発的な健康づくりの推進(健康ほけん課)

○具体的な取組

自発的な健康づくりを推進するため、関係分野と連携し、年齢や性別、健康状態、目的等に応じた各種の健康づくりに関する事業に(出前講座等)取り組みます。

細施策1-2-1-4

相談・指導体制の構築(健康ほけん課)

○具体的な取組

健康状態や食事、運動、飲酒、喫煙(受動喫煙含む)などの生活習慣に関する各種の相談体制や、適切な指導を総合的・計画的に行える体制を構築し、各地区保健センター等での定期的な相談等の開催を図ります。

また、専門職による歯科相談を行うとともに、歯周病検診を充実させます。

細施策1-2-1-6

健康づくり組織の育成(健康ほけん課)

○具体的な取組

市民の健康意識を高めるために、各健康づくり組織を育成し、活動の活性化を図ります。健康づくり推進員会を定期的に開催し、各種健(検)診の受診方法・受診率等の情報共有を行い、地域ぐるみでの各種健(検)診の受診率向上を目指します。

また、食生活改善推進員※の育成事業を継続し、地区伝達活動の中で生活習慣病発症予防・重症化予防のための食生活改善を市民に伝えていきます。

※健康づくり推進協議会

すべての市民が健康でいきいきと暮らしていけるよう、市民・各種団体と行政がネットワークをつくり、健康的な生活様式や健康づくりを支援するまちづくりを推進する組織。

※食生活改善推進員

様々な分野で、市民の健康づくりを支援するボランティア組織を育成し、協働による食育を推進する組織。

細施策1-2-1-7

自殺予防対策(健康ほけん課)

○具体的な取組

自殺予防対策については、庁内連携会議の中で、その取組について検討し、普及・啓発のための講演会開催や広報活動、出前講座、ハイリスク者への対応、一次予防※、二次予防※に取り組めます。

細施策1-2-1-8

食育推進体制の構築(健康ほけん課)

○具体的な取組

食育推進計画に基づき、教育・産業分野をはじめ、関係機関団体との連携により活動を推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
高血圧Ⅱ度(160/100mmHg以上)以上の者の割合の減少	7.3%	6.8%
メタボリックシンドローム該当者の割合の減少	16.2%	13%
運動習慣者の割合の増加(1日30分以上の汗をかく運動を週2日以上1年間継続)	36.2%	42%
歯周病検診受診者数	13人	40人
自殺者数の減少	8人(27年)	6人(34年)
朝食を抜くことが週3回以上ある男性の割合の減少	8%	5%以下



食生活改善推進員の活動風景



バランスのとれた食事の一例

※一次予防、二次予防

社会や地域の介入による複合的な自殺対策プログラムの区分。一次予防…住民や地域における取組。(広報、出前講座、講演会、研修会等) 二次予防…うつや自殺未遂者対策。(スクリーニング、早期発見、相談窓口設置、家庭訪問、地域見守り活動等)

施策 1－2－2

健康診断の充実

細施策

1-2-2-1

各種検診の充実(健康ほけん課)

●現状と課題

生活習慣病予防を重視した特定健康診査と保健指導を義務づけるなど、生活習慣病予防の徹底を図っています。

本市のひとり当たりの医療費は国・県より高く推移していますが、一方で健診受診率は46.3%（平成27年度）で目標60%に達していない状況です、特に若い世代が低く、健康管理への意識が低い傾向がみられます。

医療費を適正化して国民健康保険税を負担可能な範囲にしていくためにも、健診受診率や保健指導実施率を向上させて生活習慣病などを予防し、市民自らの健康意識と健康管理能力を高めるとともに、健康づくりを支える環境整備を図る必要があります。

●今後の取組方針

1 健診受診の必要性の啓発

広報、イベントなどのあらゆる方法で健診の必要性や受診を呼びかけます。

2 特定健康診査の実施体制の構築

わかりやすい健診案内の通知や気軽に受けられる体制を整備、医療機関や事業所などとの連携(役割分担・データ管理など)体制を構築します。

また、レセプト照合などによる評価をおこない、課題の早期把握、改善に向けて取り組みます。

3 特定保健指導の実施体制の整備

保健指導実施者の資質の向上を図り、生活習慣の改善が促進されるよう支援します。

健康講演会や教室などの健康づくり事業の充実を図ります。また、医療費通知により、医療保険のしくみをわかりやすくお知らせします。

5 地域、職場、NPO組織などとの連携

生活習慣や医療費の適正化に関する啓発について、地域・職場・NPO団体などとの連携を図っていきます。

細施策1-2-2-1

各種検診の充実(健康ほけん課)

○具体的な取組

各地区保健センターにおいて、がん検診、結核検診、骨粗鬆症検診など総合的な健康診断を実施するとともに、受診結果の情報管理による一次予防の推進を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 26 年度	【目標】平成 34 年度
肺がん検診受診率	35.1%	42%
胃がん検診受診率	10.7%	40%
大腸がん検診受診率	23.9%	40%
乳がん検診受診率(超音波検査は除く)	40.3%	50%
子宮頸がん※検診受診率	30.6%	50%

(69歳以下の受診率)



がん検診車内の様子

※子宮頸がん

子宮の壁に近い子宮頸部にできるがん。日本では、子宮がんの80～90%をしめており、年齢的には30代から増え始める。

施策 1－2－3

母子保健サービスの充実

細施策

1-2-3-1

健診・指導・相談の充実(こども課)

1-2-3-2

不妊に対する支援(こども課)

●現状と課題

母性並びに乳児及び幼児の健康保持・増進を図るため、思春期から、妊娠期、乳幼児期を通じて母子ともに健康であるように健康診査、訪問指導、相談等を実施しています。

健康診査や県の制度利用率については100%に近い達成率です。

しかしながら、低体重出生児の割合が目標値と比較し高い数値になっていることなどが課題となっています。

●今後の取組方針

思春期、妊娠期、乳幼児期を通じて母子ともに健康であるように健康診査、保健指導、相談等の充実を図ります。

また、子どもが欲しくても子どもに恵まれない夫婦に対する不妊治療費の助成を行い、支援します。



健康診査での歯科検診

細施策1-2-3-1

健診・指導・相談の充実(こども課)

○具体的な取組

思春期、妊娠期、乳幼児期を通じて母子共に健康であるよう、健康診査、訪問指導、保健指導、相談等の充実を図るとともに、5歳児健診を実施します。また、切れ目のない総合的な相談に対応できる体制を整えます。

細施策1-2-3-2

不妊に対する支援(こども課)

○具体的な取組

不妊治療の助成に関する情報の提供、県保健所に設置してある相談窓口の周知を図るとともに、特定不妊治療費の助成※により不妊に悩む方を支援します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
1歳6ヶ月児健康診査受診率	100%	100%
3歳6ヶ月児健康診査受診率	99.5%	100%
特定不妊治療費助成の県の制度利用者への適用率	—	100%



児健康診査ですこやかなひとづくり

※特定不妊治療費の助成

不妊に悩む夫婦を対象に、経済的負担の軽減を図るため治療費の一部を助成する。1回あたり10万円を限度。ただし凍結胚を解冻移植した場合、状態がよい卵が得られず中止した場合は5万円を限度とする。

施策 1－2－4

予防接種の実施徹底

細施策

- 1-2-4-1 予防接種の充実(健康ほけん課・こども課)
- 1-2-4-2 正しい情報の周知(健康ほけん課・こども課)
- 1-2-4-3 予防接種実施率の向上(健康ほけん課・こども課)

●現状と課題

A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市の区域内に居住する者に対し、予防接種を実施しています。

予防接種事業においては、予防接種業務の運営(直営・委託)、接種対象者への個別通知、住民への詳細情報提供(効果、接種方法、場所、注意事項など)、医療機関との連絡・調整(契約)、転入者・外国人・社会的弱者への対応などを円滑に行い、地域組織との協働により予防接種の啓発に努める必要があります。

●今後の取組方針

予防接種法に基づき各種の予防接種を行います。いつでも安心して予防接種が受けられるよう、市内外の医療機関等と広域的な連携強化に取り組みます。

接種対象者や保護者の予防接種に対する正しい知識習得を図るため、県や医師会等関係機関と連携し、予防接種の効果、副反応、注意事項等に係る情報の周知徹底に努めます。

未接種者に対する接種勧奨や各種広報媒体を通じた実施日程の周知徹底など予防接種実施率向上に努めます。



子どもの予防接種

細施策1-2-4-1

予防接種の充実(健康ほけん課・こども課)

○具体的な取組

予防接種法に基づき各種の予防接種を行います。いつでも安心して予防接種が受けられるよう、市内外の医療機関等と広域的な連携強化に取り組めます。

細施策1-2-4-2

正しい情報の周知(健康ほけん課・こども課)

○具体的な取組

接種対象者や保護者の予防接種に対する正しい知識習得を図るため、県や医師会等関係機関と連携し、予防接種の効果、副反応、注意事項等に係る情報の周知徹底に努めます。

細施策1-2-4-3

予防接種実施率の向上(健康ほけん課・こども課)

○具体的な取組

未接種者に対する接種勧奨や各種広報媒体を通じた実施日程の周知徹底など予防接種実施率向上に努めます。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
BCG予防接種の実施率	97.9%	100%
麻疹・風疹(I期、Ⅱ期)予防接種の実施率	I期：90.5% Ⅱ期：94.5%	100%
高齢者のインフルエンザ予防接種の実施率	56.8%	60%
高齢者の肺炎球菌予防接種の実施率	46%	60%



予防接種前の医師による丁寧な説明

施策 1-2-5

感染症対策の強化

細施策

- 1-2-5-1 正確な情報の発信(健康ほけん課)
- 1-2-5-2 感染症拡大予防(健康ほけん課)
- 1-2-5-3 検査体制の充実(健康ほけん課)
- 1-2-5-4 学校などにおける性教育との連携(学校教育課)

●現状と課題

国際的な交流人口の拡大によって新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症の世界的な流行が危惧されており、国際的に対応可能な健康危機管理体制の充実が求められています。

また、感染症を予防するために実施する予防接種の種類が増加しており、接種率の向上を図るため市民への啓発に努める必要があります。

●今後の取組方針

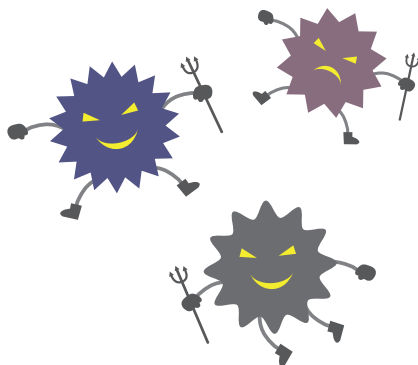
感染症の発生に速やかに対応するため、医療機関等の関係機関と協力し、健康危機管理体制を整えます。

感染症の発症と拡大防止のため、感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、予防接種の接種率の向上を図ります。

国や県、医療機関などの関係機関と連携し、感染症に関する最新情報の収集を図るとともに、感染症予防や感染時の適切な対応等に関する正しい知識の習得と意識啓発を図るため、広報紙やホームページ等を通じて情報発信を行います。

新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に対応できるよう新型インフルエンザ等行動計画を作成し、感染症拡大防止のための備蓄品を整備します。

各地区公民館や保健センターにて結核検診を行い、受診率の向上に努めます。



細施策1-2-5-1

正確な情報の発信(健康ほけん課)

○具体的な取組

国や県、医療機関などの関係機関と連携し、感染症に関する最新情報の収集を図るとともに、感染症予防や感染時の適切な対応等に関する正しい知識の習得と意識啓発を図るため、広報紙やホームページ等を通じて情報発信を行います。

細施策1-2-5-2

感染症拡大予防(健康ほけん課)

○具体的な取組

新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に対応できるよう新型インフルエンザ等行動計画を作成し、感染症拡大防止のための備蓄品を整備します。

細施策1-2-5-3

検査体制の充実(健康ほけん課)

○具体的な取組

各地区公民館や保健センターにて結核検診を行い、受診率の向上に努めます。

細施策1-2-5-4

学校などにおける性教育との連携(学校教育課)

○具体的な取組

エイズや性感染症などの予防に関して西彼保健所と連携し、学校などにおける性教育と積極的に連携を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
結核検診受診率	19.7%	40%



胸部X線の撮影後、異常がないか確認する医師の様子

元気で活力ある長寿社会づくり

施策1-3-1 高齢者の生きがいづくり

施策1-3-2 地域で支えあう仕組みづくり

施策1-3-3 介護予防の推進

施策1-3-4 各種サービスの充実

【基本政策方針】

我が国における75歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には2200万人となる予測が出されています。後期高齢者の増加とともに高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が懸念されています。

このようなことから、介護保険等の公的な社会保障制度だけでは対応が困難であるため、高齢者が尊厳を保持し、住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう地域全体で支えあう地域づくりに取り組めます。



高齢者地域自主活動

施策 1-3-1

高齢者の生きがいづくり

細施策

- 1-3-1-1 労働による生きがいづくり（福祉課）
- 1-3-1-2 交通費の助成（福祉課）
- 1-3-1-3 高齢者の自主的活動の支援（長寿介護課）
- 1-3-1-4 高齢者の知識や経験を活かす場づくり（長寿介護課）
- 1-3-1-5 高齢者の地域活動への参加促進（長寿介護課）

●現状と課題

全国で75歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には2200万人となる予測が出されていますが、まだまだ元気な高齢者が多くなってきています。高齢者が生きがいを持って生活できるよう、これまで培ってきた知識・技能経験を活かせる高齢者の社会参加の場が必要です。

●今後の取組方針

高齢者の社会参加を促進するため文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の活動支援、活動を支える人材育成を図ります。



高齢者体験学習指導「ペーロン指導」

細施策1-3-1-1

労働による生きがいづくり（福祉課）

○具体的な取組

労働による生きがい醸成と経済的自立促進を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

細施策1-3-1-2

交通費の助成（福祉課）

○具体的な取組

高齢者等の社会参加促進を図るため、交通費に対する支援を行います。

細施策1-3-1-3

高齢者の自主的活動の支援（長寿介護課）

○具体的な取組

高齢者の社会参加を促進するため、生涯学習や老人クラブ活動における文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等自主的活動を支援します。

細施策1-3-1-4

高齢者の知識や経験を活かす場づくり（長寿介護課）

○具体的な取組

高齢者のこれまでの知識・技能を活かした体験学習等の指導者、総合事業の担い手として高齢者の社会参加を促進します。

細施策1-3-1-5

高齢者の地域活動への参加促進（長寿介護課）

○具体的な取組

単位老人クラブへの加入促進、指導者の育成及びわいわいサロン事業実施団体の増のための支援を行います。また、老人クラブ連合会等やわいわいサロン事業の助成により、活動に対し資金面での助成を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
わいわいサロン事業実施団体数	44団体	50団体
介護予防ボランティア活動実人員	0人	25人

施策 1-3-2

地域で支えあう仕組みづくり

細施策

- 1-3-2-1 認知症施策の推進(長寿介護課)
- 1-3-2-2 高齢者福祉を支える人材等の育成・支援(長寿介護課)
- 1-3-2-3 見守りネットワーク事業の推進(長寿介護課)
- 1-3-2-4 関係者間の情報共有体制の構築(長寿介護課)
- 1-3-2-5 権利擁護の支援・相談体制の確立(長寿介護課)

●現状と課題

在宅で生活する高齢者の増加とともに、高齢者の単独世帯や高齢者のみの世帯等が増加し、通院や買い物等、心身の状態に応じた支援が必要な方が増加してきています。孤立化を防止し、安心して生活できるよう見守り体制や高齢者を支える支援体制が必要です。

●今後の取組方針

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、高齢者の権利擁護に努めるとともに相談体制の充実を図ります。

地域住民等のネットワークを構築し、地域全体での見守りを行うとともに、適切な介護サービスの提供を図るための関係者間の情報共有体制の構築を図ります。



介護予防学習 「認知症サポートリーダー研修」



見守りネットワーク事業

細施策1-3-2-1

認知症施策の推進(長寿介護課)

○具体的な取組

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けるために、認知症の人や家族に対する支援体制の構築を図ります。

細施策1-3-2-2

高齢者福祉を支える人材等の育成・支援(長寿介護課)

○具体的な取組

老人クラブ等と連携し、総合事業の担い手となる高齢者福祉を支える人材及び市民団体等の育成と活動支援、閉じこもりがちな高齢者の社会参加の促進、仲間づくりの場の拡充を行います。

細施策1-3-2-3

見守りネットワーク事業の推進(長寿介護課)

○具体的な取組

地域住民等のネットワークにより高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、市民等が相互に連携を図り、地域全体での見守りを行い、高齢者等が安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。

細施策1-3-2-4

関係者間の情報共有体制の構築(長寿介護課)

○具体的な取組

高齢者や要介護者に対する適切で効果的な生活支援や介護サービスの提供を図るため、福祉関係者と医療関係者の情報共有のツールとして、地域ケア会議の活用を促進し、地域のネットワークの構築を推進します。

細施策1-3-2-5

権利擁護の支援・相談体制の確立(長寿介護課)

○具体的な取組

高齢者が安心して住み続けられるよう、関係機関と連携を図りながら高齢者の権利擁護が図られるよう努めます。また、地域包括支援センターが地域の相談窓口となるよう市民に対し周知を図るとともに相談体制の充実を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
見守りネットワーク登録事業所数	10事業所	15事業所
認知症サポーター※養成者率 (人口に占める割合)	6%	8%

※認知症サポーター

特定非営利活動法人「地域ケア政策ネットワーク全国キャラバンメイト連絡協議会」が実施する「認知症サポーターキャラバン事業」における認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称。

施策 1-3-3

介護予防の推進

細施策

- 1-3-3-1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進(長寿介護課)
- 1-3-3-2 介護予防ケアマネジメント方針に基づいたケアプランの推進(長寿介護課)
- 1-3-3-3 症状に応じたきめ細やかな支援(長寿介護課)
- 1-3-3-4 事業対象者の的確な把握(長寿介護課)
- 1-3-3-5 介護予防の普及・啓発(長寿介護課)

●現状と課題

高齢者のニーズ調査によるとその多くが、家族のみならず、近隣住民、民間事業者からの手助けを受けながら、できるかぎり自宅で生活하기를望んでいるという調査結果が示されています。今後増加することが予測されている、1人暮らし高齢者が、自宅での生活継続を実現するための支援が必要です。

●今後の取組方針

介護予防ケアマネジメント方針に基づいたケアプランとし、症状に応じたきめ細やかな支援により心身機能の維持向上を目指し施策の充実を図ります。

介護予防事業対象者の的確な把握に努めるとともに出前講座等を活用した普及・啓発に努めます。



介護予防学習



介護予防・日常生活支援総合事業
「通所型短期集中サービス」

細施策1-3-3-1

介護予防・日常生活支援総合事業の推進(長寿介護課)

○具体的な取組

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等になっても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

細施策1-3-3-2

介護予防ケアマネジメント※方針に基づいたケアプランの推進(長寿介護課)

○具体的な取組

サービス利用者の生活向上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、サービス利用者の自立支援に資するよう、「心身機能」・「活動」・「参加」にバランスよくアプローチし、サービス利用者の生活機能の積極的向上及び要支援状態の軽減を図るケアプランとします。

細施策1-3-3-3

症状に応じたきめ細やかな支援(長寿介護課)

○具体的な取組

要支援1・2と判定された人及びサービス事業対象者に対し、本人の状態や意欲等に応じて目標を立て、必要なサービスを計画的に提供できるようプラン作成・調整を行うとともに、元気な高齢者に対しては、心身機能の維持・向上を目指す施策を講じます。また、認知症等により処遇困難な人には認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員を配置し適切に対処します。

細施策1-3-3-4

事業対象者の的確な把握(長寿介護課)

○具体的な取組

事業対象者の把握については、要支援認定者で介護サービスの利用のない方の訪問をするとともに相談があった人に対し基本チェックリストにより、対象者を的確に把握し、介護予防・生活支援サービス事業の利用につなげ、心身機能の維持・向上を目指します。

細施策1-3-3-5

介護予防の普及啓発(長寿介護課)

○具体的な取組

老人クラブ活動、高齢者学級、わいわいサロン等の場を利用し、介護予防普及啓発に努めます。また、地域包括支援センターの機能や役割が広く市民に伝わるよう、広報・啓発を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
いきいき100歳体操実施団体数 (各生活圏域※4箇所)	7団体	20団体

※生活圏域

市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた地域。西海市では、西彼圏域、西海圏域、大島・崎戸圏域、大瀬戸圏域、離島圏域の5圏域からなる日常生活圏域を定めています。

施策1-3-4

各種サービスの充実

細施策

- 1-3-4-1 在宅福祉サービスの充実(長寿介護課)
- 1-3-4-2 介護サービスの充実(長寿介護課)
- 1-3-4-3 家族介護者への支援の推進(長寿介護課)
- 1-3-4-4 地域に密着したサービスの展開(長寿介護課)
- 1-3-4-5 介護保険制度の普及啓発活動の推進(長寿介護課)

●現状と課題

全国では団塊の世代が後期高齢者となるのは平成37年ですが、西海市では後期高齢者数がピークを迎えるのが平成32年となります。後期高齢者数が増加すると要介護者の割合が高くなります。介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で継続して生活したいという高齢者のニーズに即したサービスの提供が必要となります。また、家族介護者の負担を軽減する施策が必要となります。

●今後の取組方針

高齢者に必要とされる介護サービスの提供体制の構築を図り、適切な介護サービスが受けられるよう人材育成に努めます。

在宅で高齢者を支える家族介護者に対し心身のリフレッシュ及び家計負担の軽減を図ります。
適正な利用促進を図るため介護保険制度の普及・啓発に努めます。



介護保険制度普及啓発事業



第2回介護の日フォトコンテスト入選作品
「いっしょに食べるとおいしいね」

細施策1-3-4-1

在宅福祉サービスの充実(長寿介護課)

○具体的な取組

高齢化が加速する中、心身の健康を保つために学びやささまざまな交流活動等、誰もが生涯にわたって主体的・自主的に関わっていくことができるよう、環境整備を図ります。

細施策1-3-4-2

介護サービスの充実(長寿介護課)

○具体的な取組

高齢者に必要とされる介護サービスが十分に提供されるよう、介護サービスの人材確保を図りつつ、介護サービスの質を向上させるため、事業所と連携強化を図り専門職種の能力・資質の向上、人材の育成を図ります。また、要介護状態になっても介護保険サービスを核として、保健・医療・福祉が連携し適切なサービスが受けられるよう充実した介護を推進します。

細施策1-3-4-3

家族介護者への支援の推進(長寿介護課)

○具体的な取組

在宅で家族が介護を継続できるよう、介護者の心身をリフレッシュさせる事業や介護者相互の交流等の介護負担軽減、家族の家計負担の軽減策の充実を図ります。

細施策1-3-4-4

地域に密着したサービスの展開(長寿介護課)

○具体的な取組

住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、地域に密着したサービスを展開し、地域の特性・実情にきめ細かく対応した介護サービスの充実を図ります。事業所と連携強化を図り、安定したサービスが提供できるよう人材確保及び専門職種の能力・資質の向上、人材の育成を図ります。

細施策1-3-4-5

介護保険制度の普及・啓発活動の推進(長寿介護課)

○具体的な取組

介護保険制度に対する市民の理解と適正な利用促進を図るため、広報紙やホームページ等各種広報媒体による制度やサービスのPRを推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
要介護認定率(1号被保険者) (削減目標)	21.9%	全国平均 (現在17.9%)
介護サービス利用率	77%	全国平均 (現在85.3%)

自立と共生の障がい者(児)支援

施策1-4-1 個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発

施策1-4-2 障がい者(児)相談支援体制の充実

施策1-4-3 日常生活の支援

施策1-4-4 社会進出の支援

【基本政策方針】

障がい者が社会の一員として生活が営めるよう、自立支援や社会参加を促進します。



施策 1－4－1

個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発

細施策

1-4-1-1

個人の尊厳を大切にし、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発(福祉課)

●現状と課題

広報紙等を活用し、障がい者(児)への差別や偏見を解消することでお互いを理解し合いみんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発活動を行ってきました。しかしながら周知方法が広報紙とウェブサイトのみであるため、必ずしも周知効果は高いと言えない状況です。

障がい者(児)への差別や偏見を無くしていくためにも、普及・啓発を図っていく必要があります。

●今後の取組方針

障がい者(児)への差別や偏見を解消し、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発活動について広報紙やウェブサイト、その他の新たな方法により周知を図ります。



中学生による車いす体験

細施策1-4-1-1

個人の尊厳を大切に、みんなが楽しく生活できるまちづくりへの普及・啓発(福祉課)

○具体的な取組

一人ひとりが他人との違いを認め合い、ともに生活できる社会の実現に向けて関係機関と連携を図りながら、広報紙やウェブサイト、その他の新たな周知方法により障がい者(児)への差別や偏見を無くすための普及・啓発活動に取り組みます。



周知用パンフレット

施策 1－4－2

障がい者(児)相談支援体制の充実

細施策

1-4-2-1

相談支援の充実(福祉課)

●現状と課題

障がい者(児)やその家族からの相談については、行政など一部の関係機関に限られていましたが、平成25年度に障害者総合支援法が施行され、障害者相談支援事業の充実が図られました。

市内においても、相談支援事業所が増加したことで、障害福祉サービスを始め他の障害者支援制度の相談支援体制が拡充されました。

●今後の取組方針

各関係機関や相談支援事業所において、それぞれの分野における相談事例等を持ち寄り検証し、共通認識や情報の共有・連携を図ることで、相談支援体制のさらなる充実を図ります。



相談支援事業所による研修会

細施策1-4-2-1

相談支援の充実(福祉課)

○具体的な取組

「障がい者等自立支援協議会※」において、障がい者(児)の相談支援に関することをはじめ、障がい福祉の課題や方策について協議・検討し、行政、関係機関、民間事業者などが連携した福祉支援体制の整備・充実に図りながら、相談支援事業所などの相談支援体制の充実も図ります。



※障がい者等自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき設置することに努める必要がある協議会。地域の実情に応じ、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の整備を図り、相談支援事業を効果的に実施するため、主に事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる委員で構成される。

施策 1－4－3

日常生活の支援

細施策

- 1-4-3-1 訪問系サービスの充実(福祉課)
- 1-4-3-2 日中活動系サービスの活用による自立支援(福祉課)
- 1-4-3-3 家族の負担軽減(福祉課)
- 1-4-3-4 グループホームサービスの提供(福祉課)
- 1-4-3-5 福祉施設間の総合的な連携強化(福祉課)
- 1-4-3-6 福祉を支える人材育成(福祉課)
- 1-4-3-7 医療・福祉・保健・教育の連携による支援ネットワークの構築(福祉課)
- 1-4-3-8 助成制度の情報提供(福祉課)

●現状と課題

在宅の障がい者(児)へ日常生活を送るために必要な支援を行うために、障害福祉サービスをはじめ各種障害支援制度を行政、支援事業所、相談支援事業所と連携し支援を行いました。しかし、制度間や周囲に手続き等支援する人がいないため、障害福祉サービス等の支援に結び付かない人、高齢化により介護保険への移行がスムーズに行かない人、市内に対応できるサービスを実施している事業所がないなど課題が山積しています。

●今後の取組方針

在宅の障がい者(児)へ日常生活を送るため必要な支援を行うため、継続して各種障害福祉支援制度の周知及び活用を行政はじめ各関係機関、支援事業所、相談支援事業所などと連携を図りながら推進を行います。



民生委員児童委員との意見交換



障がい者支援事業所による研修会

細施策1-4-3-1

訪問系サービスの充実(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)の基本的な日常生活を支援するため、ホームヘルパーの派遣など訪問系サービスの充実を図ります。

細施策1-4-3-2

日中活動系サービスの活用による自立支援(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)の文化的活動への参加や機能訓練等のサービスによる自立を促進するため、日中活動系サービスの活用を図ります。

細施策1-4-3-3

家族の負担軽減(福祉課)

○具体的な取組

家族の日常活動及び身体的・精神的な負担の軽減等を図るため、一時的に在宅での日常生活に支障がある障がい者(児)を対象に、障害福祉サービス事業所への短期間入所による、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活の世話や機能訓練のサービスの提供を図ります。

細施策1-4-3-4

グループホーム等の充実(福祉課)

○具体的な取組

少人数の家庭的な雰囲気の中で、障がい者が極力自立した生活を送ることができるよう、グループホームの充実を図ります。

細施策1-4-3-5

福祉施設間の総合的な連携強化(福祉課)

○具体的な取組

福祉施設間の総合的な連携強化より、各種サービスの提供を図ります。

細施策1-4-3-6

福祉を支える人材育成(福祉課)

○具体的な取組

ホームヘルパーなどの福祉を支える人材育成を図ります。

細施策1-4-3-7

医療・福祉・保健・教育の連携による支援ネットワークの構築(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)が生活していくなかで必要な支援や、医療機関退院後の機能回復訓練対策の強化を図るため、医療・福祉・保健・教育の連携による支援ネットワークの構築を推進します。

細施策1-4-3-8

助成制度の情報提供(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)が、医療費助成制度等各種助成制度を適切に利用できるよう、適切な情報提供を図ります。

施策 1－4－4

社会進出の支援

細施策

- 1-4-4-1 住み慣れた地域でのくらしの推進(福祉課)
- 1-4-4-2 交通費の助成(福祉課)
- 1-4-4-3 就労支援体制の構築(福祉課)
- 1-4-4-4 社会との交流の推進(福祉課)

●現状と課題

障がい者(児)の社会参加に対するバリアフリー化など環境整備に努めるとともに、社会参加促進のため交通費の助成や就労を望む障がい者に対して、個人の特性や能力に応じた雇用の場の提供が出来るよう取り組んできました。

また、障がい者(児)の健康促進、余暇活動の一環として、障がい者スポーツ大会やビーチスポーツ大会など、各種催しへの支援を行いました。しかし、施設整備や就労の場の開拓など、障がい者(児)に対する理解などの周知・啓発不足などから進んでいないのが現状です。

●今後の取組方針

継続して公共公益施設におけるバリアフリー化など環境整備に努めると共に、障がい者(児)の社会参加しやすい環境や支援の構築に努めます。



全国障害者スポーツ大会での長崎県選手団

細施策1-4-4-1

住み慣れた地域でのくらしの推進(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)が住み慣れた地域で生活できるとともに、社会参加しやすい環境をつくるため、公共公益施設におけるバリアフリー化や障がい者用トイレや駐車区画等の設備の充実と普及を図ります。また、障がい者(児)が安心して医療サービスを受けられる環境を構築するため、各医療機関と各障害者支援事業所及び患者とのコミュニケーション面でのバリアフリー化を推進します。

細施策1-4-4-3

就労支援体制の構築(福祉課)

○具体的な取組

障がい者の障がい種別や意向に応じた雇用の場の確保による経済的自立を促進するため、社会訓練施設、福祉的就労施設、民間事業所等の連携による就労支援体制の構築を図ります。

細施策1-4-4-2

交通費の助成(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)等の社会参加促進のため、交通費の助成を行います。

細施策1-4-4-4

社会との交流の推進(福祉課)

○具体的な取組

障がい者(児)と健常者の交流を推進するため、障がいの有無に関係なく参加できるスポーツや文化活動の支援に努めます。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
地域移行支援事業利用者数 (年間)	0人	1人
地域定着支援事業利用者数 (年間)	1人	1人



オストメイト対応トイレ



点字ブロック

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

- 施策1-5-1 能力や個性を伸ばす教育の推進
- 施策1-5-2 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進
- 施策1-5-3 健康で安全な学校生活の実現
- 施策1-5-4 教職員の資質の向上
- 施策1-5-5 幼児教育の推進

【基本政策方針】

子どもの能力や個性を伸ばし、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図るため、自然環境や地場産業、地域の歴史文化、人々等とのふれあいを通じた体験学習など、本市ならではの地域の特性を生かした教育を推進します。

家庭や地域に信頼される学校づくりを目指し、教職員の資質の向上を図るとともに、学校に関する情報発信の強化や学校と家庭・地域の連携強化に取り組みます。

健康で安全な学校生活の実現を目指し、子どもの基本的生活習慣の定着と食育の推進に努めるとともに、体育の時間の充実や部活動等により体力向上を図ります。



ICT（タブレット端末）を活用した個別学習の風景

施策 1-5-1

能力や個性を伸ばす教育の推進

細施策

- 1-5-1-1 学力の向上(学校教育課)
- 1-5-1-2 特別支援教育の充実(学校教育課)
- 1-5-1-3 特色ある学校づくりの推進(学校教育課)

●現状と課題

平成28年度の全国学力・学習状況調査では、小・中学校は全般的に全国平均正答率と同等の結果となっています。今後、さらに学力を向上させるためには、ICTを効果的に活用する等、指導方法の工夫・改善や協働型、双方向型の指導体制の構築が課題にあげられます。また、急激な社会の変化、例えば国際化、情報化、環境問題などに主体的に対応できる人間の育成が求められています。児童生徒に「生きる力」を育て、豊かな人間性、社会性を養い伸ばすことが重要です。

●今後の取組方針

平成26年度設置した西海市学力向上プロジェクトの活動を今後さらに充実させ、授業改善や家庭学習の強化、小中学校間の連携の強化を図っていきます。

個々の児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導と支援体制や相談体制の整備に努め、特別支援教育の充実を図ります。

充実した英語教育の取組を通して、グローバル化に対応できる資質や能力を養います。

地域・保護者・学校が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育むコミュニティ・スクールを推進します。



外国語活動

細施策1-5-1-1

学力の向上(学校教育課)

○具体的な取組

☆学習指導要領に基づく学力観での授業づくり

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため、基礎的・基本的な知識、技能を確実に身に付け、根拠を明確にしながら自分の考えを書いたり、話したりする力を育成する授業への転換が求められています。そのため、各学校における授業改善や小中学校間の連携強化を図るため「西海市学力向上プロジェクト」の活動を推進します。

☆キャリア教育の推進

「夢・あこがれ・志」を持った児童生徒の育成のために計画的・体系的な進路指導や職業体験等に取り組みます。

☆家庭での学習時間と内容の充実、読書活動の推進

各学校は家庭と連携し、児童生徒の家庭学習の充実を図ります。

細施策1-5-1-2

特別支援教育の充実(学校教育課)

○具体的な取組

☆特別支援教育研修の充実

児童生徒への指導の充実のため、市主催の特別支援学級担任・通級指導教室担当、特別支援教育コーディネーター及び支援員等の専門性向上のための研修を開催します。

☆校内支援体制の充実

児童生徒の状況やニーズに応じて担任や特別支援教育コーディネーターと連携しながら、意図的・計画的な校内の支援を可能にするため、特別支援教育支援員を市独自で雇用し必要な学校に適切に配置します。

☆相談体制の充実

児童生徒の実態把握や特性理解に基づく適切な支援を行い、きめ細かな就学相談等を実施するため、専門機関と連携するとともに年長児に対する幼児教育相談を周知・展開します。

細施策1-5-1-3

特色ある学校づくりの推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆グローバル化に対応した英語教育の推進

児童・生徒の英語への関心・興味を高め、グローバル化に対応できる資質や能力を養うため、英語教育の充実に取り組みます。

☆コミュニティ・スクールの推進

「地域とともにある、特色ある学校づくり」を目指し、地域・保護者・学校が一体となり学校運営を進めるコミュニティ・スクールの設置を推進していきます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
「授業実践の視点」を踏まえた教 諭等による研究授業の実施率	—	100%
「夢・あこがれ・志」を育むため の具体的な教育活動の実施率	100%	継続
平日の家庭学習の時間 (小6:1時間以上、中3:2時 間以上)	47.2%	100%
コミュニティ・スクール設置校数	0校	2校



授業風景

施策 1－5－2

豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進

細施策

- 1-5-2-1 道徳教育の充実(学校教育課)
- 1-5-2-2 ふるさとを学ぶ教育の推進(学校教育課)
- 1-5-2-3 読書活動の推進(学校教育課)
- 1-5-2-4 不登校等の子どもの支援(学校教育課)

●現状と課題

学校における道徳教育は、自立した人間として他者とともに生きるための基盤となる教育活動であるため、研究授業の実施などで「道徳の時間」の充実を図っています。今後、実施される「道徳科」の理解と実践に向けて授業の内容、評価のあり方等の研修の充実が課題です。また、ふるさと西海市を学ぶ「西海学」では、更に充実した展開を図ることが必要となっています。

●今後の取組方針

「特別の教科 道徳」に向けて研修会を実施し、指導内容の理解を図ります。

各学校の創意工夫による「西海学」の展開により、児童生徒の「ふるさと」に対する理解や愛着を深めます。

平日の読書週間の充実のため、教育課程の中に読書活動を取り入れたり、家庭学習の中に読書を取り入れたりし、読書に親しむ児童生徒の育成を図ります。



初任者研修 ー西海学ー

細施策1-5-2-1

道徳教育の充実(学校教育課)

○具体的な取組

☆道徳教育に関する研修の推進

「特別の教科 道徳」の指導内容の理解と確実な実施のため、教職員を対象にした研修会を開催します。

☆研究授業を中心とした授業の質の向上

「道徳科」の確かな実践に向けて、研究授業を全ての学校が実施するとともに、授業の内容、評価のあり方等について、授業研究会を実施します。

☆道徳教育の場の充実

授業以外の場でも道徳的实践力を身に付けさせるため、小学校の宿泊学習、中学校の職場体験学習やボランティア学習などを教育課程に計画的に位置付けて実施し、推進します。

細施策1-5-2-3

読書活動の推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆平日の読書習慣の確立

平日から読書に親しむ児童・生徒の育成を図るため、読書活動の教育課程への取り入れや家庭学習への取り入れを推進します。

☆学校図書館司書等の適正配置と研修の充実

図書館教育への理解を深め、読書活動のより一層の充実を図るため、学校図書館司書等の適正配置や定期的な研修会を開催します。

細施策1-5-2-2

ふるさとを学ぶ教育の推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆ふるさとに対する理解を深めるための副教材の充実

西海市を愛する子どもたちを育むことを目指し、小・中学校の社会科学習の副教材を作成し、最新情報の収集及び編集により定期的に見直します。

☆各学校の特色に応じた「西海学」の展開

児童生徒が「ふるさと」に対する理解や愛着を深められるように、各校の創意工夫による「西海学」を展開します。

細施策1-5-2-4

不登校等の子どもの支援(学校教育課)

○具体的な取組

☆「心の教室」相談員の配置・育成

不登校等の問題を抱えた児童・生徒が抱える悩みやストレスの解消を手助けするため、「心の教室」相談員を中学校に配置します。また、定期的に「心の教室」相談員の研修や情報交換会を開催して、生徒への対応の仕方や保護者、教職員等との連携の方法について学ぶ機会をつくります。

☆スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実

スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒や保護者、教職員への相談業務や助言を行うとともに、「心の教室」相談員や教職員との連携を行うことで、より充実した相談体制をつくっていきます。

☆スクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実

スクールソーシャルワーカーを配置し、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉分野等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うことで、より充実した相談体制をつくっていきます。

☆「適応指導教室」の充実

西彼地区、大崎地区に開設している「適応指導教室」における指導・支援の向上を図るため、指導員の研修を充実します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
道徳科の授業研究会を実施している学校の割合	—	100%
平日の読書時間の割合(1日30分以上)	小6 30.2% 中3 34.2%	小6 70% 中3 50%
不登校児童生徒の改善率	50%	95%



学校図書館

施策 1-5-3

健康で安全な学校生活の実現

細施策

- 1-5-3-1 健康・安全教育の推進(学校教育課)
- 1-5-3-2 学校体育の充実と体力の向上(学校教育課)
- 1-5-3-3 学校給食・食育の充実(学校教育課)

●現状と課題

各学校では、日常の健康観察等により保健指導を推進しています。健康教育の目的の児童生徒に健康の保持増進に必要な判断力や実践力を身に付けさせること、安全教育では、事故を起こさない、遭わないために必要な知識と判断力を身に付けさせることが必要です。また、本市の児童生徒の体力テストのほとんどの種目において県平均を上回っており、体力は優れていると言えます。運動に親しむ児童生徒を育成するため、武道をはじめとする様々な運動領域において、指導者の指導技術の向上を図る必要があります。近年、食の安全について深刻な問題が発生する中、本市では豊富な農水産物に恵まれ学校給食において西海市産の安全な食材が確保されています。今後、学習指導要領に沿った授業を通じた食育の指導が必要となります。

●今後の取組方針

「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進し、学校・家庭・地域が連携した取組により、基本的生活習慣の定着に努めます。

児童生徒の体力向上を図るため、西海市独自に体育指導者講習会を企画し、教職員の資質向上に努めていきます。

学校において、全教職員で食育を推進するとともに、児童生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践していくことができるよう努めます。



登下校時の見守り

細施策1-5-3-1

健康・安全教育の推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆健康教育の推進

基本的な生活習慣の定着を図るため、学校・家庭・地域の連携した取組として「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進します。

また、はみがきの習慣化に取り組むとともに、市の保健福祉部等と連携しう歯予防のための取組を支援します。

☆安全教育の推進

学校の実態に応じた自然災害対策や火災対策、不審者対策等の避難訓練を推進し、警察署や消防署等の関係機関と連携した安全教育に努めます。

また、PTAや地域の協力を得ながら、登下校時の安全確保や不審者対策に努めます。

細施策1-5-3-2

学校体育の充実と体力の向上(学校教育課)

○具体的な取組

☆児童・生徒の体力の向上

児童・生徒の体力向上を図るため、西海市独自に体育指導者講習会を企画し、教職員の資質の向上に努めていきます。

☆外部指導者の招聘

市の体育協会やスポーツ推進委員と連携して地域人材を活用し、小学校の課外クラブや中学校の部活動の指導者の確保に努めます。

細施策1-5-3-3

学校給食・食育の充実(学校教育課)

○具体的な取組

☆安全な食材の確保

安全な食材の確保のため、西海市産の農水産物の使用を推進します。

☆食育の推進

児童・生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践できるよう、学校において全職員で食育を推進します。

☆施設、設備の充実

施設の点検、実態把握を行い、設備の充実に努めます。

☆学校給食施設の適正化

各小中学校の児童・生徒数や学校数を踏まえ、学校給食施設の適正化を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
う歯罹患者の割合	小 17.2% 中 39.1%	小 16% 中 35%
体力テスト全国平均を上回った 種目の割合	46.7%	50%
西海市産の農水産物の使用率	59.51%	70%
学校における食育に関する行 事の実施率	85.7%	100%



食 育

施策 1－5－4

教職員の資質の向上

細施策

1-5-4-1

教職員研修の充実(学校教育課)

1-5-4-2

校内研修の推進(学校教育課)

●現状と課題

教育方針の具現化に向け、教職員の資質向上、指導力向上を目指した研修会を積極的に実施してきました。近年の教育課題に対応し、児童生徒の指導に効果を上げていくために、研修内容の充実、専門的講師の招聘、研修の適切な回数等の検討が課題です。研究指定では、教育課題に対応した市研究指定校や市の特色を生かした内容の市研究指定校を決めています。研究指定校の研究の成果・課題を市全体で共有し、各校の取組にいかに取り組んでいくかが今後の課題です。

●今後の取組方針

児童生徒の実態、学校の実態に合った方策を学び、定期研修会を充実させます。
各校に指導主事を派遣し、校内研修の指導や支援を十分に行い、教職員の資質・指導力を向上させます。
研究指定校の研究を支援し、研究の成果・課題の共有化を図ります。



校内研修

細施策1-5-4-1

教職員研修の充実(学校教育課)

○具体的な取組

☆定期研修会の充実

教職員の資質向上・指導力向上を図るため、児童・生徒やそれぞれの学校の実態に合った方策を学ぶなど研修会の充実に推進します。

☆選択制研修の充実

教職員の資質向上・指導力向上を図るため、専門的な力を持った講師の指導を受けるなど研修会の充実に推進します。

細施策1-5-4-2

校内研修の推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆校内研修の充実

教職員の資質・指導力の向上を図るため、各校に指導主事を派遣し、校内研修の指導や支援を行います。

☆研究指定校の支援

研究指定校の研究を支援し、研究の成果・課題の共有化を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
定期研修会での充実度割合 (各研修会でアンケート実施)	—	90%



教職員研修

施策 1－5－5

幼児教育の推進

細施策

1-5-5-1

幼・保・小連携の推進(学校教育課)

1-5-5-2

幼児教育への支援(学校教育課)

●現状と課題

近年、幼児教育から小学校教育への円滑な移行のために、幼稚園や保育所(園)等と小学校との、より一層の連携が重視されています。今後、国では「幼稚園教育要領」と「保育所指針」を統合して「こども指針(仮称)」が策定される予定です。これは、すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障しようとするものです。これらの動きを注視しながらこどもの発達や学びの連続性を踏まえて、幼稚園・保育所(園)等と小学校とが、互いの教育活動について共通理解を図ることが重要な課題です。それぞれの幼稚園や保育所(園)では、主体性に基づく教育要領及び保育方針のもとに、地域の自然、歴史や文化、人材などの資源を生かした特色ある教育や保育活動が展開されています。その一方で、保護者の就労の有無により入園する施設が限定されてしまうことや、少子化の影響により、子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいといった課題が指摘されています。

●今後の取組方針

幼稚園・保育所(園)等から小学校への就学移行期における子どもの特性理解と集団生活への円滑な適応に向け、各小学校区内の各園等と小学校の教職員間の情報交換や連携を推進します。



細施策1-5-5-1

幼・保・小連携の推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆幼稚園・保育所(園)等と小学校との連携推進

幼稚園・保育所(園)等から小学校への就学移行期における子どもの特性理解と集団生活への円滑な適応に向け、各小学校区内の各園等と小学校の教職員間の情報交換や連携を推進します。

☆幼・保・小の教職員の合同研修の機会の充実

西海市の子どもたちに関わる幼稚園・保育所(園)等及び小学校の教職員が、こどもの発達や学びの連続性を踏まえて、ねらいや課題を共有して合同で研修する機会を充実していきます。

細施策1-5-5-2

幼児教育への支援(学校教育課)

○具体的な取組

☆教職員の資質向上に向けた研修体制確立

幼稚園教諭等に対する合同研修会を実施し、本市において展開される幼児教育全体の質の向上を図ります。



いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

施策1-6-1 学習環境の充実

施策1-6-2 公民館活動の活性化

施策1-6-3 人権・同和教育の推進

【基本政策方針】

生涯学習は、誰もが生涯にわたり豊かに学び、その学びをととして、自分を磨き高めるとともに、学びの成果を社会の中で生かして生活することであり、人間がより良く生きる上で欠かせないものです。

生涯にわたって生きがいを持って学び続けることができるよう、公民館活動支援を行うとともに、生涯学習環境づくりを進めます。

お互いを認め合う人権尊重のまちづくりを進めるため、あらゆる機会を利用した人権教育や意識啓発を進めます。



高齢者講座 ～笑いヨガ～

施策 1-6-1

学習環境の充実

細施策

- 1-6-1-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備(社会教育課)
- 1-6-1-2 図書館ネットワークの整備(社会教育課)
- 1-6-1-3 図書サービスの向上(社会教育課)
- 1-6-1-4 子どもの読書活動の充実(社会教育課)

●現状と課題

近年の情報化社会進展の中で、市民一人ひとりのライフスタイルが多様化し、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子どもが家庭や地域の中で様々なことを学ぶ機会が減少しています。本市においては、地理的に集落が分散しているため、地域の公民館を学習拠点として仲間づくりを推進してきた歴史がありますが、市民が自主的に行っている講座は、趣味や稽古事に関するものが多く、社会教育課や公民館が開設する講座は内容が固定化され、参加者も特定の市民に偏っている傾向が見られます。このため、若年層を含む幅広い世代や不特定の市民が受講しやすい学習メニューの開設や講座の充実を図り、学習を通して現代的課題や地域課題などへの理解を促進させるために、生涯学習の機会や場の充実に取り組む必要があります。

また、本市は広域で離島を抱える地理的環境にあり、市民が日常的に公立図書館(2館)や公共図書室(3室)を気軽に利用できない環境を補うため、図書システムや長崎県のクロスネットを活用しながら図書サービスを行っています。しかしながら、本システムについての周知は十分とは言えず、本システムの周知徹底を図るとともに、気軽に図書館や図書室が利用できる環境を充実させることが求められています。

●今後の取組方針

各世代のライフステージに応じ、現代的課題に対応した多様な学習機会を提供するとともに、生涯学習事業推進のため、社会教育主事の計画的育成や生涯学習についての知識や経験等を有する人材確保と育成に努めます。

利用者ニーズに沿った図書館サービスの充実を図りながら、読書活動の推進を図ります。

細施策1-6-1-1

社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備(社会教育課)

○具体的な取組

☆学びを支援する体制の充実

生涯学習に関する問合せに的確かつ速やかに応えるために、各地区に社会教育課職員を配置するとともに、社会教育主事の計画的育成や生涯学習についての知識や経験などを有する人材の確保と育成に努めます。

また、広報紙や西海市ウェブサイト等を活用しながら生涯学習や講座等に関する情報提供の充実を図るとともに、各世代のライフステージに応じ、現代的課題に対応した多様な学習機会を提供します。

☆社会教育施設の適正な維持管理

市民がいつでもどこでも学べる生涯学習の場を提供するため、経年劣化に伴う老朽化した公民館を含む社会教育施設について、随時、状況を確認しながら社会教育施設としての存続等について協議を行い、緊急性を勘案しながら大規模改修を含めた計画的な修繕や改修計画、複合施設建設も視野に入れながら、社会教育施設の適正な維持管理に努めます。

細施策1-6-1-3

図書サービスの向上(社会教育課)

○具体的な取組

☆蔵書の充実

市内図書館(室)の開架蔵書・閉架蔵書の精査や各利用者層のニーズにおける情報を収集しながら、幅広い蔵書の充実を図ります。

☆レファレンス機能の充実

住民の多種多様化、高度化したニーズに柔軟に対応できるよう、各種研修の充実に努め、各図書館(室)、特色のあるレファレンス機能の充実を図ります。

☆図書館(室)の適正な維持管理

市民が利用しやすく親しまれる読書空間づくりを目指し、図書館(室)施設の適正な維持管理に努めます。

細施策1-6-1-2

図書館ネットワークの整備(社会教育課)

○具体的な取組

☆図書システム運用の充実

図書システムについて広報紙や市内で開催される事業等での周知を行うとともに、学校図書システムと連携を図りながら充実したシステム運用を行います。

☆クロスネットを活用したサービスの充実

長崎県立長崎図書館を中心としたクロスネットを活用し、西海市内の図書館(室)に蔵書がない場合にも即座に対応できるようサービスを充実させます。

細施策1-6-1-4

子どもの読書活動の充実(社会教育課)

○具体的な取組

☆子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

乳児健診時で絵本を通しての親子のコミュニケーションの大切さを伝えるブックスタートの実施や、中学校や高校が実施する職場体験学習事業の受入れを積極的に行い、図書館業務体験を通しての本の魅力に触れる機会を提供します。

また、年に1度開催している『図書館まつり』や毎月定期的に各図書館(室)において『おはなし会』を開催することにより、子どもに限らず参加した全ての方に対して、本の世界に触れる機会や読書に親しむ機会を提供します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
生涯学習講座等への参加者 延べ数	5,449人	5,560人
既存社会教育施設整備事業の 進捗率	—	年間2施設
図書館利用者数	32,879人	33,500人
貸出資料数	117,254冊	119,000冊
図書ボランティア数	5人	18人
乳児健診時のブックスタート 実施率	100%	100%



図書館ネットワーク



図書館まつり

施策 1-6-2

公民館活動の活性化

細施策

1-6-2-1

公民館を核とした地域教育力の向上(社会教育課)

1-6-2-2

公民館等を活用した学習拠点づくりとネットワークの整備(社会教育課)

●現状と課題

本市においては、旧町に設置している5つの公立公民館(類似施設を含む)の活動や自治公民館活動を支援するとともに、公民館活動の充実及び活性化のため、市民の身近な小学校区を単位とした校区公民館の設立を検討してきました。

しかしながら、本市の地理的課題や地域活動状況が様々であり、一律に進めることは各地域が持つ特性や主体性を損なう場合もあるのではないかな等の課題が明らかになりました。

今後、地域の状況等を把握・考慮しながら地域の実態にあった公民館活動について、慎重に検討や研究を行うとともに、運営形態による公民館活動に地域差が生じないように、各地域の実情に応じた各種講座の開設や学習機会の提供など、公民館を核とした市全体の生涯学習推進事業展開が求められます。

●今後の取組方針

公立公民館(類似施設を含む)における開設講座や充実した事業展開を図りながら、生涯学習事業を推進します。

また、地域教育力の向上を目指し、校区・公立公民館活性化のため、各地域の実情に応じた組織育成・支援に努めるとともに、自治公民館活動への支援を行います。

公立・校区公民館職員等の資質向上のための研修や各公民館間のネットワーク強化を図ります。



校区公民館事業 ～通学合宿～

細施策1-6-2-1

公民館を核とした地域教育力の向上
(社会教育課)

○具体的な取組

☆校区公民館等における事業支援

公立公民館及び類似施設における講座の充実や事業の展開を図りながら、生涯学習の機会を提供します。

また、校区公民館に多くの世代、団体、関係機関が企画運営に参画できるよう、それぞれの地域に応じた運営審議会の設置を促進します。

☆自治公民館への支援

身近な学習機関である自治公民館に「モデル的な取組に対する財政支援」、「相談に応じた出前講座等の学習機会の提供」、「各種企画運営への職員配置」等の支援を行います。

細施策1-6-2-2

公民館等を活用した学習拠点づくりとネットワークの整備(社会教育課)

○具体的な取組

☆公民館等における生涯学習活動の支援及び学習機会の充実

各地域の特色を生かした講座や情報教育講座等の各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めるとともに、市民の主体的な生涯学習活動や諸団体の連絡調整などの拠点となる、公民館活動の活性化に取り組みます。

☆公民館役職員の育成とネットワーク強化

公立・自治公民館役職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する役職員の育成を目指します。

さらに各公民館のネットワーク強化のため、公民館連絡会議を開催します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
自治公民館モデル事業実践館数	5館	10館
公民館利用者数(生涯学習の参加者含む)	69,416人	71,400人



高齢者講座～金融講座～

施策 1-6-3

人権・同和教育の推進

細施策

1-6-3-1

社会における人権教育の推進(社会教育課)

1-6-3-2

学校における人権・同和教育及び平和教育の推進(学校教育課)

●現状と課題

人権尊重社会を実現する担い手は、社会を構成する全ての人々であり、市民一人ひとりが人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、ひいては態度や行動に現れるようにする必要があります。

本市では、『西海市人権教育・啓発基本計画』のもとに人権教育の推進を図っており、今後も『人のぬくもりと心の豊かさが実感できる西海市』を目指し、関係各部局と連携を図りながら継続的・定期的な研修機会を提供し、人権尊重の地域づくりを図る必要があります。

本市の小中学校における人権教育は、12月の人権週間期間中に実施する人権集会をはじめ、年間を通じた全教育課程の中で実施しています。平和教育は、8月9日の平和祈念の日の平和集会をはじめ、西海っ子の心を見つめる教育期間中に被爆体験講話等の活動を実施するなど、計画的な取組がなされています。

今後はさらに、人権教育を全市的に充実させ、人権学習や児童生徒の理解に関する校内研修を推進することが求められています。また、語り部の高齢化に伴い、被爆体験講話の全校的な実施が難しくなっている現状を踏まえ、平和学習の内容についての工夫を図りながら、今後も積極的に平和教育を進めていくことも求められています。

●今後の取組方針

今後も関係部局と連携を図りながら、地域における人権・同和教育を推進します。

また、学校においては、人権学習や児童生徒の理解に関する取組を支援し、いじめを見逃さない、安心して過ごせる学校づくりを推進します。



西海市人権のつどい

細施策1-6-3-1

社会における人権教育の推進(社会教育課)

○具体的な取組

☆人権教育の推進体制づくり

関係部局と連携した組織づくりを進め、公民館講座や人権・同和研修会を通じて、地域における人権・同和教育の推進役の育成・支援に努めます。

細施策1-6-3-2

学校における人権・同和教育及び平和教育の推進(学校教育課)

○具体的な取組

☆人権・同和教育、平和教育の推進

人権集会や平和集会に向けての公開授業や学校行事、被爆体験講話、映写会、被爆地及び戦争に関わる平和教育推進地についての学習等を積極的に進めるとともに、人権・平和に関わる図書の整備や充実に努めます。

☆いじめを見逃さない、安心して過ごせる学校づくり

人権教育及び児童生徒の理解に関する研修を推進し、いじめの早期発見・早期解決に向けた体制を築いていきます。

☆男女参画協働社会形成に向けた教育の推進
各学校においては、男女の平等、相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどの教育の充実に努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
人権・同和教育に関する講演会・研修会の参加者延べ数	531人	558人
いじめ解決の割合	小100% 中100%	継続



市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

施策1-7-1 家庭の教育力の向上

施策1-7-2 青少年の健全育成

施策1-7-3 高校との連携

施策1-7-4 地域間交流の推進

【基本政策方針】

少子高齢化や核家族化によるライフスタイルの変化や価値観の多様化等により、家族や住民同士の絆が弱まり、家庭や地域の教育力が低下している傾向にありながらも、本市には『地域の子どもは地域で育てる』という教育風土は、まだまだ息づいており、老人会や婦人会をはじめ、地域の方々が子どもの見守りについて、ボランティアで取り組まれています。

本市の将来を担う青少年の健全育成と地域の活性化を図るため、伝統的な良き教育風土を継続し、家庭の教育力向上を図るとともに、学校、家庭、地域の連携強化を図りながら、地域一体となって青少年の健全育成に取り組む環境づくりを推進します。

また、西海市における独自性の高い教育や市内高校との連携等に取り組み、市外への転出者減少を図ります。

国内外の交流を推進し、次代を担うにふさわしい子どもたちの育成を図ります。



青少年健全育成啓発活動

施策 1－7－1

家庭の教育力の向上

細施策

1-7-1-1

保護者への子育て支援(社会教育課)

1-7-1-2

P T A活動の活性化(社会教育課)

●現状と課題

近年、全国的な少子高齢化や核家族化の中で、個々のライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会や人間関係の希薄化等を生み出し、家庭や地域における子育て環境も変化しています。

このことにより、子育てについて気軽に相談できる相手が少なくなり、子育てに対する不安や負担、子どもに対する接し方がわからない保護者が増加し、児童虐待や少年非行が深刻化するなど、家庭の教育力低下が指摘されています。

また、PTA活動においては、共働き世帯の増加等によりPTA活動に参加する保護者が減少したり、PTA活動そのものに無関心な保護者が増加している傾向が見受けられ、PTA活動の本来の目的である『親(保護者)と教師が互いに協力しながら健やかな子どもを育成する。』という意識の希薄化と組織のあり方が課題となっています。

●今後の取組方針

子どもが育つより良い環境づくりを推進するため、子育て世代の保護者に対する、学校及び家庭における教育についての理解を深めるための学びの支援やPTA組織の育成を図ります。



家庭教育学級

細施策1-7-1-1

保護者への子育て支援(社会教育課)

○具体的な取組

☆保護者への家庭教育の支援

家庭教育の主体である保護者が学ぶ『家庭教育学級』を支援します。

☆各地区公民館講座等での家庭教育講座開設
各地区公民館講座で家庭教育に関する講座を開設し、子育て世代に向けた学習機会を提供します。

細施策1-7-1-2

PTA活動の活性化(社会教育課)

○具体的な取組

☆PTA組織の育成

西海市PTA連合会会員研修や上部団体が開催する研修会等への参加を支援し、組織のあり方や役員の役割等についての研修を深めます。

また、小・中学校適正配置事業に伴い、合併するPTA組織運営がスムーズに進むよう、会員相互の連携を図りながら広報活動に努めます。

☆PTA活動の支援

各小・中学校PTAが主催する家庭教育学級を支援し、PTA組織の育成を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
家庭教育学級の開催数	13学級	20学級
公民館における家庭教育講座開設数	—	3講座
PTA研究大会及び研修会等への参加者数	340人	340人



PTA研修会

施策 1-7-2

青少年の健全育成

細施策

1-7-2-1

青少年関係団体の活性化(社会教育課)

1-7-2-2

青少年の交流活動の推進(社会教育課)

1-7-2-3

青少年を有害環境から守る取組の推進(社会教育課)

●現状と課題

市内には、青少年育成協議会、子ども会育成連絡協議会等の団体があり、『地域の子どもは地域で育てる』との考えのもと、青少年の健全育成を図っています。

しかしながら、各団体においては会員の減少や高齢化等により協議・調整の労力が脆弱となり、自主的な活動が困難であることから、若いリーダーの育成を図ることが喫緊の課題となっています。

青少年の体験交流活動では、かつて、子どもたちは地域における「遊び」や「集団活動」を通じての異年齢交流を行いながら、自立心や規範意識を体得していましたが、近年、インターネットや携帯電話等の著しい情報化社会の進歩や核家族化の進展により、子どもたちを取り巻く生活環境が変化し、異年齢交流のなかで培われてきた社会性を身に付ける機会が減少し、一人遊びの時間が増加している傾向にあります。

本市においては、公民館活動や子ども会活動のなかで、世代間交流や子ども同士の交流の場を設定していましたが、今後はさらに関連機関との連携を図りながら、計画的な交流の場づくりが求められています。

●今後の取組方針

青少年の健全育成のため、関連団体及び各種関連協議会等の組織育成及び若い世代の指導者育成を図ります。

次代を担う子どもの健やかな成長を育むため、「西海市子ども夢基金」を活用した、子ども体験活動事業を推進します。



子ども体験・かるた大会(百人一首)

細施策1-7-2-1

青少年関係団体の活性化(社会教育課)

○具体的な取組

☆西海市青少年育成協議会への支援

西海市青少年育成協議会を中心とした青少年の健全育成に向けた体制づくりをはじめ、関係機関とのネットワークづくりを推進するとともに、青少年健全育成組織の活動を支援します。

☆西海市子ども会育成連絡協議会への支援

西海市子ども会育成連絡協議会を中心とした青少年の交流・体験活動の充実を推進するとともに、ジュニアリーダーの育成を支援します。

☆次世代を担う指導者の育成

青少年自身が中心となった自発的かつ積極的な取組を行うことのできる環境づくりを目指し、若いリーダーの育成を支援します。

細施策1-7-2-3

青少年を有害環境から守る取組の推進(社会教育課)

○具体的な取組

☆有害情報対策の推進

有害図書類販売店舗への立入調査や、情報メディアへの利用法に関する学習会等を開催し、地域や家庭が一体となった青少年健全育成活動に取り組みます。

細施策1-7-2-2

青少年の交流活動の推進(社会教育課)

○具体的な取組

☆子ども体験活動事業の推進(西海市子ども夢基金)

自然体験やスポーツ活動を通して、本市の次代を担う子どもの健やかな成長を育むため、市内の市民団体等が行う活動の支援を行うとともに、本事業についての周知徹底を図ります。

☆交流及び体験活動の機会の提供

子どもたちの自立心や規範意識を養うため、関連機関と連携を図りながら学年の枠を越えた交流や、体験活動の場を提供します。

☆他市町との交流活動の推進

他関連部署と連携をとりながら、姉妹都市をはじめとする他市町との交流活動を行うことにより、本市が持つ特色の認識や郷土愛を育む取組として検討します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
子ども体験活動事業申請対象件数	21件	26件
青少年を対象にした体験・交流事業等への参加者数	1人	30人
有害図書類販売店舗等への立入調査への協力者数	27人	27人
本市における長崎県メディア安全指導員の登録者数	1人	5人

施策 1-7-3

高校との連携

細施策

- 1-7-3-1 市内高等学校との連携(学校教育課)
- 1-7-3-2 市内高等学校の活性化支援(政策企画課)
- 1-7-3-3 起業家を育てる実践教育(政策企画課)

●現状と課題

西海市の性別・年齢階級別の人口移動の状況では、男女とも「10～14歳→15～19歳」及び「15～19歳→20～24歳」の人口が著しく減少しており、高校進学や高校卒業をきっかけに市外へ転出する人が多いことを示しています。(平成26年度の市内中学生の市内高等学校への進学率は41%。)

また、平成27年12月に15～18歳の市民を対象に実施したアンケートにおいて、高校卒業後は、大学等への進学が最も多く、次いで県外、西海市以外の県内、西海市内に就職の順になっていました。

市外での就職を希望する理由としては、「市内にやりたい仕事がないから」が最も多い回答で、多種多様な働く場が求められていることが読み取れます。

そこで、西海市における独自性の高い教育の推進など市内高等学校と連携した教育や「自分のやりたいことは自分でつくる(起業する)」といった強い意思をもつ人材の育成や、「西海市内でも自ら仕事を起こして生計を立てることができる。」という選択肢(夢)を持てるような教育が必要です。

●今後の取組方針

小中高連携による教育活動を推進し、市内高等学校の活性化を支援します。また、起業家を育てる実践教育に取り組みます。



細施策1-7-3-1

市内高等学校との連携(学校教育課)

○具体的な取組

市内高等学校と教育委員会が合同会議を開催し、相互の教育課題について意見交換や協議を行うことで、市内高等学校の主体的で魅力ある学校経営を支援していきます。

細施策1-7-3-2

市内高等学校の活性化支援(政策企画課)

○具体的な取組

市内高等学校において実施される特色ある教育など、学校の魅力向上に資する事業等に対して支援を行います。

細施策1-7-3-3

起業家を育てる実践教育(政策企画課)

○具体的な取組

「自分のやりたいことは自分でつくる(起業する)」といった強い意思をもつ人材の育成や、市内でも実際に起業し生計を立てることができると認識させるため、市内高等学校および市内起業家と連携して、講義や事業所の見学等を実施します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
市内中学生の市内高等学校への進学率	45%	52%



施策 1-7-4

地域間交流の推進

細施策

1-7-4-1

国内交流の推進(政策企画課・学校教育課)

1-7-4-2

国際交流の推進(政策企画課・学校教育課)

●現状と課題

国内では、北海道広尾町と姉妹市町提携を、宮崎県西都市と姉妹都市盟約を結び、教育、スポーツ及び物産等様々な面で相互交流を図っています。また、天正遣欧少年使節にゆかりのある関係6市町での中学生交流事業を実施するなど、それぞれの市町の歴史・文化に触れることで交流の輪を広げ、郷土愛に満ちた人間性豊かな青少年の健全育成にも取り組んでいます。

また、国際交流の推進として、中学生のマレーシア交流を支援し、国際理解及び感覚を高め国際的な人材の育成に取り組んでいます。

●今後の取組方針

これまでの取り組みを途切らせることなく国内外の交流を推進し、次代を担うにふさわしい子どもたちの育成を図ります。



中学生マレーシア派遣事業

細施策1-7-4-1

国内交流の推進(政策企画課・学校教育課)

○具体的な取組

☆多様な分野における交流の促進

次代を担うにふさわしい人材の育成や交流による地域活性化を図るため、天正遣欧少年使節ゆかりの地などの歴史的な繋がりのある都市や、北海道の広尾町などの本市にない魅力を有した都市との友好関係を築き、相互の地域特性を活かした教育、文化、産業など様々な分野における交流を推進します。

☆先進都市との交流

宮崎県西都市など、本市の活性化の規範となる教育、文化、産業、行財政運営など各種分野の先進的な取組を行っている都市との情報交流、人的交流などを推進します。

細施策1-7-4-2

国際交流の推進(政策企画課・学校教育課)

○具体的な取組

☆民間における交流活動の支援

人材育成や産業振興など本市の活性化を目的に、市民や団体などが取り組む多様な国際交流活動を支援します。

☆国際色豊かな人材育成

国際色豊かな人材育成を図るため、本市と歴史的にゆかりのある国等などへの中学生派遣交流事業を実施します。



北海道広尾町との交流(小学生教育交流)



宮崎県西都市との交流(物産交流)

安心して学べる教育環境の構築

施策1-8-1 安心で望ましい教育環境の実現

施策1-8-2 安全で快適な教育施設の整備

【基本政策方針】

放課後の子どもの居場所づくりや、保護者の教育にかかる負担軽減などの施策に取り組み、学校適正配置を含め安心で望ましい教育環境の実現に努めます。

子どもたちに安全で快適な学習や生活の場を提供するため、施設の長寿命化と学習環境に合わせた質的改善を図ります。



耐震改修事業により改築された江島小中学校校舎

施策 1－8－1

安心して望ましい教育環境の実現

細施策

- 1-8-1-1 安全確保を図るボランティアの育成(学校教育課)
- 1-8-1-2 学校の適正配置の促進(教育総務課)
- 1-8-1-3 放課後の子どもたちの居場所づくり(社会教育課)
- 1-8-1-4 奨学資金制度の拡充(教育総務課)

●現状と課題

学校や通学路における子どもに関わる事件・事故が発生していることを踏まえ、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

市内小中学校の小規模化や複式学級の増加が加速している現状を踏まえ、小中学校の適正配置を推進する必要があります。

併せて、子どもの居場所づくりや奨学資金制度の拡充に努める必要があります。

●今後の取組方針

地域ぐるみの学校安全体制充実のため、地域の協力の下、各小学校区に「スクールガード」の組織をつくり、子どもの登下校を見守る運動を推進します。また、下校時等の安全確保を図るため、集団登下校や地域住民や保護者による取組を推進するとともに、防犯ブザーなどの防犯器具の普及を図ります。

児童生徒数の減少に伴う学校教育への影響を考慮し、複式学級となっている小学校の適正配置を推進します。

学校の余裕教室を利用した『放課後子ども教室』について、実施校と協議を行いながら教室の確保を進め、新たなスタッフ人材を発掘し、その人材にあった教育プログラムの編成を行います。

経済的な事情により修学の機会が失われないよう、奨学資金制度を今後とも継続することにより安心して学ぶことができる修学支援の推進に努めるとともに、国・県の経済支援制度の動向を注視し、制度の充実を図ります。



放課後子ども教室

細施策1-8-1-1

安全確保を図るボランティアの育成(学校教育課)

○具体的な取組

☆地域ぐるみの安全確保対策

地域ぐるみの学校安全体制充実のため、地域の協力の下、各小学校区に「スクールガード」の組織をつくり、子どもの登下校を見守る運動を推進します。また、下校時等の安全確保を図るため、集団登下校や地域住民や保護者による取組を推進するとともに、防犯ブザーなどの防犯器具の普及を図ります。

細施策1-8-1-2

学校の適正配置の促進(教育総務課)

○具体的な取組

☆学校の適正配置の推進

児童生徒数の減少に伴う学校教育への影響を考慮し、複式学級となっている小学校の適正配置を推進します。

学校適正配置に伴い、遠距離通学となる児童について、スクールバス等の交通手段を整備し、また、人数増などによる学校施設の環境整備を行います。

細施策1-8-1-3

放課後の子どもたちの居場所づくり(社会教育課)

○具体的な取組

☆放課後子ども教室の開催

学校の余裕教室を利用した『放課後子ども教室』について、実施校と協議を行いながら教室の確保を進め、新たなスタッフ人材を発掘し、その人材にあった教育プログラムの編成を行います。

☆土曜学習の開催

子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域住民等の参画を得ながら教科等に関連した体系的・継続的な体験的活動等の取組を実施し、子どもたちの多様で有意義な土曜日等の学習環境を充実させます。

従来から実施している『キッズ英会話教室』は、長崎大学との連携を深めながら英会話を通じてコミュニケーション能力や国際理解の基礎を、『体験学習』については、体験活動を通して心豊かでたくましい子どもを育む事業のプログラムを展開します。

細施策1-8-1-4

奨学資金制度の拡充(教育総務課)

○具体的な取組

☆奨学資金制度の拡充

経済的な事情により修学の機会が失われないよう、奨学資金制度を今後とも継続することにより安心して学ぶことができる修学支援の推進に努めるとともに、国・県の経済支援制度の動向を注視し、制度の充実を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
関係機関やPTA等が協力して児童の登下校を見守っている小学校の割合	100%	継続
小学校数	14校 (H28年度現在)	「西海市立小中学校適正配置基本計画」や地域住民等の意向等を踏まえた実施計画に基づいた学校数
人材バンク登録者数	30人	30人
西海市奨学生の新規認定者数	1人	10人

施策 1－8－2

安全で快適な教育施設の整備

細施策

1-8-2-1 学校施設の改修(教育総務課)

1-8-2-2 学校情報通信技術の整備(教育総務課)

1-8-2-3 教職員住宅の整備(教育総務課)

●現状と課題

市内の小、中学校について、耐震補強工事を進めてきましたが、その一方で施設自体の老朽化が進んでおり、学校施設の改修が課題となっています。

本市の各学校のほとんどで、必要なインターネットの通信速度が確保されておらず、授業等に支障をきたしています。また、教育委員会と各学校間のネットワークの整備や情報セキュリティの強化が進展していない現状にあり、その解消が必要です。

本市へ転居を伴う教職員の異動が増加傾向にある反面、教職員住宅は、老朽化が進み現代の生活環境に即しない住宅が増えており、その整備が課題となっています。

●今後の取組方針

老朽化が著しい学校施設について、施設内部、外壁、屋上防水改修、非構造部材の耐震化並びに屋外運動場の排水対策等の改修を年次計画で実施し、校舎等の長寿命化に努めます。

各学校のインターネット網への接続のスピードを体現できる速度を確保するとともに、教育委員会と各学校間のネットワークの整備や学校における情報セキュリティの強化を推進します。

教職員住宅が不足している地域に新たに住宅を整備するとともに、老朽化が著しい住宅を解体し、新築、改築するなど住宅の確保に努めます。



大規模改修事業により改修した教室



大規模改修事業により改修した学校のトイレ

細施策1-8-2-1

学校施設の改修(教育総務課)

○具体的な取組

☆学校校舎等の大規模改造

老朽化が著しい学校校舎及び屋内運動場について、内壁、床、給排水設備、機械設備、電気設備などの内部改修、外壁及び屋上防水改修並びに非構造部材の耐震化を年次計画で実施し、校舎及び屋内運動場の長寿命化に努めます。

☆屋外運動場の改修

子どもたちが等しく体育活動に参加できるように、学校屋外運動場の改修を計画的に実施します。

☆学校の温暖化対策

学校生活の中で大半を過ごす普通教室について、夏場の温暖化対策として扇風機等の設置を進めます。

細施策1-8-2-2

学校情報通信技術の整備(教育総務課)

○具体的な取組

☆教育ネットワークの構築

各学校のインターネット網への接続のスピードを体現できる速度を確保するとともに、教育委員会と各学校間のネットワークの整備や校務支援システム※、グループウェアの導入、学校における情報セキュリティの強化を推進します。

細施策1-8-2-3

教職員住宅の整備(教育総務課)

○具体的な取組

☆教職員住宅の整備

教職員住宅が不足している地域に新たに住宅を整備するとともに、老朽化が著しい住宅を解体し、新築、改修するなど住宅の確保に努めます。

☆教職員住宅の水洗化

水洗化が進んでいない教職員住宅について、水洗化を進めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
学校校舎の大規模改造	19校/43校	31校/43校
屋外運動場の改修	3校/9校	6校/9校
屋内運動場の大規模改造	6校/26校	16校/26校
学校の温暖化対策	0校/12校	6校/12校
教育ネットワークの構築	0%	100%
教職員住宅の整備	90戸	102戸
教職員住宅水洗化率	68.9%	85%

※校務支援システム

小中学校において、指導要録、成績・出席一覧表等諸帳簿を効率的に処理するために整備された電算システムをいう。

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

- 施策1-9-1 文化・芸術活動の推進
- 施策1-9-2 文化財の保存・保護・活用
- 施策1-9-3 活力あるスポーツの振興
- 施策1-9-4 スポーツ環境の充実

【基本政策方針】

誰もが、健康で、心豊かに生きたいと願っています。そのためには、ライフステージに応じてスポーツを楽しんだり、文化芸術に触れたりすることが大切です。地域の歴史文化を活用した創意工夫に満ちた里づくりや芸術文化活動を推進するとともに、活力あるスポーツの振興を図ります。



長崎県美術展覧会移動展

施策 1-9-1

文化・芸術活動の推進

細施策

1-9-1-1

文化芸術と触れ合う機会の創出(社会教育課)

1-9-1-2

文化団体の交流活動の促進(社会教育課)

●現状と課題

西海市の文化・芸術活動については、文化活動団体が主催する文化祭等の事業も年々回を重ねるごとに市民への周知の広がりとともに、参加者の積極的な姿勢を見ることはできますが、引き続き、大島文化ホールをはじめとする施設の効果的な整備、活用を図りながら、市民が優れた文化芸術活動に接する機会の提供に努める必要があります。価値観が多様化している今日にあって、市民が主体的に文化活動に取り組む姿勢が求められています。

しかし、一方それぞれの文化団体とも一定区域内による活動が多く、芸術性に優れた文化の発信や団体の基盤強化は、将来に向けて西海市の文化・芸術を推進し継承していくうえで、重要な施策であり、西海市文化協会を本市の文化・芸術活動発信の拠点と位置づけ、文化協会の会員以外の市民誰もが参加できる文化・芸術活動を引き続き普及していくことが課題となっています。

●今後の取組方針

市民が優れた文化芸術活動に接する機会を創出するために、芸術施設の効果的な整備・活用を図ります。各種文化団体を支援し、市民の文化芸術活動の活発化を推進します。



長崎県美術展覧会移動展

細施策1-9-1-1

文化芸術と触れ合う機会の創出(社会教育課)

○具体的な取組

☆芸術と触れ合う機会の創出

県及び関係機関からの支援と協力を得るとともに、学校や地域と連携しながら、市民が優れた文化芸術と触れ合う機会を創出します。

☆文化施設の整備・活用

文化芸術施設の効果的な整備・活用を図り、市民が優れた文化芸術活動に接する機会の提供に努めます。

細施策1-9-1-2

文化団体の交流活動の促進(社会教育課)

○具体的な取組

☆文化活動の支援

会員自らが活動の内容や今後の方針を十分に協議し、文化協会と連携し自主的運営ができるように人的支援を図ります。また、西海市文化協会に未加入の各種文化団体については、加盟を促進し、文化協会の基盤強化を支援します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
全市的な文化祭等の開催回数 及び入場者数(年間)	3回 2,154人	3回 2,370人
西海市文化協会加入促進	560人	600人



西海市文化祭 ～さいかいジュニア合唱団～

施策1-9-2

文化財の保存・保護・活用

細施策

- 1-9-2-1 文化財の公開・研究(社会教育課)
- 1-9-2-2 文化財の保存・活用(社会教育課)
- 1-9-2-3 地域伝統文化の継承(社会教育課)

●現状と課題

本市には、豊かな歴史・自然・伝統文化がそれぞれの地域の特色を生かしつつ息づいており、これらは、未来へ継承していかなければならない貴重な財産です。伝統文化を保存・継承することは、人が結びつき、地域を理解し、ひいては郷土を愛する心を育むためにきわめて重要です。市民が、ふるさとに誇りを持ち、心豊かな生活を送るために、これらの財産を生かしたまちづくりを推進する必要があります。

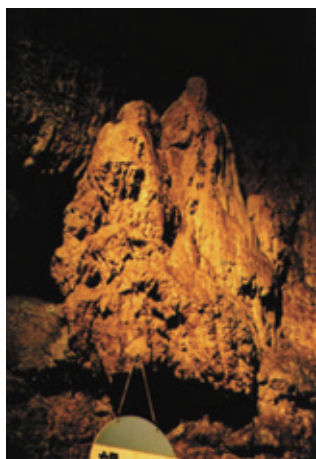
本市には国指定2件、県指定8件、市指定32件の文化財があり、170ヵ所を超える周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。これらを後世にしっかり引き継ぐためには、文化財の持つ価値について、市民の理解を深め、行政と地域が連携して適切な保存と活用に取り組むことが重要です。

しかし、保存継承にあたっては、少子高齢化、過疎化、生活様式の多様化などを要因とする後継者の不足などが課題となっており、地域と協働して映像記録の作成や保存方法の取組が求められています。

●今後の取組方針

西海市の自然史・歴史・民俗文化などを未来へ伝えるため、市内3ヶ所の歴史民俗資料館について西海市歴史民俗資料館のあり方等検討委員会の答申に基づき拠点施設の具現化に向けて検討していきます。

文化財個々の研究を深め、その保護と活用方法について地域と協働で検討を進めます。



国指定天然記念物 ～七釜鍾乳洞～

細施策1-9-2-1

文化財の公開・研究(社会教育課)

○具体的な取組

☆歴史・文化の拠点づくり

西海市の自然史・歴史・民俗文化等を未来へ伝えるため、その研究と開示の拠点となる新たなミュージアム（博物館）の創設に取り組みます。

細施策1-9-2-3

地域伝統文化の継承(社会教育課)

○具体的な取組

☆伝統芸能活動の支援

伝統芸能に必要な衣装や諸道具などの整備を図るため、国、県等の助成事業の活用・支援を働きかけていきます。

☆情報発信の強化による地域住民の意識向上

地域に残る地域伝統文化等の記録の活用を図ることで、伝統文化等の理解・周知を促すとともに、後世に伝えるために、デジタル映像化した資料の保存に努めて、各文化財の継承のみならず、地域住民の意識向上を図ります。

細施策1-9-2-2

文化財の保存・活用(社会教育課)

○具体的な取組

☆市民への啓発

本市は、縄文・弥生時代の史跡から、中世・近世に至る多種の天然記念物及び有形・無形民俗文化財、さらに国・県指定文化財を有する多様な地域となっています。これらの文化財の持つ価値について、市民に周知し、理解を深めます。

☆保護・活用方法の検討

文化財個々の研究を深め、その保護と活用方法について地域と協働で検討を進めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
市内歴史民俗資料館入場者数	6,250人	6,900人
伝統文化等の記録・保存件数	13件	15件



長崎県指定無形民俗文化財 ～平島のナーマイドー～

施策 1-9-3

活力あるスポーツの振興

細施策

- 1-9-3-1 生涯スポーツの推進(社会教育課)
- 1-9-3-2 スポーツ指導者の育成(社会教育課)
- 1-9-3-3 競技スポーツの推進(社会教育課)

●現状と課題

体力の保持増進や精神的な充足感の獲得など、心身ともに健康で文化的な生活を営むうえでスポーツの果たす役割は大きなものです。少子高齢化社会が進む中、市民の誰もが健康を実感しながら生き生きとした暮らしを送ることのできる健康長寿社会の構築は、きわめて重要な課題です。本市のスポーツ指導者の現状は、各競技団体の指導者及びスポーツ推進委員の尽力によって成り立っています。現在は専門性の高い指導者の育成を目的とし、市体育協会において各資格の取得に力を入れています。

今後は、生涯スポーツに係る指導者の育成を目指し、健康増進やレクリエーション事業などの幅広い分野からの情報収集及び連携協働を行い、人材の確保に努めていくことが課題です。現在は、九州大会や全国大会など上位大会への出場者も毎年輩出していますが、一方で全体的に県民大会入賞者数が少ないのも現状です。県民体育大会での入賞者数や上位大会出場者を増やすための強化及び支援策を講じ、選手の育成などを組織的・体系的に推進し、競技スポーツの底上げを図る必要があります。

●今後の取組方針

スポーツ推進委員・西海市体育協会等、関係機関と連携・協働し、市民が気軽にスポーツができる環境づくりを推進するとともに、スポーツ指導者の育成を図ります。

各競技団体において、県レベルの競技会開催や外部指導者によるスポーツ教室や講習会を定期的に実施し、市内団体の競技力の向上と競技人口の拡大を図ります。



七釜鍾乳洞ロードレース大会

細施策1-9-3-1

生涯スポーツの推進(社会教育課)

○具体的な取組

☆総合型スポーツクラブの設置と運営支援
生涯スポーツの推進を図るため、市内総合型地域スポーツクラブを支援します。

また、アシスタントマネージャーの育成にも努め、総合型地域スポーツクラブの興味関心を高めるための講習会等の実施に努めます。

☆スポーツ大会等の開催体制づくり

スポーツ大会、スポーツ合宿等において食事・宿泊の提供を行える体制づくりを進めます。

細施策1-9-3-2

スポーツ指導者の育成(社会教育課)

○具体的な取組

☆スポーツ推進委員の資質向上

スポーツ推進委員の資質向上と自覚を深めるため、各種研修会への参加支援や、県及び九州地区の研究大会への積極的な参加を促します。

☆指導力の向上

スポーツ指導者連絡協議会を設置し、組織運営の活性化を図ります。

☆「スポーツリーダーバンク制度」の確立

「スポーツリーダーバンク制度」の確立に努めるとともに、制度の活用を推進します。

細施策1-9-3-3

競技スポーツの推進(社会教育課)

○具体的な取組

☆競技力向上を目指した各種講習会等の開催
各競技団体が行う、県レベルの競技会開催や外部指導者によるスポーツ教室や講習会を実施し、市内団体の競技力向上と競技人口の拡大を図ります。

☆上位大会出場者への支援

上位大会進出者への出場費補助の支援を引き続き行います。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
スポーツ教室等生涯スポーツ事業への参加者数(年間)	1,159人	1,280人
総合型スポーツクラブ設立団体数	1団体	2団体
アシスタントマネージャーの育成数	2人	3人
西海市スポーツリーダーバンク登録者数	0人	15人
県民体育大会参加者数(年間)	240人	300人

施策 1-9-4

スポーツ環境の充実

細施策

1-9-4-1

スポーツ施設の整備充実(社会教育課)

1-9-4-2

スポーツの推進体制づくり(社会教育課)

●現状と課題

本市の体育施設は、その多くの施設が合併前に整備された施設であり、今後、経年劣化に伴う老朽化が生じてくることが想定されることから、市民が安全で快適に使用できる施設整備が求められています。

また、「活躍のまち」実現のためには、体育施設(学校体育施設も含む)を広く開放し、各種競技会の大会誘致や市外団体のスポーツ合宿誘致などによる利用拡大を図る必要があります。市民の誰もがスポーツを行い、健康、体力づくりなどスポーツの持つ多様な目的達成を実現するためには、市民一人ひとりがスポーツへの関心と意欲、主体的な取組姿勢が求められています。このような市民の活動が継続して行われるためには、スポーツ活動支援体制の整備が必要です。スポーツの楽しみ方が多様化する中で、スポーツの3要素である「する・みる・ささえる」を基本として、すべての市民が日常的にスポーツによる健康づくりに取り組めるような環境づくりが課題です。

●今後の取組方針

市民が安全で快適にスポーツに親しむことができる施設管理・整備について、スポーツ推進審議会による体育施設整備計画を踏まえ、計画的に見直しを図ります。



大瀬戸総合運動公園テニスコート

細施策1-9-4-1

スポーツ施設の整備充実(社会教育課)

○具体的な取組

☆スポーツ施設の整備

スポーツ推進審議会では社会体育施設の廃止、継続、新設整備等、施設の方向性や管理体制の方向性が審議されたことを受け、今後は、利用者のニーズと実施の時期を調整し、施設の拠点化や効率的な施設利用等の取組を継続していく必要があります。施設整備の実施に関しては、過疎債等の特定財源を掘り起こして活用していきます。

細施策1-9-4-2

スポーツの推進体制づくり(社会教育課)

○具体的な取組

☆情報提供の充実

本市の広報誌、ホームページを活用し、各種大会、スポーツ教室等に関する情報提供の充実を図ります。

☆関係機関との連携強化

スポーツ推進委員、体育協会等関係機関との連携を強化し、スポーツ活動の支援を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
体育施設整備計画に基づく施設整備進捗率	22%	50%



出前講座 ～エアロビクス～

地域の特性を活かした農林業の振興

施策 2-1-1 次世代へつなぐ農林業基盤の整備

施策 2-1-2 意欲ある担い手の育成・確保

施策 2-1-3 経営基盤の安定化・強化

施策 2-1-4 農林産物のブランド化と販路拡大

施策 2-1-5 人と自然にやさしい農林業の推進

施策 2-1-6 耕作放棄地の解消、利活用

【基本政策方針】

農林業は、生産基盤の整備による生産性の向上とともに、担い手の経営規模の拡大及び新規就農者の参入を促進します。

また、駆除・防御と環境整備による鳥獣被害の軽減、農業・農村が持つ多面的機能を発揮する取組を進めながら、人と自然にやさしい付加価値の高い産品づくりやブランド化の進展を図るとともに、直売所・食育を含めた地産地消を推進します。



施策 2－1－1

次世代へつなぐ農林業基盤の整備

細施策

- 2－1－1－1 農地等の整備・維持管理（農林課）
- 2－1－1－2 林道等の整備・維持管理（農林課）
- 2－1－1－3 治山事業の推進（農林課）

●現状と課題

生産コストの削減及び農業収益の向上などを図るため、国・県の事業を活用した大型基盤整備事業を展開していますが、中山間地に位置し、狭小な農地が多く存在する現状から、小規模な基盤整備も推進することで次世代が取り組みやすい経営規模拡大につなげるなど、さらなる経営基盤の強化が必要です。

●今後の取組方針

大型基盤整備事業の対象とならない小規模な基盤整備が展開されるよう、既存の市単独事業などの制度について検証し、幅広く活用することができるよう拡充を図ります。



総面積約 29 ヘクタールが整備された丸田地区基盤整備事業

細施策2-1-1-1

農地等の整備・維持管理（農林課）

○具体的な取組

生産性の高い効率的な農業が営めるよう、大型基盤整備事業の推進はもとより、小規模な狭地直しなどの農地整備に努めるとともに、農道、かんがい用水施設、用排水施設等の整備・維持管理を推進します。

細施策2-1-1-2

林道等の整備・維持管理（農林課）

○具体的な取組

安全で快適な農村生活が営めるよう、地域の実情を踏まえながら、生活道や作業道など生産・生活基盤の整備・維持管理を計画的に推進します。

細施策2-1-1-3

治山事業の推進（農林課）

○具体的な取組

山地の自然災害から市民を守るため、治山事業を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
圃場整備率	32.6%	36.5%



広域農道（大串地区）

施策 2－1－2

意欲ある担い手の育成・確保

細施策

- 2-1-2-1 優良農業地帯の堅持（農林課）
- 2-1-2-2 地域の中心となる経営体の育成（農林課）
- 2-1-2-3 新規就農者の育成確保（農林課）
- 2-1-2-4 法人の農業参入支援（農林課）

●現状と課題

地域の中心的な経営体である認定農業者の高齢化が進行しており、経営縮小や離農により認定を更新しない経営体数が新規・更新の経営体数を上回り、減少が続いています。このことから、優良農業地帯であっても耕作者が見つからない事態が懸念されます。このため地域の担い手と農地について、地域全体で現状を認識し将来像を共有する必要性が高まっています。

新規就農者数は増加傾向にあるものの、若年層（39歳未満）や定年帰農者等の就農支援により多様な担い手の確保を図る必要があります。

一方、農業参入企業の伸びが見られないため、農業振興公社など関係機関と連携しながら受入れ態勢を充実させる必要があります。

●今後の取組方針

県や農協などと連携しながら、要件を満たす経営を行なっている農業者を掘り起こし、認定農業者の確保に努めます。

国の給付金事業を活用した事業を推進します。また、要件に該当しない就農希望者に対する支援策を検討していきます。

農業振興公社など関係機関と連携し、各種の情報を共有化することで農業参入企業の受入れ態勢の充実を図ります。



寒風にさらされるゆで干し大根（面高地区）

細施策2-1-2-1

優良農業地帯の堅持（農林課）

○具体的な取組

農地の有効活用を図るため、集落営農組織の育成や担い手の法人化支援に取り組めます。

細施策2-1-2-2

地域を中心となる経営体の育成（農林課）

○具体的な取組

自らの生計の柱として意欲的に営農に取り組み、産業としての西海市農業を牽引している農業者に対し、需要に即した多様な支援を行います。

細施策2-1-2-3

新規就農者の育成確保（農林課）

○具体的な取組

「農地」「技術」「販売網」「住まい」が揃った就農定着支援体制の確立、整備拡充に取り組めます。

有機農業等の環境保全型農業を志向する就農希望者の受け入れ体制整備について検討を進めます。

細施策2-1-2-4

法人の農業参入支援（農林課）

○具体的な取組

市内外の民間企業の農業参入を推進するため、各種情報発信や参入支援を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
新規就農者育成確保による定住人口の増加（【現在】平成27年度は単年度実績、【目標】平成33年度はH29～33累計）	2人	10人



多以良柳地区

施策 2－1－3

経営基盤の安定化・強化

細施策

- 2-1-3-1 収益性の高い作物等の導入（農林課）
- 2-1-3-2 多様な「農の雇用」の確保（農林課）
- 2-1-3-3 有害鳥獣被害対策（農林課）
- 2-1-3-4 畜産経営の安定・強化（農林課）
- 2-1-3-5 防疫対策の強化（農林課）

●現状と課題

機械の共同利用が中心となっている集落営農ですが、就農者の今後のさらなる高齢化により農業従事が困難となった場合に備え、農地が荒廃化しないような方策が必要です。

有害鳥獣対策については、一定の成果を見せており被害額も軽減しているところではありますが、今後も緩めることなく対策を施す必要があります。

●今後の取組方針

集落営農に関する制度の周知を行い、より理解を深めていただくことで集落営農の育成を図ります。進入防止策の設置や有害鳥獣地域捕獲隊の結成を促進し、有害鳥獣被害の軽減を図ります。



有害鳥獣被害対策：ワイヤーメッシュ柵の設置



衛生対策の徹底された施設で育てられる豚たち

細施策2-1-3-1

収益性の高い作物等の導入（農林課）

○具体的な取組

農業者自身が取り組む収益性の高い作物、新規作物の導入に対し、専門家の意見を参考に推進可能性を見極め、有望と判断した作物導入には、トライ・アンド・エラー※が可能な取組みの支援を行います。

細施策2-1-3-2

多様な「農の雇用」の確保（農林課）

○具体的な取組

本計画の期間前半に、大学生・外国人・主婦（夫）・退職者・障害者等による営農支援体制の導入を様々な方法で試み、失敗と成功事例を積み重ね、本計画期間半ばをめぐりに本市に適した労力支援体系の確立を図ります。

細施策2-1-3-3

有害鳥獣被害対策（農林課）

○具体的な取組

農作物に多大な被害を及ぼしているイノシシ等の有害鳥獣対策について、防護対策・棲み分け対策・捕獲対策の3対策をバランス良く行う地域ぐるみの取組を推進し、鳥獣害に強い地域づくりに努めます。

細施策2-1-3-4

畜産経営の安定・強化（農林課）

○具体的な取組

優良家畜の導入や飼料確保対策及び施設整備等を支援し、市内産家畜の品質向上とコスト削減を促し、経営の安定・強化を図ります。

細施策2-1-3-5

防疫対策の強化（農林課）

○具体的な取組

鳥インフルエンザ、PED（豚流行性下痢）、口蹄疫などの家畜伝染病の防疫対策の取組みを強化し、畜産農家の経営安定に努めます。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
有害鳥獣地域捕獲隊の結成数	12隊	20隊
有害鳥獣(イノシシ)の捕獲数 （【現在】平成27年度は単年度実績、 【目標】平成33年度は平成29度～33年度累計）	2,521頭	12,500頭

※トライ・アンド・エラー

試行錯誤して新しい物事を、いろいろ試して失敗しつつ完成に近づけてゆくこと。

施策 2－1－4

農林産物のブランド化と販路拡大

細施策

- 2－1－4－1 農業の6次産業化支援（農林課）
- 2－1－4－2 ブランド化の推進（農林課）
- 2－1－4－3 地産地消の推進（農林課）
- 2－1－4－4 販路の拡大（農林課）
- 2－1－4－5 林産物の販路拡大（農林課）

●現状と課題

本市農業の大勢は「出荷規格に合わせた生産」にとどまる経営で購買層の顔が見えにくく、農業者が販売戦略を描きつつ経営する姿ではありません。そのうえ生産規模の維持に手いっぱい、規模拡大や内容改善に経営資源を振り向ける余力に乏しい現状から、消費者（顧客）目線の生産や品質向上ノウハウの蓄積が不足しており、また農産物や農産加工品を市内外に積極的に売り出そうとする気運が乏しいためか、これまで新たな地域ブランドの産品化までに至っていません。

●今後の取組方針

農業振興公社とも連携し、農産物を使用した加工品などの開発をはじめ、収益性の高い新規作物の導入に向けた調査・研究を行い、産地化を目指すこととし、その支援策を講じます。

認定農業者・農協・県と意見交換を重ね、消費者（顧客）からの信頼を勝ち取る農業経営の気運を醸成します。

既成概念にとらわれない新たな流通体系の構築を模索します。



みかんの共同選果作業



西彼農業高等学校による6次産業化への取り組み

細施策2-1-4-1

農業の6次産業※化支援（農林課）

○具体的な取組

農業の6次産業化を促進するため、付加価値の高い農畜産物の生産や特色ある加工品の開発、PR活動などに対する専門家と連携した技術習得のための支援や資金面での支援を推進します。また、地場産品直売所や農業生産法人の育成などに努めます。さらに、農業振興公社を拠点に西彼農業高校との連携も図りながら、農産加工・6次産業化・流通の多様化の試みを支援します。トライ・アンド・エラーが可能な新商品開発、販路拡大を支援します。

細施策2-1-4-2

ブランド化の推進（農林課）

○具体的な取組

県や農協などと連携し、必要に応じ現行の支援体制や補助事業体系を見直し、従来品と高付加価値農産物との価格差拡大や、ブランド率の向上に資する取組を促します。

細施策2-1-4-3

地産地消の推進（農林課）

○具体的な取組

地産地消の更なる拡大を図るため、地元農畜産物の市内小売店における販売強化や、飲食店や宿泊施設、学校給食などにおける利用拡大を推進します。また「庭先集荷」「直売所ネットワーク」体制の確立を支援し、市内産物の生産力維持と地元消費・販売の拡大を促進します。

細施策2-1-4-4

販路の拡大（農林課）

○具体的な取組

市外における流通拡大を図るため、民間企業や市人会などの様々なネットワークを活かした取組を強化します。また、集出荷施設や加工施設等の施設整備の推進に努めます。有機農産物等、環境保全型農業の農産物が有利販売できるよう、支援体制づくりを模索するとともに市内農業法人や県内大手スーパー等の流通網と連携した農産物販売網の多様化を推進します。

細施策2-1-4-5

林産物の販路拡大（農林課）

○具体的な取組

長崎南部森林組合と連携し、林業における生産体制の効率化、流通体制の見直し、新たな販路拡大の支援に取り組みます。また、公共施設整備や民間住宅整備における地元木材の利活用を推進するとともに、間伐材の有効活用を図るための新商品の開発支援や販路拡大などを推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
学校給食における食材の地元調達割合 ※値は学校教育課調べ	55.6%	70%
地域ブランド農産物品数(累計)	1品	6品
森林組合製材所販売額(年間)	45,000千円	55,000千円

※ 6次産業

農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産業・農山漁村の有する「資源」を食品産業の様々な産業と連携して利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出する取組。

施策 2－1－5

人と自然にやさしい農林業の推進

細施策

- 2－1－5－1 農村の多面的機能の維持（農林課）
- 2－1－5－2 家畜排泄物の有効活用（農林課）
- 2－1－5－3 森林の保全と活用（農林課）
- 2－1－5－4 市民参加による緑の自然環境保全（農林課）

●現状と課題

家畜排泄物の適正な処理に努めるとともに、堆肥化による農地への還元を図るなど堆肥購入補助制度の導入により循環型農業を推進していますが、エコファーマー認定者が減少傾向にあります。

木材需要の減少に伴い木材価格も低迷しており、併せて森林所有者の関心も低い状況にあるため、維持管理が適正になされていないところが見受けられます。

●今後の取組方針

環境保全型農業のさらなる拡充を図るため、制度の周知徹底やエコファーマー認定者の増加を目指します。

適齢伐期の森林も多く、各種事業を展開し林産活動を積極的に推進します。また、林業機械の導入により、生産コストを削減し経営の合理化を目指します。



高性能機械導入により効率化が進む林産活動

細施策2-1-5-1

農村の多面的機能の維持（農林課）

○具体的な取組

国の「日本型直接支払い制度※」を活用し、農業生産条件の不利性を直接補正し、適正な農業生産活動の維持を通じ、農地の多面的機能の発揮を図ります。必要に応じ、同制度を補完する市独自の対策を講じます。

細施策2-1-5-2

家畜排泄物の有効活用（農林課）

○具体的な取組

環境や衛生に配慮し、排泄物の適正な処理を推進します。良質な堆肥生産を促し、有機農業を含めた市内の農業で活用することを推進します。

細施策2-1-5-3

森林の保全と活用（農林課）

○具体的な取組

森林が持つ国土保全や水源涵養及び水産資源の保護といった多目的機能の維持・向上を図るため、伐採及び間伐による人工林の適正管理や保安林指定により、生命あふれる森林の保全に努めます。また、レクリエーションや自然体験、保養の場として森林の有効活用を図ります。

細施策2-1-5-4

市民参加による緑の自然環境保全（農林課）

○具体的な取組

緑の自然環境の保全を図るため、緑の少年団※等の市民団体を育成しながら、イベント形式の清掃活動や植樹体験等を開催するなど、市民や民間の多様な参画の場づくりに努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
日本型直接支払い制度取組団体数(多面的機能18、中山間9、環境保全型1 (13))	28団体	30団体
家畜排泄物の利用量(年間)	853t	900t



多面的機能支払い交付金での共同作業（下岳地区）

※日本型直接支払い制度

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対する支援として行なわれる交付金制度で、①多面的機能を支える共同活動や地域資源の質的向上を図るための取組みに対する多面的機能支払。②中山間地域等の条件不利地域と平地とのコスト差を支援する中山間地域等直接支払。③環境保全効果の高い営農活動を行なうことにより伴う追加的コストを支援する環境保全型農業直接支払がある。

※緑の少年団

次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、愛し、守り育てる活動を通じて、ふるさとや人を愛し、心豊かな人間に育っていくことを目的とした自主的な団体。

施策 2－1－6

耕作放棄地の解消、利活用

細施策

- 2－1－6－1 農地の荒廃抑制（農林課）
- 2－1－6－2 耕作放棄地の再生支援（農林課）
- 2－1－6－3 農地の流動化（農林課）

●現状と課題

耕作放棄地解消に向けた取組として、基盤整備事業の推進など、国・県・市の支援制度の活用により一定の成果があがっていますが、要件が限られていることもあり、個々での取組の場合に解消に繋がりにくい面があります。

●今後の取組方針

基盤整備事業への取組はもとより、農業委員会や農業振興公社などの関係機関と連携し、耕作放棄地の情報を的確に把握しながら、農地の流動化を図ることで耕作放棄地の解消を目指します。

また、新規作物の研究なども進め、研究成果を踏まえ農家へ普及することで放棄地解消への足がかりとならないか検討していきます。



荒廃農地から生まれ変わったみかん園（太田和地区）

細施策2-1-6-1

農地の荒廃抑制（農林課）

○具体的な取組

農地の区画整理、用排水路の整備、客土など効率的な営農活動に繋がる取組に対する支援を行い耕作放棄地の発生を抑制します。

細施策2-1-6-2

耕作放棄地の再生支援（農林課）

○具体的な取組

農家が主体的に取り組む耕作放棄地の再生に対する支援を行います。耕作放棄地を「回復すべき地帯」「山林原野に戻す地帯」に区分し、回復すべき地帯に対策を集中し、耕作放棄地の解消を進めます。

細施策2-1-6-3

農地の流動化（農林課）

○具体的な取組

農地中間管理機構を通じて、担い手への農地利用の集積・集約化に積極的取り組みます。特に農業協同組合とも連携を強化し、荒廃傾向にある柑橘園の流動化を積極的に促進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
耕作放棄地解消面積(累計) *長崎県耕作放棄地解消総合対策事業に掲げる目標値	309ha	523ha



豊かな海に育まれた水産業の振興

施策 2－2－1 収益性の高い魅力ある経営体の育成

施策 2－2－2 浜の活性化と就業者の確保・育成

施策 2－2－3 水産物の販路拡大と価格向上

施策 2－2－4 漁場づくりと漁港・漁村の環境整備

【基本政策方針】

水産業は、経営改善の意欲を持つ漁業者の経営力強化や、新技術の導入、経営の多角化推進などにより、収益性の向上を図ります。また、漁業就業者の確保・育成や、販路拡大と価格向上の取組推進、異業種との連携強化などにより、浜の活性化を目指します。さらに、水産資源の持続的な利用を図るため資源管理を推進するとともに、藻場回復などの漁場づくりや、安全で快適な漁港・漁村の環境整備に取り組めます。



西海市を代表する水産物

施策 2-2-1

収益性の高い魅力ある経営体の育成

細施策

2-2-1-1

漁業者の経営力強化（水産課）

2-2-1-2

漁業・養殖業の収益性向上（水産課）

●現状と課題

燃油価格の高騰等による操業経費の増大や、漁業就業者の高齢化、魚価低迷等の影響により、漁業者の収益性が低下しているため、経営力の強化を推進するとともに、新たな技術の導入や貝藻類養殖の導入等による経営多角化を推進することが必要です。

※市内漁業就業者 1 人あたりの総生産： 791 千円（H20）→ 714 千円（H25）

●今後の取組方針

経営改善に向けた計画づくりやその具体化への指導・支援を実施します。

新技術の導入や既存技術の改良、漁船漁業と組み合わせてできる貝藻類養殖の導入を奨励し、経営の多角化を推進します。加えて、船底清掃などの省燃油活動の実施や省エネ機器の設置等の省コスト対策を推進します。



ワカメ養殖業の導入

細施策2-2-1-1

漁業者の経営力強化（水産課）

○具体的な取組

収益性の高い漁業経営体を育成するため、漁協や県と連携し、経営改善に向けた計画づくりやその具体化への指導・支援を行います。

また、漁業経営の安定を図るため、制度資金の活用を推進するとともに、融資を受けた漁業者等に対して利子補給などの支援を行います。

細施策2-2-1-2

漁業・養殖業の収益性向上（水産課）

○具体的な取組

漁業・養殖業の収益性向上を図るため、新技術の導入や既存技術の改良等を推進するとともに、漁船漁業と組み合わせることができる貝藻類養殖等の導入を奨励し、経営の多角化を推進します。

また、漁業経営セーフティネットへの加入を促進するとともに、船底清掃など省燃油活動の実施や省エネ機器の導入を奨励することにより、省エネ・省コスト対策を推進します。

主な達成目標	【現在】 平成 27 年度	【目標】 平成 33 年度
経営改善に取り組んだ漁業者数 (累計)	10人	30人
経営改善計画を策定した漁業者の 目標達成率	—	100%



経営安定に向けた機器整備

施策 2-2-2

浜の活性化と就業者の確保・育成

細施策

- 2-2-2-1 「浜の活力再生プラン」の具体化推進（水産課）
- 2-2-2-2 漁協経営基盤の安定強化（水産課）
- 2-2-2-3 漁業就業者の確保・育成（水産課）
- 2-2-2-4 異業種との連携強化などによる浜の活性化（水産課）

●現状と課題

漁業就業者の減少と高齢化、組合員の暮らしを守るべき漁協の経営基盤の脆弱化等により、浜の活力が低下しているため、国の承認を受けた「浜の活力再生プラン」を着実に実施するとともに、漁協の経営基盤の強化を図ることが必要です。

※市内漁協正組合員数：534人（H22）→435人（H27）

※60歳以上の正組合員割合（H27）：西海市71.5% 県全体：62.9%

●今後の取組方針

「浜の活力再生プラン」に基づく、漁業収入向上や漁業コスト削減の取組の具体化を支援します。

漁協合併を支援・促進するとともに、人材の育成など、漁協の指導体制強化を推進します。

漁家子弟を中心とした新規就業者の確保・育成を推進するとともに、就業者の離職を防止するための対策等を推進します。



水産教室による定置網漁業体験

細施策2-2-2-1

「浜の活力再生プラン」の具体化推進（水産課）

○具体的な取組

「浜の活力再生プラン※」に基づく、漁業収入向上や漁業コスト削減の取組の具体化を支援し、漁業所得の向上による浜の活性化を目指します。

また、浜の機能再編や中核的担い手の確保・育成を内容とする「浜の活力再生広域プラン※」の作成を進めるとともに、具体化に向けた支援を行い、水産業の体質強化を図ります。

細施策2-2-2-2

漁協経営基盤の安定強化（水産課）

○具体的な取組

浜の中核組織である漁協の経営基盤の安定強化を図るため、漁協合併を支援・促進するとともに、漁協の経営を担う人材の育成、指導事業の充実など漁協の指導体制の強化を図ります。

細施策2-2-2-3

漁業就業者の確保・育成（水産課）

○具体的な取組

漁業の担い手不足と高齢化に対応するため、漁家子弟を中心とした新規就業者の確保・育成を推進するとともに、就業者の離職防止の一助として、漁船機関のオーバーホールや省エネ機器の導入に対して支援します。

また、地域漁業の中核的推進者となる県認定漁業士で構成する「西海市漁業士会」の活動に対して支援し、浜のリーダー育成や生産技術向上など浜の活性化を図ります。

さらに、市内学校における水産教室を開催し、魚のさばき方や漁業体験を通じ、魚食の大切さ、市内水産物の素晴らしさなど、海の幸に恵まれた西海市の魅力を伝える人材を育成します。

細施策2-2-2-4

異業種との連携強化などによる浜の活性化（水産課）

○具体的な取組

観光業や商工業など異業種との連携を強化し、体験型漁業などのブルー・ツーリズムや6次産業化を推進し、交流人口や漁業収入の増大を図るとともに、浜の活性化を目指します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
漁業所得(浜の活力再生プラン参加者の平均)	1,097千円(H25)	1,243千円(H30)
漁業協同組合数	4組合	1組合
市内漁協正組合員数	435人	380人

※浜の活力再生プラン

浜が抱える課題を整理し、地域の創意工夫に基づき漁業者が取り組む収入向上とコスト削減の具体策を記載した所得向上を目指すプラン（国制度）。

※浜の活力再生広域プラン

浜の活力再生プランに取り組む広域な漁村地域が連携して、浜の機能再編や中核的担い手の育成を推進するための具体的な取組を定めたプラン（国制度）。

施策 2-2-3

水産物の販路拡大と価格向上

細施策

- 2-2-3-1 地域内の流通強化と消費拡大（水産課）
- 2-2-3-2 地域外への販路拡大（水産課）
- 2-2-3-3 商品づくりと供給体制の整備（水産課）

●現状と課題

生産者価格が低迷しているため、地域内（市内及び近隣市町）における流通強化と消費拡大や地域外への販路拡大が必要です。さらに、多様化する消費者ニーズに対応した商品開発や効率的な供給体制の整備も必要です。

※地区内に水揚げされる水産物平均単価： 496 円／kg（H22）→ 422 円／kg（H27）

●今後の取組方針

地域内における流通強化と消費拡大を図るため、「西海魚まつり」等の開催や、地域外への販路拡大を図るための営業活動等に対して支援します。

消費者の嗜好に対応した商品づくりに対して支援するとともに、市内漁協の集出荷体制の見直しなど、より効率的な供給体制の整備を推進します。



販路拡大に向けた市内水産物の PR

細施策2-2-3-1

地域内の流通強化と消費拡大（水産課）

○具体的な取組

地域内（西海市及び近隣市町）における流通強化と消費拡大を図るため、地域内住民をターゲットとした「西海魚まつり」の開催や長崎県水産加工振興祭への参加など、漁協及び関係団体、市が一体となった取組を推進します。

また、学校給食などへの利用促進や、市内飲食店・宿泊施設等と生産者との需給の連携を強化することにより地産地消を推進します。

細施策2-2-3-2

地域外への販路拡大（水産課）

○具体的な取組

「長崎西海の魚」に関する情報発信・提供を行うとともに、県や県漁連、関東・関西の西海市人会等の協力を得て、料飲店等をターゲットとした直接取引（産直鮮魚）を推進するとともに、県などが開催する見本市の参加や産地情報の提供等により、新たな販売先の確保を図ります。

さらに、姉妹都市の盟約を締結している宮崎県西都市に向け運行している「産直姉妹便（トラック便による直売）」の充実などにより、販売量の拡大を目指します。

細施策2-2-3-3

商品づくりと供給体制の整備（水産課）

○具体的な取組

消費者ニーズや消費動向などの情報収集を行い、消費者の嗜好に対応した商品づくりを支援し、生産・販売体制の強化を図ります。

また、水産加工業者のグループ化を進め、商品開発や販路拡大等の取組を支援するとともに、産地での一次処理などの簡易加工を奨励するなど水産加工業の振興を図ります。

さらに、市内漁協間での集出荷用トラックの共同化など、市内漁協の流通体制の見直しについて研究を進め、効率的な供給体制の整備を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
市内漁協で水揚げされる水産物の平均単価	422円／kg	464円／kg

施策 2-2-4

漁場づくりと漁港・漁村の環境整備

細施策

- 2-2-4-1 資源管理の推進（水産課）
- 2-2-4-2 藻場回復などの漁場づくりの推進（水産課）
- 2-2-4-3 安全で快適な漁港・漁村の環境整備（水産課）

●現状と課題

水産資源の減少や磯焼け状態が継続しているため、種苗放流や資源管理、藻場回復などの漁場づくりを推進するとともに、安全で快適な漁港・漁村の就労環境の整備が必要です。

●今後の取組方針

自主的な資源管理に加え、適切な資源増殖手法を併せた取組を推進します。

地域藻場回復計画の策定し、計画に基づく母藻設置や食害動物除去等の具体的な取組を支援するとともに、漁港機能保全計画に基づく老朽化対策を推進します。



藻場回復に向けた食害生物の駆除

細施策2-2-4-1

資源管理の推進（水産課）

○具体的な取組

水産資源の維持・回復を図るため、休漁等の操業規制、体長制限や漁具の規制など、漁業者の自主的な資源管理の取組を推進するとともに、種苗放流やイカ産卵礁の設置など、適切な資源増殖手法を併せて実施することにより、漁業経営の安定と両立した実効ある資源管理の取組となるよう支援を行います。

細施策2-2-4-3

安全で快適な漁港・漁村の環境整備（水産課）

○具体的な取組

安全で快適な就労環境を整備するため、機能保全計画※を策定した漁港施設については、計画に基づく老朽化対策を推進するとともに、計画対象外の施設についても、適切な維持管理に努めます。

細施策2-2-4-2

藻場回復などの漁場づくりの推進（水産課）

○具体的な取組

県が策定した藻場回復ビジョン※に基づく、「地域藻場回復計画」の策定を進めるとともに、計画に基づく母藻設置や食害動物除去等の具体的な取組を支援し、藻場回復を推進します。

また、大村湾内における水産動植物の生育環境を保全するため、海底耕うん※の実施を支援します。

さらに、増殖場や魚礁などの漁業生産基盤の整備については、漁業者及び漁協の意向を踏まえ、県営事業の実施を要望します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
海面漁業生産量	2,778トン（H26）	2,800トン



丸田漁港（江島）

※藻場回復ビジョン

本県沿岸漁業生産のピークに相当する平成元年当時の漁場環境の再現を将来目標に据え、10年後(平成 37 年度)までに 2,000 ヘクタールの藻場を回復し、現在の 8,000 ヘクタールと合わせ、計1万ヘクタールの藻場を造成するために県が策定したビジョン。

※海底耕うん

有機物の堆積した海底を掘り起こすことによって、海底に酸素を供給し、有機物の分解を促進させ、海底の浄化を行うこと。

※機能保全計画

効率的な維持管理、既存施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として漁港施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ計画。

個性と活力あふれる商工業の振興

施策 2-3-1 中小商工業者の経営基盤強化

施策 2-3-2 商店街・商店の活性化と創業者支援による新たなビジネスの形成

【基本政策方針】

市内中小商工業者の経営基盤の強化を図るため、商工会等と連携し、経営者の能力開発や後継者の育成を支援し、消費者ニーズを的確に捉えた経営改善を促進します。また、新商品の開発や販路拡大を目指す企業を積極的に支援します。

市外の大型店舗への購買力流出を防止する施策を実施し、市内消費による商店街等の活性化を促進するとともに空き店舗対策による賑わいを創出します。また、創業者向けの講習会や資金援助等により、新しいビジネスの開拓を支援します。

地域資源を活用したコミュニティビジネス※の形成により、地元産品の認知度向上、高付加価値化、販路の拡大等の課題を解決します。



市内大型商業施設

※コミュニティビジネス

地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

施策 2－3－1

中小商工業者の経営基盤強化

細施策

- 2-3-1-1 資金面における支援（商工企業立地課）
- 2-3-1-2 人材の育成支援（商工企業立地課）
- 2-3-1-3 市内事業所の育成（商工企業立地課）
- 2-3-1-4 異業種・産学官連携の促進（商工企業立地課）
- 2-3-1-5 製造品の販路拡大（商工企業立地課）

●現状と課題

人口減少や市近郊への大型店舗の進出などにより、市内消費が落ち込んでいます。また、後継者がいないことによる事業拡張意欲の減退が見られ、市内の中小商工業の経営基盤は弱まってきており、その対策が急務な状況となっています。

●今後の取組方針

中小商工業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業向けの融資制度の活用による資金面での支援を行うとともに、商工会等が実施する経営者講座や後継者育成を推進します。また、新たな商品の開発や販路拡大を行おうとする事業者を積極的に支援します。



市内事業所作業風景

細施策2-3-1-1

資金面における支援（商工企業立地課）

○具体的な取組

中小商工業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業融資制度※や産業振興資金貸付※の充実と活用による資金面での支援を推進します。

細施策2-3-1-2

人材の育成支援（商工企業立地課）

○具体的な取組

県、商工会と連携してセミナーや人材派遣などの支援を進め、人材の確保や育成並びに能力開発を推進します。

細施策2-3-1-3

市内事業所の育成（商工企業立地課）

○具体的な取組

公共事業における地元中小建設業者の受注機会の確保を促進し、事業者の育成を図ります。

細施策2-3-1-4

異業種・産学官連携の促進（商工企業立地課）

○具体的な取組

企業の新分野への進出や新技術・新製品の開発を促進するため、異業種交流による人材や技術面の連携強化、高等専門学校や大学、研究機関との産学官交流を推進します。

細施策2-3-1-5

製造品の販路拡大（商工企業立地課）

○具体的な取組

製造品の知名度向上による販路拡大を図るため、企業マッチングや情報発信体制の整備等に対する支援を推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
産業振興資金貸付金貸付件数 (新規設備資金) (【現在】平成27年度は単年度実績、 【目標】平成33年度は平成29度～33年度累計)	0件	10件

※中小企業融資制度

中小企業者が必要とする事業資金を金融機関を通じて、長期・低利（固定金利）で融資を行う制度。

※産業振興資金貸付

国又は県の制度資金の融資が困難である事業を対象として、西海市が預託する財政資金によって金融機関が行う融資。

施策 2－3－2

商店街・商店の活性化と創業者支援による新たなビジネスの形成

細施策

- 2-3-2-1 新たな商業展開の支援（商工企業立地課）
- 2-3-2-2 創業者の支援（商工企業立地課）
- 2-3-2-3 空き店舗の利活用（商工企業立地課）
- 2-3-2-4 観光・物産と連携した活性化（商工企業立地課）
- 2-3-2-5 購買力の流出抑制（商工企業立地課）
- 2-3-2-6 地域資源を活用した新たなビジネスの推進
（商工企業立地課・政策企画課）

●現状と課題

近隣市への大型量販店の出店に伴い、購買力の市外流出が著しく進んでおり、市内の商店街等は厳しい状況となっています。消費者ニーズにあった経営改善や購買力流出対策を講じ、活気ある商店街・商店の活性化が求められています。

また、地域の資源を有効活用し地域の課題を解決するコミュニティビジネスの形成など、新たなビジネスの創出が求められています。

●今後の取組方針

商工会や事業者との連携による市外への購買力の流出を抑制するための施策を展開し、商店街等の活性化を促進します。また、空き店舗を利活用した創業者支援等を実施することにより、新たなビジネスの創出などを図ります。



創業支援セミナー

細施策2-3-2-1

新たな商業展開の支援（商工企業立地課）

○具体的な取組

商店街・商店が、消費者の意向に応じた品揃えの充実や新たなサービス展開が出来るよう、県、商工会と連携して経営指導や各種勉強会の開催等を図り、コミュニティビジネスなどの新たな商業展開に対する支援を推進します。

細施策2-3-2-2

創業者の支援（商工企業立地課）

○具体的な取組

県、商工会や金融機関と連携して、相談会やセミナーの開催並びに創業時の金融支援を推進します。

細施策2-3-2-3

空き店舗の利活用（商工企業立地課）

○具体的な取組

商店街やショッピングセンター等の空き店舗の利活用促進を図るため、事業所及び地域と連携し、国県補助金等の活用による施設整備を推進します。

細施策2-3-2-4

観光・物産と連携した活性化（商工企業立地課）

○具体的な取組

体験型観光との連携による商店街・商店の活性化を図るため、飲食店マップの作成や情報発信の強化に努めます。また、地域の素材を利用した名物料理や土産品づくりを推進します。

細施策2-3-2-5

購買力の流出抑制（商工企業立地課）

○具体的な取組

購買力の市外流出を抑制するため、商工会との連携による地域経済活性化対策を推進します。

細施策2-3-2-6

地域資源を活用した新たなビジネスの推進（商工企業立地課・政策企画課）

○具体的な取組

地域商社を設立し地域資源のブランド化及びマーケティングを通じ付加価値を向上させ地域経済の活性化を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
市内主要商店街の全店舗数に占める空き店舗割合(削減目標) ※総店舗数：大島45件、大瀬戸36件	23.5% (大島10件、大瀬戸9件)	11.1% (大島5件、大瀬戸4件)

魅力ある地域資源を活用した観光業の振興

施策 2-4-1 地域資源を活かした観光資源の発掘

施策 2-4-2 体験型観光など観光メニューの充実

施策 2-4-3 観光受入体制の充実と認知度アップ

【基本政策方針】

観光業は、市内にある景観、歴史、自然環境及び地元産業などの豊かな観光資源をブラッシュアップ、体験型観光のクオリティ向上、受け入れ態勢の強化を行います。また市内の観光資源を面的・有機的に融合させるとともに、近隣市町と連携して広域観光ルートを造成し、交流人口の拡大を図ります。



体験ペーロン

施策 2 - 4 - 1

地域資源を活かした観光資源の発掘

細施策

2-4-1-1

新しい観光資源の発掘・活用（情報観光課）

●現状と課題

郷土食作り体験などの食の地域資源活用はできたものの、自然環境や歴史文化等の新たな観光資源発掘・整備・活用が今後の課題となっています。

●今後の取組方針

新たな観光資源の発掘のための分析及び観光動向の把握を行い、観光資源、観光財産を次世代へ存続・継承する取組を行います。また、本市の主要産業である農林水産業をはじめとする地場産業や自然環境を活用した体験型観光を積極的に推進していくとともに、地の利を活かした広域的な観光ルートを整備を進めます。



ポートホールン長崎

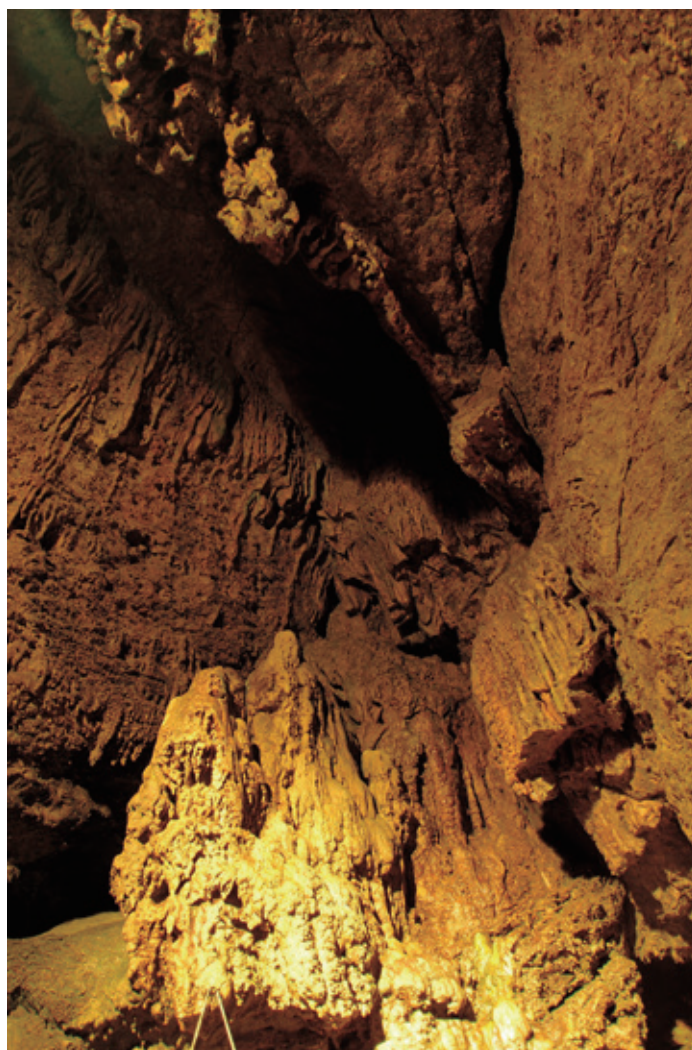
細施策2-4-1-1

新しい観光資源の発掘・活用（情報観光課）

○具体的な取組

自然環境や歴史文化、食等の地域資源を発掘し、新たな観光資源としての整備・活用を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
観光入込客数(年間)	928,881人	1,200,000人



国指定天然記念物 ～七釜鍾乳洞～

施策 2 - 4 - 2

体験型観光など観光メニューの充実

細施策

- 2-4-2-1 多様な体験メニューの開発（情報観光課）
- 2-4-2-2 産業観光の推進（情報観光課）
- 2-4-2-3 海洋体験型観光の振興（情報観光課）
- 2-4-2-4 広域連携等による新たな観光ルート・商品の構築（情報観光課）

●現状と課題

体験型入込客数は年々増加していますが、さらなる増加のために受入体制の強化、誘客のための観光商品の造成が必要であり、近隣市町の観光資源と本市の観光資源の有機的な連携による広域観光ルートの観光商品造成と SNS※などでの情報発信が必要となっています。

●今後の取組方針

体験受け入れ態勢を確立するため、既存受入団体のクオリティ向上と新規受入団体の造成を行い、さらに観光協会を中心とした組織づくりのための指導・支援を実施します。

市民、職員及び観光協会による情報発信の強化を図るため、情報発信講習会等を開催します。

また、近隣市町及びながさき県北観光協議会などと連携して、修学旅行誘客につながる広域観光ルートの開発を図ります。



体験ペーロン

※SNS（エスエヌエス）

Social Networking Serviceの頭文字をとったもの。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする仕組みによって、既存のつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと

細施策2-4-2-1

多様な体験メニューの開発（情報観光課）

○具体的な取組

修学旅行等の体験学習や体験型観光のニーズに対応するため、NPO 法人西海市観光協会等の関係団体や農林漁家、商工業者等と連携して、農業・林業・漁業・食などの多様な体験メニューを開発します。

細施策2-4-2-2

産業観光の推進（情報観光課）

○具体的な取組

造船所や製塩所、発電所、炭化センター等の本市特有の企業等と連携した産業観光の推進を図ります。

細施策2-4-2-3

海洋体験型観光の振興（情報観光課）

○具体的な取組

ペーロン船やカヌーを利用した海洋体験型観光の振興を図るとともに、荒天時の振替対応や体験者の長期滞在化など、旅行商品としての内容強化を図ります。

細施策2-4-2-4

広域連携等による新たな観光ルート・商品の構築（情報観光課）

○具体的な取組

長崎市と佐世保市の中間地点に位置する本市の立地特性を活かし、近隣市町の観光資源と本市の観光資源の有機的な連携による広域観光ルート・観光商品の形成を推進し、地域資源を繋ぐルート開発を図ります。

主な達成目標	【現在】 平成 27 年度	【目標】 平成 33 年度
体験型観光メニュー数	22種	30種
体験型観光入込客数(年間)	1,524人	3,000人



漁業体験

施策 2 - 4 - 3

観光受入体制の充実と認知度アップ

細施策

- 2-4-3-1 民間企業等との連携による誘客・宣伝活動の強化（情報観光課）
- 2-4-3-2 情報収集・発信の強化（情報観光課）
- 2-4-3-3 ガイドやインストラクターなどの人材育成とネットワーク化の推進（情報観光課）
- 2-4-3-4 観光施設・宿泊施設の整備（情報観光課）

●現状と課題

観光資源の維持管理、観光メニュー開発、ルート作成等の観光受入体制を充実させるため、民間企業等との連携した取組が必要となっています。また、SNS 等を活用した情報発信を積極的に行うことにより認知度アップを行う必要があります。

また、ガイドやインストラクター育成についてもセミナー等を開催し、新規登録者の増加を目指し、「おもてなし」のための受入体制の充実を図る必要があります。

●今後の取組方針

本市観光の魅力を高め、認知度及びイメージを高めるために、シティープロモーション※の強化や観光拠点施設への Wi-Fi 環境の整備、SNS を活用した情報発信の強化を行います。

また、老朽化した観光施設の計画的な改修や宿泊施設の整備等を行い、誘客に努めます。



セールスプロモーション

※シティープロモーション

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

細施策2-4-3-1

民間企業等との連携による誘客・
宣伝活動の強化（情報観光課）

○具体的な取組

NPO 法人西海市観光協会をはじめ、民間企業や関係団体と連携した誘客・宣伝活動の強化・実施に努めます。

細施策2-4-3-2

情報収集・発信の強化（情報観光課）

○具体的な取組

ポートホール長崎を情報発信の拠点とし、その他の観光案内所、直売所、観光施設等との情報ネットワークを構築し情報発信機能の強化を図り、SNS を活用した情報発信の充実を図ります。

細施策2-4-3-3

ガイドやインストラクターなどの人材育成と
ネットワーク化の推進（情報観光課）

○具体的な取組

市民参加による体験型観光の推進を目指し、観光ガイドや体験型観光インストラクター等の体験型観光を支える人材育成及び人材のネットワーク化を行います。

細施策2-4-3-4

観光施設・宿泊施設の整備（情報観光課）

○具体的な取組

老朽化した観光施設を計画的にニーズにあった施設へ改修・整備し、誘客に努めます。
また、数多く存在する観光施設の中で、各地区等へ業務委託や民間移譲をできる施設については、積極的に委譲を進めます。宿泊施設についても、体験民泊をはじめとした、本市の自然環境を活かした宿泊施設の整備を行います。

主な達成目標	【現在】 平成 27 年度	【目標】 平成 33 年度
観光ガイド数	30人	50人
体験インストラクター数	38人	50人



観光ガイド

企業誘致等の強化による雇用機会の拡大

施策 2-5-1 企業誘致のための基盤整備

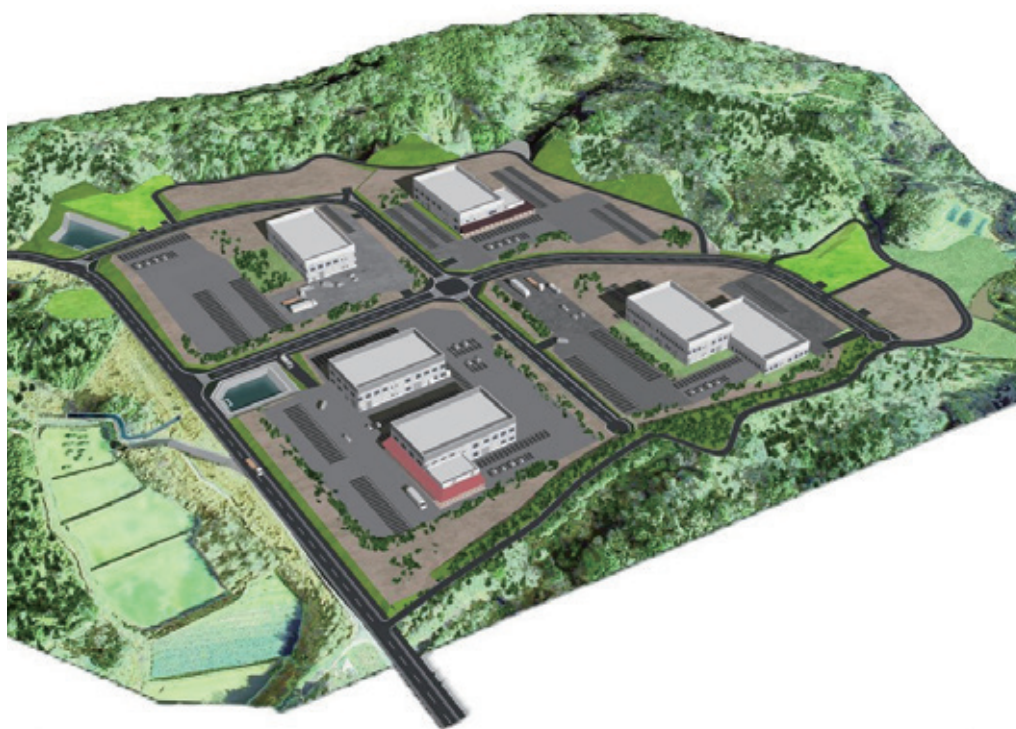
施策 2-5-2 企業誘致活動の推進

施策 2-5-3 若者の市内就職促進

施策 2-5-4 住宅整備との連動

【基本政策方針】

工業団地等の基盤整備を行い、市外からの企業誘致を積極的に推進することにより、市内における働く場所の確保及び雇用機会を創出します。また、若者の市内就職を促進するため、地場企業の事業拡張に資する支援策を講ずるとともに、市内高校やハローワークなどと連携して就職しやすい環境を整備します。



パールテクノ西海 企業立地イメージ

施策 2－5－1

企業誘致のための基盤整備

| 細施策 |

2-5-1-1

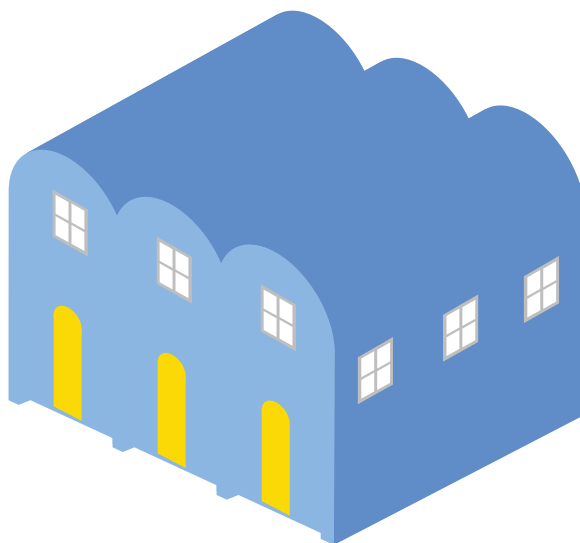
工業団地の整備（商工企業立地課）

●現状と課題

新たな雇用を創出するための受け皿となる工業団地については、内陸型の「パールテクノ西海」の第1期分が完成し分譲を開始したものの、誘致企業が安定的に操業を行うための通信・情報インフラが未整備となっています。また、臨海型の「大島地区工業団地」の造成については、早期完成へ向けて、国や県のなお一層の支援が必要となっています。

●今後の取組方針

「パールテクノ西海」については未整備である通信・情報インフラを整備するとともに、第1期分譲地へ企業誘致を早期に実現し、雇用の場の創出による地域経済の活性化につなげます。また、多数の雇用が見込まれる造船関連企業の誘致を図るための「大島地区工業団地」の造成については、更なる国や県の支援をお願いしながら、早期実現にむけて着実に取り組みます。



細施策2-5-1-1

工業団地の整備（商工企業立地課）

○具体的な取組

雇用の場の確保のため、市内に適地を選定し、誘致企業の受け皿となる工業団地を造成します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
誘致企業数(累計)	1企業	10企業



大島地区工業団地 整備事業計画

施策 2－5－2

企業誘致活動の推進

細施策

- 2-5-2-1 関係機関との連携による誘致推進（商工企業立地課）
- 2-5-2-2 誘致企業への支援（商工企業立地課）
- 2-5-2-3 情報発信の強化（商工企業立地課）
- 2-5-2-4 再生可能エネルギー※を活用した大規模発電事業の誘致・創出（政策企画課）

●現状と課題

企業誘致を推進するための部局を設置し、（財）長崎県産業振興財団と連携を図りながら誘致活動を実施しています。しかしながら本市の優れた立地環境を十分に紹介するまでには至っておらず、更なる営業活動を展開する必要があります。

●今後の取組方針

（財）長崎県産業振興財団や関係機関との連携を密に図りながら、本市の優れた立地環境を十分に活かした企業誘致を積極的に推進し、早期の企業誘致の実現を目指します。



立地協定調印式

※再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

細施策2-5-2-1

関係機関との連携による誘致推進
(商工企業立地課)

○具体的な取組

(財)長崎県産業振興財団等の関係機関と連携し、本市の立地環境を十分に活かした企業誘致を積極的に推進します。

細施策2-5-2-2

誘致企業への支援 (商工企業立地課)

○具体的な取組

関係機関と連携し、施設整備や雇用確保等に関する各種支援を図ります。

細施策2-5-2-3

情報発信の強化 (商工企業立地課)

○具体的な取組

誘致対象企業に対し土地情報や各種支援策の情報を積極的に発信します。

細施策2-5-2-4

再生可能エネルギーを活用した大規模発電事業の誘致・創出 (政策企画課)

○具体的な取組

再生可能エネルギーを活用した発電事業等により、漁業者、農業者、林業者をはじめとした地域がともに振興・発展する仕組みを民間との連携により構築し、再生可能エネルギー関係事業の展開を受容しやすい地域づくりを行うことにより、市内外企業による発電事業の新規実施を促進するとともに、市内関連産業の発展を目指します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
誘致企業による雇用者数(累計)	34人	600人



陸上風力発電施設 [写真提供：株式会社エヌエスウインドパワーひびき]

施策 2－5－3

若者の市内就職促進

細施策

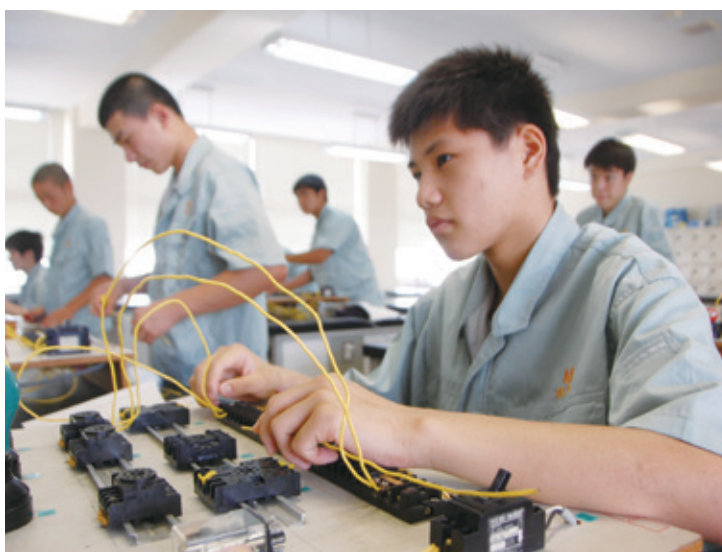
- 2-5-3-1 事業所等に対する市内就職の促進（商工企業立地課）
- 2-5-3-2 各種勉強会や活動の場等の提供（商工企業立地課）

●現状と課題

市内の就職状況は、一部の企業や福祉法人からの求人に偏っており、全体的には満足できる状況にあるとは言えません。このことから市外へ就職する傾向は依然として高く、若者のニーズにあった多様な雇用の場の創出が必要となっています。

●今後の取組方針

企業誘致による雇用の場の創出を推進するとともに、地場企業の事業拡張による雇用の創出が図れるような支援策を展開し、若者が市内へ就職しやすい環境を整備します。また、市内高校やハローワークなどと連携し、就職情報の共有化を行います。



県内高校授業風景

細施策2-5-3-1

事業所等に対する市内就職の促進（商工企業立地課）

○具体的な取組

市内事業所等に対する地元高校生を雇用したときの支援制度の拡充に努めるなど、地元高校生の市内での就職促進に取り組めます。

細施策2-5-3-2

各種勉強会や活動の場等の提供（商工企業立地課）

○具体的な取組

若者による自発的なまちづくりや起業を積極的に支援するため、県や商工会、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、若者が集い各種の勉強会や活動を行う場や機会の提供を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
市内高校卒業生就職者のうち 市内就職率	20.4%	30%



雇用促進関係機関連携会議

施策 2－5－4

住宅整備との連動

細施策

2-5-4-1

定住促進環境整備事業（政策企画課）

2-5-4-2

民間活力による住宅整備の促進（住宅建築課）

●現状と課題

既に雇用を維持・拡大している市内主要企業の存在は本市の強みでありながら、当該企業従業員のうち相当な人数が、市内における住宅の不足を理由として市外から通勤しています。また、企業誘致や起業による地域活性化効果を最大のものとするためには、当該企業従業員の大多数に市内で居住していただく必要があるため、企業や各従業員の希望を叶えられる住宅を充実させる必要があります。

●今後の取組方針

市内企業従業員のほとんどが市内に居住できるよう、多様なニーズに応えられる住宅整備を促進するとともに、民間事業者がおこなう住宅整備に対して民間活力を最大限発揮させるための支援を行います。



細施策2-5-4-1

定住促進環境整備事業（政策企画課）

○具体的な取組

市内企業及び従業員の住宅に関するニーズ及び住宅物件や宅地として利用できる土地を把握したうえ、市内企業、住宅整備の意向を持つ市内外の民間事業者及び金融機関等と協議を重ね、住宅整備に関する民間事業者の投資を促進する事業展開を検討します。

細施策2-5-4-2

民間活力による住宅整備の促進（住宅建築課）

○具体的な取組

民間事業者が行う賃貸住宅整備について、魅力ある市内企業の更なる発展と地域活性化に資すると認められるものに対する支援を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
民間が整備する住宅への支援数	0件	10件



基本目標 3 安心して活躍できるまちづくり

基本政策 3 - 1

安全で災害に強いまちづくり

- 施策 3-1-1 消防・防災基盤の整備
- 施策 3-1-2 自主防災機能の強化
- 施策 3-1-3 災害救急救助体制・危機管理体制の充実
- 施策 3-1-4 自然災害に強いまちの基盤づくり
- 施策 3-1-5 市民参加による交通安全のまちづくり
- 施策 3-1-6 犯罪を未然に防ぐまちづくり
- 施策 3-1-7 消費者保護対策の推進

【基本政策方針】

災害や緊急事態から市民の生命及び財産を守り、防災関係機関と連携して災害に備えた体制を整えます。

交通安全を確保し、交通事故“ゼロ”を目指すため、横断歩道や信号機・カーブミラーなど交通安全施設の整備を進めるとともに、啓発活動による市民意識の高揚を図ります。

多様化・複雑化する犯罪を未然に防ぎ、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すため、関係機関とのネットワークを構築し、防犯に関する情報の公開・共有化や市民の防犯意識の高揚と地域ぐるみの防犯活動、防犯体制の強化を図ります。

多種多様化する消費者問題に対し適切な対応を図るため、関係機関などと連携し消費生活相談体制の充実強化に努めます。



消防出初式

施策 3-1-1

消防・防災基盤の整備

細施策

- 3-1-1-1 常備消防の支援（安全安心課）
- 3-1-1-2 消防施設等の整備（安全安心課）
- 3-1-1-3 防災行政無線の改修（安全安心課）

●現状と課題

消防車両や格納庫・詰所などの消防施設・設備等の老朽化が進んでおり、計画的な整備を図っていく必要があります。

また、防災行政無線については、アナログ方式が平成34年で終了(予定)するため、デジタル方式に移行する必要があります。

●今後の取組方針

地域の消防・救急体制を強化するため、広域消防と連携した体制強化を図ります。また、消防車両や消防水利などの消防施設・設備等の計画的な整備を推進します。

防災情報を的確に伝えるよう、防災行政無線のデジタル方式への更新を進めます。



消防詰所

細施策3-1-1-1

常備消防の支援(安全安心課)

○具体的な取組

火災発生時に迅速な対応が出来るよう、佐世保市消防局と連携し、常備消防の支援に努めます。

細施策3-1-1-2

消防施設等の整備(安全安心課)

○具体的な取組

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、耐震性防火水槽、可搬式動力ポンプ等の整備を図ります。また、災害時の避難所として利用でき、応急活動の地域拠点となる消防格納庫・詰所の整備を推進します。

細施策3-1-1-3

防災行政無線の改修(安全安心課)

○具体的な取組

災害情報の迅速な伝達が出来るよう、老朽化した防災行政無線の改修を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
消防水利設置数	1,542箇所	1,552箇所



防災行政無線

施策 3-1-2

自主防災機能の強化

細施策

3-1-2-1 消防団の強化（安全安心課）

3-1-2-2 自主防災組織※の育成（安全安心課）

●現状と課題

自主防災組織の結成促進は進んでいますが、今後は防災リーダー等の人材養成を推進し、災害時の対応訓練等を通じて組織の育成を図っていく必要があります。

●今後の取組方針

地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の育成及び活動活性化を図ります。
消防団の強化を図るため、若者や女性の入団を促進し、各種訓練を実施します。



消防ポンプ操法

※自主防災組織

「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）。

細施策3-1-2-1

消防団の強化(安全安心課)

○具体的な取組

消防団の強化を図るため、若者や女性の入団を促進します。また、ヘルメットや防火衣の配備等、各種装備の強化に努めます。

細施策3-1-2-2

自主防災組織の育成(安全安心課)

○具体的な取組

地域住民が一体となって防災対策に取り組むよう、自主防災組織の育成を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
自主防災組織活動範囲世帯率	50%	100%
地域防災訓練実施数(各地域単位)	5箇所	5箇所



災害図上訓練

施策 3-1-3

災害救急救助体制・危機管理体制の充実

細施策

- 3-1-3-1 危機管理体制の充実（安全安心課）
- 3-1-3-2 市民の安全確保（安全安心課）
- 3-1-3-3 災害・救急救助体制の強化（安全安心課）

●現状と課題

指定避難所等が災害の種類に応じた対応が出来ていないため避難所の見直しを行っており、それに併せた防災マップの内容を充実・更新していく必要があります。

●今後の取組方針

災害発生時に敏速な対応が行えるよう西海市地域防災計画の見直しを行い、防災訓練の実施や危機管理体制の充実を図ります。

関係機関と連携し、土砂災害危険箇所などの把握に努め、災害の種類に応じた指定避難所等を明確にした防災マップを作成し、災害危険箇所、避難ルート等の周知を行います。



防災行政無線操作卓

細施策3-1-3-1

危機管理体制の充実(安全安心課)

○具体的な取組

災害発生時に迅速な対応が行えるよう、西海市地域防災計画の見直しを行うとともに、計画に基づく危機管理体制の充実を図ります。

細施策3-1-3-2

市民の安全確保(安全安心課)

○具体的な取組

災害時に市民が素早く安全に避難できるよう、災害の種類に応じた避難所及び避難場所・避難路の確立を図るため、防災ハザードマップを整備し、安全確保に努めます。

細施策3-1-3-3

災害・救急救助体制の強化(安全安心課)

○具体的な取組

救急救助体制の強化を目指し、佐世保市消防局との連携強化を図り、高規格救急車両の配備増強を要請します。また、防災ヘリ・自衛隊ヘリの利活用を推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
高規格救急車両配置数(累計)	1台	3台



原子力防災訓練

施策 3-1-4

自然災害に強いまちの基盤づくり

細施策

3-1-4-1

自然災害防止事業の推進（建設課）

3-1-4-2

安全・安心な公共公益施設の整備（建設課・住宅建築課）

●現状と課題

近年、全国各地で集中豪雨や台風による土砂災害や洪水、地震による災害などが多発しています。本市では、このような自然災害から市民の生命や財産を守るために各種事業に取り組んできましたが、まだまだ不十分です。

●今後の取組方針

防災・減災を念頭に置きながら各種事業に取り組み、また、安全で安心な公共公益施設の整備を推進し、自然災害に強いまちの基盤づくりを進めていきます。



急傾斜地崩壊対策事業で整備された急傾斜

細施策3-1-4-1

自然災害防止事業の推進(建設課)

○具体的な取組

長崎県の協力を得ながら、河川改修事業や海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業などの各種事業を推進します。

細施策3-1-4-2

安全・安心な公共公益施設の整備(建設課・住宅建築課)

○具体的な取組

公共公益施設の整備にあたっては、耐震や免震構造の導入を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
急傾斜地崩壊危険箇所の整備率 *県に認定された計画のうち 事業の実施割合	29.93%	31.29%



海岸保全事業でかさ上げされた海岸

施策 3-1-5

市民参加による交通安全のまちづくり

細施策

3-1-5-1

啓発活動の強化（安全安心課）

3-1-5-2

交通安全教育の推進（安全安心課）

3-1-5-3

市民による交通安全活動の支援（安全安心課）

●現状と課題

交通事故から市民の命を守るため、警察や交通安全協会などの関係機関と連携し、交通安全の取組を行ってきましたが、死亡事故など人身事故が絶えない状況です。

近年、高齢者の事故が増加傾向にあることから、早急な対策が求められ、歩行者・運転者の両面から高齢者の特性に応じた交通安全指導の強化を図る必要があります。また、こどもに対する地域ぐるみの支援体制を整備していく必要があり、さらに交通安全施設の計画的な整備を図る必要があります。

●今後の取組方針

警察をはじめ関係団体との連携を深めながら、交通事故の原因や要因を分析し、地域の特性に応じた啓発活動の強化を図ります。また、全市的な活動として、自動車学校等との連携による交通安全講習の実施など高齢者の交通安全意識の高揚に努めるとともに、児童生徒の発達段階や地域の実情に併せて、生涯にわたる交通安全教育の推進を図ります。

また、交通指導員や交通安全母の会などによる通学路立唱など、市民による交通安全活動を支援するとともに、高齢者の運転免許証自主返納を促し、事故防止に努めます。



交通安全啓発活動

細施策3-1-5-1

啓発活動の強化(安全安心課)

○具体的な取組

警察をはじめ関係団体との連携を深めながら、交通事故の原因や要因を分析し、地域の特性に応じた啓発活動の強化を図ります。また、自動車学校等との連携による交通安全講習の実施など、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

細施策3-1-5-2

交通安全教育の推進(安全安心課)

○具体的な取組

児童生徒の発達段階や地域の実情に応じ、生涯にわたる交通安全教育の推進を図り、全市的な活動への進展を図ります。

細施策3-1-5-3

市民による交通安全活動の支援(安全安心課)

○具体的な取組

通学路における安全管理など、市民による交通安全活動を支援します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
交通安全啓発イベントへの参加者数(年間)	180人	200人
交通事故(人身事故)発生件数(年間)(削減目標)	86件	70件



交通安全教室

施策 3-1-6

犯罪を未然に防ぐまちづくり

細施策

- 3-1-6-1 防犯啓発活動の推進（安全安心課）
- 3-1-6-2 地域ぐるみの防犯体制の強化（安全安心課）
- 3-1-6-3 夜間における安全確保（安全安心課）

●現状と課題

警察をはじめ関係団体と連携し取り組んできた市内各地域における防犯活動により、市民の防犯意識は高まりつつあります。

また、夜間における市民の安全確保を図るための防犯外灯については市内全域のLED化を終えました。
今後においても犯罪が発生しにくい環境づくりが求められることから、地域ぐるみの防犯体制の強化と支援を行うとともに、必要な防犯外灯についても整備を行います。

●今後の取組方針

防犯に対する市民意識の高揚を図るため、地域、学校、警察をはじめとする関係機関とネットワークを結び、防犯啓発活動を推進します。また、地域ぐるみの防犯体制の強化と市民団体等の育成を図るほか、各団体の活動支援と連携を推進し、夜間における市民の安全確保を図るため、防犯外灯など防犯設備の整備を行います。



防犯啓発活動

細施策3-1-6-1

防犯啓発活動の推進(安全安心課)

○具体的な取組

防犯に対する市民意識の高揚を図るため、地域、学校、警察をはじめとする関係機関とネットワークを結び防犯啓発活動を推進します。

細施策3-1-6-2

地域ぐるみの防犯体制の強化(安全安心課)

○具体的な取組

市民参加による地域ぐるみの防犯体制の確立・強化を図るため、防犯に関する市民団体等の育成を図るほか、活動支援と各団体の連携を推進します。

細施策3-1-6-3

夜間における安全確保(安全安心課)

○具体的な取組

夜間における市民の安全確保を図るため、防犯灯などの防犯施設の整備を推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
防犯灯整備数	3,208基	3,350基



防犯外灯(崎戸町)

施策 3-1-7

消費者保護対策の推進

細施策

- 3-1-7-1 啓発活動の推進（安全安心課）
- 3-1-7-2 商品表示等の適正化（安全安心課）
- 3-1-7-3 相談体制の充実（安全安心課）

●現状と課題

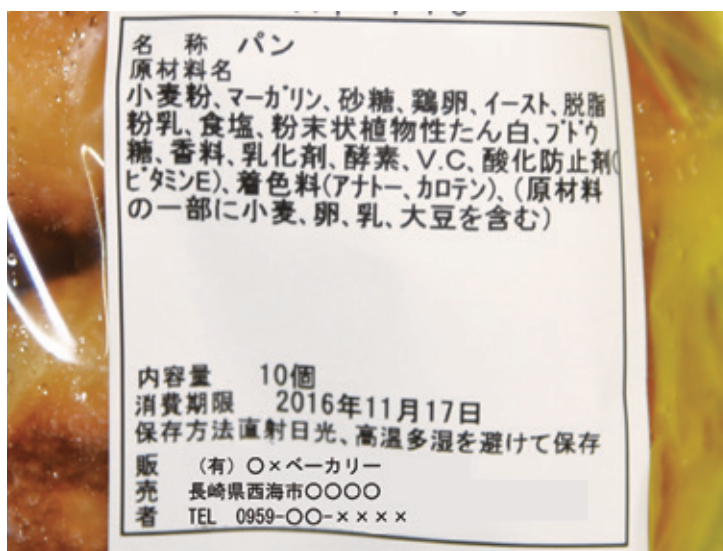
店頭に並ぶ商品量目について、その商品が適正な表示か検査を行っています。不当商品から消費者を守るため、今後も引き続き検査指導を行う必要があります。

また、消費生活相談員及び消費生活センターの設置により、相談体制が確立されました。年々相談件数が増加の一途をたどっていることから、広報紙や出前講座など啓発と教育を行う必要があります。

●今後の取組方針

県消費生活センターと共同し、事業者への商品表示等の適正化に対する指導を実施します。

また、消費者問題に対する迅速且つ適切な対応を図るため、県消費生活センターや警察などの関係機関と連携し、消費生活相談体制の充実・強化に努めます。併せて被害に遭わないために啓発や教育にも力を注ぎます。



食品表示

細施策3-1-7-1

啓発活動の推進(安全安心課)

○具体的な取組

多種多様化並びに巧妙化していく消費者問題の被害から市民を守るため、出前講座などの小地区単位での学習会を開催するなど、市民に対する消費者問題に関する知識習得機会の提供に努めます。

細施策3-1-7-2

商品表示等の適正化(安全安心課)

○具体的な取組

県消費生活センターと共同し、事業者への商品表示等の適正化に対する指導を実施します。

細施策3-1-7-3

相談体制の充実(安全安心課)

○具体的な取組

消費者問題に対する迅速且つ適切な対応を図るため、県消費生活センターや警察署などの関係機関と連携を図り、消費生活相談体制の充実・強化に努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
消費者問題講座・講演会参加者数(単年度実績)(高齢者大学・婦人学級 等)	303人	500人



消費生活相談

安心できる医療・介護・救急体制の充実

施策 3-2-1 地域医療の核となる診療所の機能充実

施策 3-2-2 地域包括ケアシステムの構築

施策 3-2-3 救急医療体制の充実

【基本政策方針】

市民の生活は、自らが働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持するという「自助」を基本としながら、高齢や疾病・医療・介護を始めとする生活上のリスクに対しては、社会連帯の精神に基づき、共同してリスクに備える仕組みである「共助」が自助を支え、自助や共助では対応できない困窮などの状況については、受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉などの「公助」が補完する仕組みとするものです。

この「共助」の仕組みは、市民の参加意識や権利意識を確保し、負担の見返りとしての受給権を保障する仕組みである社会保険方式を基本としますが、これは、いわば自助を共同化した仕組みであるといえます。国民皆保険・皆年金に代表される「自助の共同化」としての社会保険制度が基本であり、責務としての最低限度の生活保障を行う公的扶助等の「公助」は自助・共助を補完し地域包括ケアシステムの構築を目指します。

また、すべての市民が急病時に安心して適切な診療を受けることができるよう、県など近隣市町村、消防など関係機関との広域的な連携を強化し、地域医療資源の効果的な活用を図り、すべての人々が安心と自立を支える社会を目指します。



施策 3-2-1

地域医療の核となる診療所の機能充実

細施策

- 3-2-1-1 診療所の効率的な運営（健康ほけん課）
- 3-2-1-2 施設と医療機器の更新（健康ほけん課）
- 3-2-1-3 関係機関との連携と人材の確保（健康ほけん課）
- 3-2-1-4 地域福祉との連携強化（健康ほけん課）

●現状と課題

超高齢化社会が予想される中、各医療機関の機能の明確化が求められており、各医療機関の役割分担や連携が図られた体制を構築する必要があります。

また、離島・へき地等においては、医師をはじめとする医療従事者の確保が困難な状況であり、関係機関との連携により医療供給体制を維持していく必要があります。

●今後の取組方針

国保診療所が、健全経営のもとで離島・へき地の地域医療の核となるよう、老朽化した施設の計画的な整備と必要な医療機器の更新を図りながら効率的な運営に取り組みます。

離島・へき地医療支援センターや長崎大学病院等の関係機関との連携により、医師や看護師等の人材確保や医療環境の整備を図ります。

保健予防活動や高齢者介護等と在宅医療の連携強化を図り、地域医療体制の充実を目指します。



江島診療所

細施策3-2-1-1

診療所の効率的な運営(健康ほけん課)

○具体的な取組

国保診療所が、健全経営のもとで離島・へき地の地域医療の核となるよう、効率的な運営に取り組めます。

細施策3-2-1-2

施設と医療機器の更新(健康ほけん課)

○具体的な取組

老朽化した施設の計画的な整備と必要な医療機器の更新を図ります。

細施策3-2-1-3

関係機関との連携と人材の確保(健康ほけん課)

○具体的な取組

離島・へき地医療支援センター※や長崎大学病院等の関係機関との連携により、医師や看護師等の人材確保や医療環境の整備を図ります。

細施策3-2-1-4

地域福祉との連携強化(健康ほけん課)

○具体的な取組

保健予防活動や高齢者介護等と在宅医療の連携強化を図り、地域医療体制の充実を目指します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
診療所における医師数 (非常勤医師を含む)	2人	3人
診療所における看護師及び 准看護師数(非常勤を含む)	4人	4人



平島診療所

※離島・へき地医療支援センター

医療体制の整備が遅れている離島・へき地において、医療の確保を図ることを目的として設置された県の機関。

施策 3-2-2

地域包括ケアシステムの構築

細施策

- 3-2-2-1 在宅医療・介護連携事業の充実（長寿介護課）
- 3-2-2-2 生きがいつくりと介護予防の推進（長寿介護課）

●現状と課題

西海市の平成27年度末の人口29,225人に対し65歳以上の高齢者人口は10,269人高齢化率35.1%となっており総人口が減少しているなか、1人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。高齢者がいくつになっても、1人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、医療介護などの切れ目のない支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる、システムの構築が求められています。

●今後の取組方針

地域における医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

また、介護が必要な状態とならないよう、生きがいつくりや介護予防を推進します。



社会資源マップ
「市民と医療・介護・福祉をつなぐ」

細施策3-2-2-1

在宅医療・介護連携事業の充実(長寿介護課)

○具体的な取組

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の関係機関の連携を推進し市民の在宅生活を支援します。

細施策3-2-2-2

生きがいづくりと介護予防の推進(長寿介護課)

○具体的な取組

高齢者が、介護が必要とならないよう予防事業の推進に努めるとともに、元気な高齢者に対しては、地域社会に貢献できる高齢者の育成に努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
生活圏域毎の地域包括ケアシステム数	0	5



高齢者生きがいづくり

施策 3-2-3

救急医療体制の充実

細施策

- 3-2-3-1 救急医療体制の構築（健康ほけん課）
- 3-2-3-2 救急患者搬送体制（救急車を除く）の強化（健康ほけん課）
- 3-2-3-3 救急医療器具の適正な管理と研修会の開催（健康ほけん課）
- 3-2-3-4 情報発信の強化及び啓発（健康ほけん課）

●現状と課題

高齢化や核家族化の進展、住民意識の変化等に伴い、救急需要の増加傾向にあり、夜間・休日において必ずしも救急診療を必要としない軽症患者が増加しています。

病院群輪番制[※]を構築していますが、一部の疾患では受け入れる病院が限られています。

夜間・休日の医療提供体制の維持が必要です。

●今後の取組方針

初期救急医療[※]における在宅当番医制[※]や、二次救急医療[※]における関係機関等との連携による病院群輪番制の継続的な推進に努め、三次救急医療[※]については長崎県ドクターヘリ[※]等の活用を視野に入れた体制構築を行います。

救急患者搬送体制の強化のため業務委託を行っている佐世保市に対し、高規格救急車等設備の適正配置について要望を行います。

緊急時に迅速な初期対応が行えるよう、AED(自動体外式除細動器)[※]等の利用に関する研修会の開催や、救急医療機関の連絡先や適切な初期対応に関する情報の周知を行います。併せて、市民にかかりつけ医、救急時の正しい受診方法についての啓発に取り組みます。

※病院群輪番制

地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等の診療体制を整えているもので、原則として初期救急医療施設からの転送患者を受け入れる体制。

※初期救急医療

入院の必要がなく外来で対応しうる帰宅可能な比較的軽症な患者に対応する医療。

※在宅当番医制

各地域の医師会員が順番に救急の担当日を決め、それぞれの医療施設において、日曜・祝日に救急医療を行う制度。

※二次救急医療

入院等を必要とする重症の患者に対応する医療機関。

※三次救急医療

二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必要、または重篤な患者（多臓器不全、多発外傷、脳卒中、心筋梗塞等の重篤な患者）に対する高度な医療機関。

※長崎県ドクターヘリ

医療機器等を搭載し、医師が搭乗して救命措置を行いながら医療機関へ搬送するヘリコプター。

※AED（自動体外式除細動器）

心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性の不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより正常なリズムに戻すための器械。

細施策3-2-3-1

救急医療体制の構築(健康ほけん課)

○具体的な取組

休日、夜間、緊急時における救急医療体制の充実を図るため、初期救急医療における在宅当番医制や、二次救急医療における近隣市町、医師会、関係医療機関等との連携による病院群輪番制の継続的な推進に努めます。

細施策3-2-3-3

救急医療器具の適正な管理と研修会の開催(健康ほけん課)

○具体的な取組

心拍停止などの緊急時に迅速な初期対応が行えるよう、AED(自動体外式除細動器)などの救急医療器具の利用に関する研修会等を開催します。

細施策3-2-3-2

救急患者搬送体制(救急車を除く)の強化(健康ほけん課)

○具体的な取組

救急患者搬送体制の強化を図るため、業務委託を行っている佐世保市に対し、人口や面積規模等に配慮した高規格救急車等設備の適正配置について引き続き要望を行います。また、三次救急医療については、長崎県ドクターヘリ等の活用を視野に入れた体制構築を行います。

細施策3-2-3-4

情報発信の強化及び啓発(健康ほけん課)

○具体的な取組

緊急時に市民が適切且つ迅速に対応できるよう、広報紙やウェブサイトを通じ、救急医療機関の連絡先や適切な初期対応に関する情報発信を行います。併せて、市民にかかりつけ医、救急時の正しい受診方法についての啓発に取り組みます。



ドクターヘリ



救急医療器具の操作研修会

確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施

施策 3-3-1 国民健康保険事業の安定運営

施策 3-3-2 後期高齢者医療の安定運営

施策 3-3-3 介護保険の安定運営

施策 3-3-4 生活保護の適正な実施と自立促進

【基本政策方針】

社会保障制度は、市民の生涯設計における重要なセーフティーネットであり、医療保険、介護保険については、市民の健やかで安定した生活をささえるため、円滑な運営に努めます。

経済的生活支援者に対しては、健康で文化的な生活を営めるよう、実情にあった支援に努めるとともに、就業支援により自立の促進を図ります。



施策 3-3-1

国民健康保険事業の安定運営

細施策

- 3-3-1-1 医療費支出の適正化（健康ほけん課）
- 3-3-1-2 保険税の収納率向上対策（税務課・債権管理課）
- 3-3-1-3 被保険者の健康増進（健康ほけん課）

●現状と課題

国民健康保険は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後の砦ともいえるものです。しかし、小規模保険者では財政が不安定となりやすいこと、被保険者の年齢構成や所得分布の差異が大きいこと、医療機関の偏在によって医療給付費の格差が生じていることなどの構造的な問題を抱えています。

また、被保険者側からみれば、保険給付は全国共通であるものの、保険税(保険料)は市町村ごとに大きく異なり、不公平感があります。これは、上記の構造的な要因に加え、市町村によって、保険税(料)の算定方式が異なること、健康づくりなどの保健事業や医療費適正化等、こうした問題に対しては、保険財政の安定化や保険税の平準化を図る観点から、これまでも医療給付費の多寡や所得の差異に着目した国、都道府県及び市町村による公費投入、医療保険制度全体あるいは市町村国保間での財政調整、市町村合併や広域連合の活用などによって対応してきましたが、いまだ十分とはいえない状況です。

●今後の取組方針

国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を県とし、更に地域における医療提供体制に係る責任の主体と国民健康保険の給付責任の主体を県が一体的に担い、財政運営を始めとして県が担うことを基本としつつ、保険税の賦課徴収・保健事業など引き続き市が担うことが適切な業務が存在することから、県と市が適切に役割分担を行い、市の保険税収納や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない分権的な仕組みを目指し、国保の構造的な問題を解決し、将来にわたり持続可能な制度を構築することを目指します。

細施策3-3-1-1

医療費支出の適正化(健康ほけん課)

○具体的な取組

☆意識啓発の推進

被保険者の医療費の増大に対する問題意識を高めるため、医療費の通知による受診状況の再認識を促すとともに、西海市の医療費の現状と財政状況の相関関係等について広報紙等による情報発信を推進します。

☆適正受診の推進

被保険者の適正受診を促進するため、レセプト点検専門員による診療内容の縦覧点検を通じて多受診・重複受診・長期受診傾向者を抽出し、保健師等による訪問指導を推進します。

☆生活習慣病予防の徹底

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査※及び特定保健指導※の実施強化と併せ、糖尿病等生活習慣病有病者・予備群減少のための早期介入・早期予防の徹底により、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ります。

西海市国民健康保険の医療費分析を行い、現状の健康課題を捉えることでより効果的な保健事業を展開していきます。具体的には脳血管疾患および心血管疾患、腎臓病の悪化予防をすることで、生活習慣病の重症化予防を行います。

細施策3-3-1-2

保険税の収納率向上対策(税務課・債権管理課)

○具体的な取組

☆意識啓発の推進

被保険者の保険税納税意識を高めるため、広報紙等各種媒体による国民健康保険制度の必要性和重要性の周知徹底を推進します。

☆滞納者の発生防止対策

保険税滞納者の発生を防止するため、納期内納付を推進するとともに、口座振替・コンビニ収納等納付方法の拡大により徴収率の向上を図ります。

☆滞納額の圧縮対策

保険税滞納税額の圧縮を図るため、初期の滞納者については職員・公金徴収員による電話催告や文書催告を実施します。長期滞納者については、計画的な納付指導を実施するとともに、財産調査を徹底し滞納処分を実施します。



年に1回は必ず健診受診を

※特定健診

特定健康診査(特定健診)は、生活習慣病(高血圧・脂質異常・高血糖など)のリスクを高めるとされる「メタボリックシンドローム」やその予備群の方を早期に発見し、生活習慣病の予防・改善することを目的としています。

※特定保健指導

特定保健指導とは、健診を受けた結果により、メタボリックシンドロームの状態やその予備群と判定された方に対し、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が生活習慣を改善するためのアドバイスや支援を行います。専門家から適切なアドバイスを受け生活習慣を改善することで、生活習慣病を予防することができます。そのアドバイスを支援を特定保健指導といいます。特定保健指導には生活習慣病の発症リスクが中程度と思われる方に対して行われる「動機づけ支援」と生活習慣病の発症リスクが高いと思われる方に対して行われる「積極的支援」の2種類があります。

細施策3-3-1-3

被保険者の健康増進（健康ほけん課）

○具体的な取組

☆特定健康診査受診率の向上と保健指導の充実

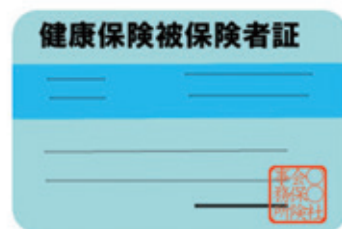
特定健康診査・保健指導事業について、事務の効率化、受診環境の整備を進め受診率向上につなげるとともに、十分な連携のもとに積極的な制度の周知を図りながら被保険者自らの健康意識の高揚に努めます。特定保健指導率は目標値（国の目標値）をすでに達成していますが、現在の指導率の維持・向上に今後も努めていきます。

☆各種健康診断の受診促進

被保険者が特定健康診査の必要性を十分理解し、受診行動に繋がるよう支援します。また、職域連携を図りながら利便性を向上させ、より多くの方が受診するよう努めます。

☆若年者への健診事業の充実

特定健康診査への意識付けや病気の早期発見・早期治療につながるよう若年者健診、人間ドックなどの事業を推進します。



主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
慢性腎不全(透析あり)の医療費割合	8%	7.5%
保険税収納率	97.22%	97.5%
特定健康診査受診率	46.3%	60%
特定保健指導率	74.9%	60%

KDB医療費分析(生活習慣病に占める割合)最大医療資源傷病名調剤含む

施策 3-3-2

後期高齢者医療の安定運営

細施策

- 3-3-2-1 医療費支出の適正化（健康ほけん課）
- 3-3-2-2 保険料の収納率向上対策（健康ほけん課）
- 3-3-2-3 被保険者の健康増進（健康ほけん課）

●現状と課題

高齢化の進展、医療技術の高度化等により、高齢者の医療費は大幅に増加しています。また、国民皆保険のもと、産業構造の変化等により、国保と被用者保険との間で、年齢構成や所得に偏りがあり、制度を横断的に社会全体で支える必要があります。

●今後の取組方針

医療費の伸びの要因や適正化に向けた取組の状況等を検証しつつ、更なる取組を一層推進するとともに、医療保険制度間の公平に留意しつつ、国保制度の安定的な運営が持続するよう地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行います。

保険料の賦課・徴収、データヘルスの取組の普及を踏まえ、保険者が保健事業を行うに当たっては、レセプト・健診データ等を活用した分析に基づき効果的に実施します。（データヘルスの推進）

後期高齢者医療広域連合において、地域包括支援センター、保健センター等を拠点として栄養指導等の高齢者の特性に応じた保健事業を実施することを推進します。



血圧管理は重症化予防の優先課題

細施策3-3-2-1

医療費支出の適正化(健康ほけん課)

○具体的な取組

☆意識啓発の推進

被保険者の医療費の増大に対する問題意識を高めるため、医療費の通知による受診状況の再認識を促すとともに、健康寿命の延伸を図るため、病気の早期発見・早期治療につながる各種保健事業を広域連合と連携して推進します。

☆適正受診の推進

訪問指導事業により、重複・頻回・多受診・重複投薬対象者を訪問し、適正な受診や健康管理に対する意識の高揚を図るため、広域連合と連携して事業を推進します。

☆生活習慣病予防の徹底

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、健康診査の実施強化と併せ、糖尿病性腎症重症化予防事業によって人工透析導入の予防や導入時期を遅らせることにより、QOL[※]の維持と医療費削減・適正化を図ります。

細施策3-3-2-3

被保険者の健康増進(健康ほけん課)

○具体的な取組

☆健康診査受診率の向上と保健指導の充実

健康診査事業について、生活の質を守るためにも生活習慣病の早期発見や介護予防につながるよう、制度の周知を図り、受診率の向上及び被保険者自らの健康意識の高揚に努めます。

☆各種保健事業の受診促進

被保険者の疾病の早期発見・重症化防止のため、健康診査や口腔ケア事業等の各種保健事業の利活用を促進します。

☆助成事業の推進

被保険者の健康を保持し、QOLの向上を図るため、はり・きゅう助成事業を広域連合と連携して推進します。

細施策3-3-2-2

保険料の収納率向上対策(健康ほけん課)

○具体的な取組

☆意識啓発の推進

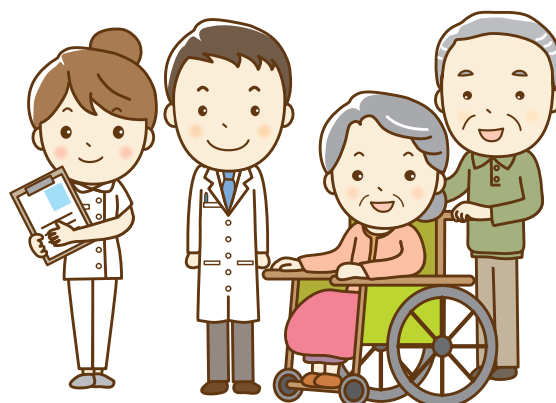
被保険者の保険料納付意識を高めるため、広報紙等各種媒体による後期高齢者医療制度の必要性和重要性の周知徹底を推進します。

☆滞納者の発生防止対策

保険料滞納者の発生を防止するため、納期内納入を推進するとともに、口座振替等徴収窓口の拡大により徴収率の向上を図ります。

☆滞納額の圧縮対策

保険料滞納額の圧縮を図るため、職員の戸別訪問や個別相談による滞納者への自主納付指導の徹底や、電話催告の実施に努めます。



※ QOL

(英語:クオリティ・オブ・ライフの略) 一般に、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のことを指し、つまりある人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念のこと。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
後期高齢者糖尿病性腎症による人工透析者数	5人	5人
保険料収納率	99%	99%
後期高齢者医療健診受診率	18.08%	20%

西海市自立支援医療(人工透析患者状況)より



施策 3-3-3

介護保険の安定運営

細施策

3-3-3-1

介護給付費の適正化（長寿介護課）

3-3-3-2

保険料の収納率向上対策（長寿介護課）

●現状と課題

平成12年にスタートした介護保険制度は、要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして概ね社会に定着してきたところです。今後団塊の世代が後期高齢を迎える2025年には給付費が全国で21兆円まで増加する予測が出されています。このようなことから介護給付については、中・重度者中心とし、軽度者については高齢者の自立を支援し、介護サービスの適正な提供に努める必要があります。

●今後の取組方針

高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、適正な利用促進を図るための普及・啓発活動に努めます。

介護保険料については、未納者に対する督促・催告を行なうとともに、他の部局との連携を図り収納率の向上に努めます。



細施策3-3-3-1

介護給付費の適正化(長寿介護課)

○具体的な取組

必要な給付を適切に提供するため、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、これまでの介護給付費の適正化を検証し、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

細施策3-3-3-2

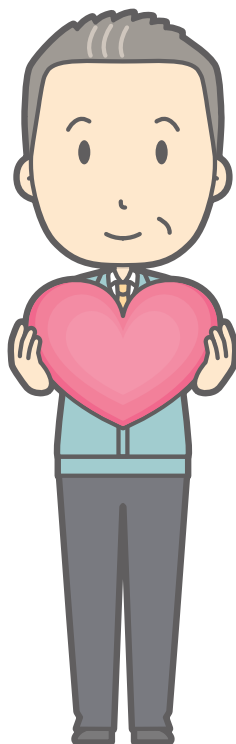
保険料の収納率向上対策(長寿介護課)

○具体的な取組

被保険者の保険料納付意識を高めるため、広報紙等を活用し介護保険制度の周知を行ない納期内納付を推進します。

初期の滞納者については職員・公金徴収員による電話催告や文書催告を実施し、長期滞納者については、計画的な納付指導、財産調査を徹底し徴収率の向上を図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
介護保険料現年度徴収率	99.11%	99.2%



施策 3-3-4

生活保護の適正な実施と自立促進

細施策

- 3-3-4-1 相談・支援体制の強化（福祉課）
- 3-3-4-2 生活保護制度の適正な運用（福祉課）
- 3-3-4-3 就業支援の推進（福祉課）

●現状と課題

実施要領の改正等、制度を正しく理解し運用することにより、適正に実施しています。

就労支援員との同行訪問や、ハローワークと連携した生活保護者等就労自立支援事業の活用などにより、稼働年齢層の者への自立に向けた就労支援を実施中です。

●今後の取組方針

今後とも制度理解を深め、生活保護制度を適正に実施していきます。

就労支援員との同行訪問やハローワークとの連携に加え、こども課の母子自立支援など、他制度との連携も視野に入れ重層的な就労支援を行っていきます。



細施策3-3-4-1

相談・支援体制の強化(福祉課)

○具体的な取組

経済的に生活基盤の弱い低所得者など、要保護世帯の生活安定と自立生活の維持・促進を図るため、生活困窮者自立支援制度や、生活保護制度などの利用、社会福祉協議会や民生委員児童委員等関係機関との連携により、相談・支援体制の強化に努めます。

細施策3-3-4-2

生活保護制度の適正な運用(福祉課)

○具体的な取組

生活保護制度の適正な運用を図り、各種の制度適用により生活支援を行います。

細施策3-3-4-3

就業支援の推進(福祉課)

○具体的な取組

被保護者の経済的自立を促進するため、職業訓練機会の提供や民間事業所への働きかけによる就業支援を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
生活困窮者相談件数	32件	40件
被保護者新規就労者数	24人	30人



快適な住宅環境づくり

施策 3-4-1 公営住宅等の整備・充実

施策 3-4-2 安心して暮らせる良質な住宅づくり

【基本政策方針】

『住みたい、住める、住み続けられる』を基本理念として、市民の多様なニーズに応える質の高い住まいづくりを目指します。

また、点在する空き家問題の解消や安全・安心につながる住宅性能向上を図り良好な居住環境づくりを推進します。



焼島公営住宅

施策 3－4－1

公営住宅等の整備・充実

細施策

3－4－1－1 公営住宅の整備（住宅建築課）

3－4－1－2 定住促進住宅の整備（住宅建築課）

●現状と課題

昭和50年前後に建設され更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等ストックの効率的かつ円滑な更新と、地域のニーズにあった住宅の提供が求められています。

●今後の取組方針

公営住宅等ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコスト※を縮減するとともに、公営住宅等建替えにあたっては、誰もが住みやすい住宅となるようユニバーサルデザイン※の導入に取り組めます。



公営住宅の室内

※ライフサイクルコスト

建物でいうと、設計に始まり、建設、維持管理、修繕、耐用年数の経過による解体処分するまでの全ての期間に要する費用をいう。

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいう。（出典：ウィキペディア）

細施策3-4-1-1

公営住宅の整備(住宅建築課)

○具体的な取組

老朽公営住宅については、入居ニーズ、耐用年数、建物の状況等を踏まえ、建替え、長寿命化を図るための改修、解体・廃止を推進します。

また、建替えにあたっては、誰もが住みやすい住宅となるようユニバーサルデザインの導入を推進します。

細施策3-4-1-2

定住促進住宅の整備(住宅建築課)

○具体的な取組

ニーズの高い地域を優先し、遊休国有施設等や民間活力を利活用しながら定住促進用の住宅を整備します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
公営住宅建設戸数	40戸	102戸
定住促進住宅の整備戸数	32戸	85戸



施策 3－4－2

安心して暮らせる良質な住宅づくり

細施策

- 3－4－2－1 良質な住宅ストック※の形成（住宅建築課）
- 3－4－2－2 災害に強い住宅づくり（住宅建築課）
- 3－4－2－3 危険空き家の除却促進（住宅建築課）

●現状と課題

適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な悪影響を及ぼしています。また、自然災害に対する安全性の確保やバリアフリー化による住まいにおける安全性の確保が求められています。

●今後の取組方針

地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家の除却を推進するとともに、市民が住みやすく住宅内での事故を低減するため、一定の性能を確保した良質な住宅ストックの形成を図ることを目的として、住宅性能の向上や住宅等の耐震化に取り組めます。



危険空き家



危険空き家の除却後

※住宅ストック

国内に建築されている既存の住宅のこと。5年ごとに実施される国の住宅・土地統計調査によると、2013年の総住宅数は6063万戸で世帯数5307万を大きく上回る“過剰在庫”状態で、空き家問題なども顕著化していることから、その活用策が議論されている。

細施策3-4-2-1

良質な住宅ストックの形成(住宅建築課)

○具体的な取組

市民が住みやすく住宅内での事故を低減するため、一定の性能を確保した良質な住宅ストックの形成を図ることを目的として、住宅性能の向上を伴うリフォーム工事に対し支援するとともに、安心して子どもを産み育てることができる住まい・居住環境の形成を促進するため、新たに3世代同居又は近居するための改修工事等に対し支援します。

細施策3-4-2-3

危険空き家の除却促進(住宅建築課)

○具体的な取組

適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家住宅の除却に対し支援します。

細施策3-4-2-2

災害に強い住宅づくり(住宅建築課)

○具体的な取組

住宅等の耐震化を促進し、市民の生命・財産を守るため、耐震診断・耐震改修計画及び耐震改修工事に対し支援するとともに、支援制度に関する情報発信を図ることにより、火災、震災、水災、風災などの災害に強い住宅づくりを推進します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
リフォーム支援戸数	200戸	320戸
老朽危険空き家除却支援戸数	6戸	66戸

基本目標 3 安心して活躍できるまちづくり

基本政策 3－5

安全で快適なみちづくり

施策 3－5－1 幹線道路網の整備

施策 3－5－2 生活道路の整備

施策 3－5－3 市民と一体となった快適で安全な道路環境づくり

【基本政策方針】

安全で快適に地域間を移動するためには、道路網の整備は欠かせないもので、地域経済発展のための幹線道路の整備をはじめ、生活に密着した道路の整備はとても大切なことです。これらの道路の整備を行うとともに市民と一体となって、この大切な道路の維持管理を行っていきます。



延伸が待たれる西彼杵高規格道路

施策 3-5-1

幹線道路網の整備

細施策

3-5-1-1

松島架橋や西彼杵高規格道路の延伸などの早期実現（建設課）

3-5-1-2

幹線道路の整備・維持管理（建設課）

●現状と課題

松島架橋や西彼杵高規格道路の延伸、小迎・川内間道路の改良などの早期実現について、国や県などの関係機関への継続的な要望を行ってきました。また、幹線市道については、計画的な改良や維持補修を行い交通環境の改善と安全で快適な道路環境づくりを推進してきました。しかしながら、要望事項については実現までには達しておらず、また、道路環境づくりも目標値には達していません。今後も継続して要望していくことが重要であり、併せて事業財源を確保していかなければなりません。

●今後の取組方針

国や県への要望事項については、より一層、積極的に取り組んでいきます。また、道路環境づくりについても、事業財源の確保に努めながら進めていきます。



舗装補修で整備された幹線道路

細施策3-5-1-1

松島架橋や西彼杵高規格道路の延伸などの早期実現(建設課)

○具体的な取組

各町間の交流や企業誘致の促進、地域資源を活用した地域経済の発展等を図るため、松島架橋や西彼杵高規格道路の延伸、小迎・川内間道路の改良などの早期実現について国や県などの関係機関への継続的な要望を行います。

細施策3-5-1-2

幹線道路の整備・維持管理(建設課)

○具体的な取組

幹線市道については、計画的な改良や維持補修による交通環境の改善と長寿命化を図ります。また、誰もが利用しやすい安全で快適な道路環境づくりを目指し、安全な歩行者空間の設置を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
橋梁長寿命化修繕割合 (修繕予定橋梁の内修繕済箇所 の実施割合)	16.67%	100%
幹線道路網整備延長割合 (1、2級市道幅員3.5m以上 延長割合)	68.18%	70%



施策 3-5-2

生活道路の整備

細施策

3-5-2-1

生活道路の整備（建設課）

●現状と課題

生活道路である市道については、改良や維持補修などの整備を行ってきました。改良率については目標値を超えましたが、整備延長率、舗装率は目標値に達していません。目標達成には、事業財源を確保していく必要があります。

●今後の取組方針

事業財源の確保に努め、地域住民の要望を反映しながら生活道路の整備を行っていきます。



改良が進められた道路

細施策3-5-2-1

生活道路の整備(建設課)

○具体的な取組

生活道路である市道の整備にあたっては、市民の意向を踏まえた計画的な道路整備の推進を図るとともに、誰もが利用しやすい安全で快適な道路環境づくりを進めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
生活道路整備延長割合 *(その他市道幅員3.5m以上 延長割合)	23.08%	24%
市道改良率	21.91%	23%
市道舗装率	89.74%	90%



舗装補修で整備された生活道路

施策 3-5-3

市民と一体となった快適で安全な道路環境づくり

細施策

3-5-3-1 市民参加による道路環境づくり（建設課）

3-5-3-2 交通安全に配慮した道路環境づくり（建設課）

●現状と課題

行政による道路管理には限界があるため、市民の協力のもと道路環境づくりに努めてきました。また、交通安全に配慮した道路環境の改善に取り組んできました。

道路愛護団体の登録数は増えましたが、もっと多くの市民に参加してもらう必要があります。

●今後の取組方針

市民が一体となって快適な道路環境づくりを進めるため、積極的な参加を呼びかけていきます。また、安全な道づくりを進めていきます。



道路清掃作業に参加された愛護団体の皆さん

細施策3-5-3-1

市民参加による道路環境づくり（建設課）

○具体的な取組

道路愛護団体制度の周知を図り、市民の積極的な参加を呼びかけて、より多くの市民と一体となって地域に親しまれる快適な道路環境づくりを目指します。

細施策3-5-3-2

交通安全に配慮した道路環境づくり（建設課）

○具体的な取組

交通の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携し、信号機や横断歩道、カーブミラーなどの交通安全施設の整備・充実を図るなど道路環境の改善に取り組み、交通事故の防止に努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
道路アダプト道路愛護団体数	58団体	65団体



要望により設置された信号機と横断歩道

地域公共交通の整備・充実

施策 3-6-1 陸上交通の充実

施策 3-6-2 海上交通の充実

【基本政策方針】

既存公共交通体系の充実や新たな公共交通体系の導入などにより、利用者のニーズに沿った総合的な地域交通体系網の整備を推進します。



施策 3－6－1

陸上交通の充実

細施策

- 3-6-1-1 既存路線バスの利便性向上と維持（安全安心課）
- 3-6-1-2 新たな公共交通システムの導入検討（安全安心課）

●現状と課題

本市1社のみの路線バスは、自動車の普及や過疎化などによる利用客の減少から、すべての路線が赤字となっており、市は運行事業者への赤字補填を行い、生活の足としての公共交通の維持・存続に努めています。また、路線バスが通わない3地域の交通空白地帯に乗合タクシー※を運行させ、利用者は年々増加傾向にあり、平島地区のNPO法人※における有償運送は市の補助なくしての運営は不可能です。

交通弱者は今後において増加すると考えられることから、利用客の利便性を考慮した公共交通のあり方を見直し、官民が一体となって新たな交通体系を確立する必要があります。

●今後の取組方針

民間バス事業者に対し、利用者の要望を反映したダイヤ編成や便数の確保、運行区域の拡大等を要請するとともに、路線の維持存続のための各種支援に努めます。また、主要乗り継ぎ場所や利用者の多い施設前などのバス待合所の整備に努め、交通事業者や市民団体、NPO法人などの各種団体と連携しながら、コミュニティバス※や乗合タクシー等の新たな公共交通システムの導入検討を行います。



バス乗降のようす

※NPO

N on-Profit-Organization の略。継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

※コミュニティバス

地域の住民の利便向上等のため一定地域内を運行するバスで、車両仕様、運賃、ダイヤ、バス停位置等を工夫したバスサービス。

※乗合タクシー

複数の人が料金を出し合って1台のタクシーをバスのように使う方法。

細施策3-6-1-1

既存路線バスの利便性向上と維持(安全安心課)

○具体的な取組

民間バス事業者に対し、利用者の要望を反映したダイヤ編成や、便数の確保、通学バス機能を含めた運行区域の拡大等を要請するとともに、路線の維持存続のための各種支援に努めます。また、主要乗り継ぎ場所や利用者の多い施設前などのバス待合所の整備に努めます。

細施策3-6-1-2

新たな公共交通システムの導入検討(安全安心課)

○具体的な取組

交通事業者や市民団体、NPO 法人などの各種団体と連携しながら、コミュニティバスや乗合タクシー等の新たな公共交通システムの導入検討を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
主要乗り継ぎ場所等におけるバス待合所の整備数(累計)	23箇所	30箇所
新たな交通体系の導入系統数(累計)	4系統	7系統



乗合タクシー停留所

施策 3－6－2

海上交通の充実

細施策

- 3-6-2-1 海上交通の利便性向上（安全安心課）
- 3-6-2-2 離島航路の支援（安全安心課）
- 3-6-2-3 港湾及び旅客ターミナルの計画的な整備（建設課）

●現状と課題

離島航路を有する本市は、過疎化などによる利用客の減少から、いずれも赤字航路となっており、国・県による運航事業者への赤字補填で維持・存続がなされています。

今後は、市民意識調査に基づいた航路改善計画により、利用客の利便性を考慮した公共交通を確立する必要があります。

港湾施設等の整備については、長崎県との連携を図りながら進めてきました。

●今後の取組方針

国及び県の補助航路を運航する民間航路事業者に対し、島民の生活に欠かせない離島航路の維持のため財政支援を行うとともに、現行船舶の老朽化に伴う新船建造を行う場合は、利用者の要望が強い高速化やバリアフリー化等の機能向上のための支援を行います。

また、市営船については、利用者の要望に応じたダイヤ編成に努め、安全運航のためのマネージメント強化に努めます。

港湾施設等の整備については、引き続き長崎県との連携を図りながら進めていきます。



離島航路（崎戸商船「フェリーみしま」）

細施策3-6-2-1

海上交通の利便性向上(安全安心課)

○具体的な取組

民間航路事業者が現行船舶の老朽化に伴う新船建造を行う場合は、利用者の要望が強い高速化やバリアフリー化等の機能向上の支援を行います。また、市営船については、利用者の要望に応じたダイヤ編成に努めます。

細施策3-6-2-3

港湾及び旅客ターミナルの計画的な整備(建設課)

○具体的な取組

長崎県との連携を図りながら、港湾施設等の整備や改修を進めていきます。また、市が管理する港湾施設の適切な維持管理に努めます。

細施策3-6-2-2

離島航路の支援(安全安心課)

○具体的な取組

国の補助航路を運航する民間航路事業者に対しては、島民の生活に欠かせない離島航路の維持のための財政支援を行います。



改修された瀬戸港の港湾施設

安全で安定した水の供給

施策 3-7-1 水資源の開発

施策 3-7-2 水道施設の整備

施策 3-7-3 健全な経営への取組

【基本政策方針】

安全でおいしい水の安定供給を目指し、施設整備を含めた統合整備事業を計画的に進めます。
また、有収率※向上のため、老朽管の更新や漏水防止対策など、維持管理の充実に努めます。
将来の経営を見通した効率的で健全な事業運営に努めます。



※有収率

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率化を計る一つの指標。

施策 3-7-1

水資源の開発

細施策

3-7-1-1

水源等の統合・整備（上水道課）

●現状と課題

統合整備計画に沿って大崎地区の統合整備を実施しましたが、簡易水道事業(離島除)が上水道事業に一本化することにより、今後の統合事業に対する財源の確保が課題となっています。

●今後の取組方針

有効な財源を確保しながら、水源の有効活用のため、引き続き統合計画に沿って、広域的な統合・整備を推進します。



伊佐ノ浦川

細施策3-7-1-1

水源等の統合・整備(上水道課)

○具体的な取組

市町村合併により各地に分散した水源や施設を、広域的に統合・整備することにより更なる水道水の安定供給を図ります。そのために、各施設の配水系統の見直し及び配水管の布設替等を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
西海西部地区統合事業進捗率	43%	80%
西海東部地区統合事業進捗率	0%	50%
西海南部地区統合事業進捗率	0%	30%



(新) 中浦浄水場

施策 3-7-2

水道施設の整備

細施策

3-7-2-1 水道施設の整備・維持管理（上水道課）

3-7-2-2 未給水地区の解消（上水道課）

●現状と課題

随時送配水管等の布設替を実施していますが、思うように進んでいないのが現状であり、老朽化した施設（管）の更新が、水道水の安定供給を実現する上で大きな課題となっています。

●今後の取組方針

水道水の安定供給のため、老朽施設（管）の更新や耐震化事業を推進します。



配水池

細施策3-7-2-1

水道施設の整備・維持管理(上水道課)

○具体的な取組

安全でおいしい水の安定供給を図るため、上水道施設の適正な維持管理に努めます。また、老朽化した施設や改良が必要な施設については、現状把握を行い計画的な整備を推進します。

細施策3-7-2-2

未給水地区の解消(上水道課)

○具体的な取組

未給水地区の解消を図るため、該当地区の市民意向と地域の実情を把握した上で、水の安定供給を可能とする水源や施設に関する調査を行い、送水管等の布設を推進します。

主な達成目標	【現在】 平成 27 年度	【目標】 平成 33 年度
水道普及率(未給水地区解消)	99.57%	99.9%



送水(給水) 工事

施策 3-7-3

健全な経営への取組

細施策

- 3-7-3-1 料金の徴収率向上と見直し（上水道課）
- 3-7-3-2 水資源の有効活用（上水道課）
- 3-7-3-3 効率的な施設管理（上水道課）

●現状と課題

水道料金徴収については、職員の努力により確実に徴収率は上昇し、収入未済額については平成22年度の半分程度まで減少させており、今後は徴収見込のない債権についても処理を進めていく必要があります。また、簡易水道事業の水道事業への会計統合により、財政運営が厳しくなることが見込まれています。

●今後の取組方針

水道料金の徴収率向上に向けた取組を推進するとともに、水道料金の改定を検討します。

また、給水量や給水人口の減少により料金収入が減少する一方で、施設の整備・改修等投資額及び減価償却費の増加が見込まれることから、経営の効率化を図りながら収支バランスの取れた健全な事業運営に努めます。



給水メーター

細施策3-7-3-1

料金の徴収率向上と見直し（上水道課）

○具体的な取組

水道事業の健全な経営を図るため、水道料金の徴収率向上に向けた取組を推進するとともに、水道料金の改定を検討します。

細施策3-7-3-2

水資源の有効活用（上水道課）

○具体的な取組

限りある水資源を有効に活用するため、市民に対し節水意識の啓発を図るとともに、漏水調査の推進や送配水管の布設替等により有収率[※]の向上に努めます。

細施策3-7-3-3

効率的な施設管理（上水道課）

○具体的な取組

施設の維持管理の民間委託等を推進し、少数職員での効率的な運営体制を構築します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
有収率(簡易水道)	72.03%	78%
有収率(上水道)	76.81%	78%



平原浄水場

※有収率

供給した配水量に対する料金徴収の対象となった水量の割合。水道事業の効率化を計る一つの指標。

基本目標 3 安心して活躍できるまちづくり**基本政策 3－8****適正な下水処理による安全で快適な環境づくり****施策 3－8－1** 下水処理施設の整備・普及促進**施策 3－8－2** 健全な経営への取組**【基本政策方針】**

汚水処理構想※に基づき、特定環境保全公共下水道※、農業集落排水※、漁業集落排水※、コミュニティ・プラント※、浄化槽※など、地域の実情に応じた下水処理施設の整備を推進します。

水洗化率※の向上を図るため、市民に対する汚水処理の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、融資制度や助成制度の周知を図り、集合処理施設への接続及び浄化槽の普及を促進します。

下水処理施設の維持管理コストの低減及び機能強化を図るため、老朽施設の更新・統廃合を推進します。

健全な経営を目指し、経営の効率化を図るとともに、下水道使用料の確実な徴収に取り組みます。また、適正な下水道使用料金についての検討を行います。



美しい川

※汚水処理構想

西海市における汚水処理の将来像と実現のための基本的な方針をまとめたもの。

※特定環境保全公共下水道

湖沼周辺地域等の自然環境の保全又は農山漁村における生活環境の改善を図るために実施する事業。

※農業集落排水

農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を目的として実施する事業。

※漁業集落排水

漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する汚水処理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と海や川の水質保全に寄与する事業。

※コミュニティ・プラント

地方公共団体が地域し尿処理施設を設置し、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事業。

※浄化槽

合併処理浄化槽のこと。水洗式便所と連結してし尿と併せて雑排水を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備。

※水洗化率

下水道が利用できる状況にある人口に対して下水道に接続した人の割合のこと。〔水洗化率（％）＝接続人口÷処理区域内人口×100〕

施策 3－8－1

下水処理施設の整備・普及促進

細施策

- 3－8－1－1 下水処理施設の整備（下水道課）
- 3－8－1－2 水洗化率の向上（下水道課）
- 3－8－1－3 施設の更新・統廃合の推進（下水道課）

●現状と課題

公共下水道瀬戸処理区における整備計画面積を87haとしており、平成26年度実績は55haとなっています。また、大串処理区における整備計画面積を66haとしており、平成26年度実績は47haとなっています。

課題としては、未普及地域の早期解消に向け下水道等の整備を行っていますが、財源が限られており、国の交付金も要望額に対し、満額交付されない状況であるため、整備等も限られています。

●今後の取組方針

水洗化率の向上に向け、施設の整備及び施設の更新・統廃合を進めていきます。



瀬戸浄化センター（大瀬戸町瀬戸板浦郷）

細施策3-8-1-1

下水処理施設の整備(下水道課)

○具体的な取組

汚水処理構想に基づき、特定環境保全公
共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、
コミュニティ・プラント、浄化槽など、地
域の実情に応じた下水処理施設の整備を推
進します。

細施策3-8-1-2

水洗化率の向上(下水道課)

○具体的な取組

水洗化率の向上を図るため、市民に対す
る汚水処理の必要性や効果についての意識
啓発を行うとともに、融資制度や助成制度
の周知を図り、集合処理施設への接続及び
浄化槽の普及を促進します。

細施策3-8-1-3

施設の更新・統廃合の推進(下水道課)

○具体的な取組

下水処理施設の維持管理コストの低減及
び機能強化を図るため、老朽施設の更新・
統廃合を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
水洗化率	68.65%	80%
下水処理施設数(削減目標)	21箇所	17箇所



下水道工事

施策 3-8-2

健全な経営への取組

細施策

3-8-2-1

料金の徴収率向上と見直し（下水道課）

●現状と課題

常習的に下水道使用料の滞納の世帯があり、こまめな対応が必要です。

●今後の取組方針

滞納者に対する督促・催告を行い、下水道使用料の徴収率向上に向けた取組を行うとともに、上水道課との連携を継続し、新たな滞納者をできる限り出さないよう努めます。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

細施策3-8-2-1

料金の徴収率向上と見直し（下水道課）

○具体的な取組

健全な経営を目指し、経営の効率化を図るとともに、下水道使用料の確実な徴収に取り組めます。また、適正な下水道料金についての検討を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
下水道使用料金徴収率	99.65%	99.7%



下水道の役割・・・町並みを清潔に

基本目標 3 安心して活躍できるまちづくり

基本政策 3－9

循環型社会の実現を目指すまちづくり

- 施策 3－9－1 ごみの減量化と適正処理
- 施策 3－9－2 生活排水の適正処理
- 施策 3－9－3 不法投棄の対策
- 施策 3－9－4 地球温暖化防止対策の推進
- 施策 3－9－5 自然環境の保全・活用
- 施策 3－9－6 再生可能エネルギー※の利活用

【基本政策方針】

地球温暖化防止や循環型社会の実現を目指し、市民生活や産業活動における廃棄物の減量化や、再資源化に取り組むとともに、産業振興と、自然環境の保全との両立を目標として、省エネルギー化及び新エネルギー※の導入などを推進し、地域活性化に繋がります。

山、川、海などのそれぞれの特性に応じた自然環境の保全に取り組むとともに、市民や来訪者の交流や生涯学習の場としての活用を図るなど、人と自然とが共栄する舞台としての保全・活用を進めます。



西海市炭化センター

※再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

※新エネルギー

石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして新エネ法において定められているエネルギーのこと。太陽熱、太陽光、風力、雪氷熱などがある。

施策 3-9-1

ごみの減量化と適正処理

細施策

- 3-9-1-1 ごみ処理体制の確立（環境政策課）
- 3-9-1-2 適正な維持管理（環境政策課）
- 3-9-1-3 市民の意識啓発と活動支援（環境政策課）

●現状と課題

ごみの再資源化率は、平成22年度に17.6%でしたが、平成27年4月にリサイクルセンター、同年7月に炭化センターをそれぞれ供用開始し、更には市民や事業者に対して、ごみの減量化や再資源化に関する意識啓発に努めた結果、平成27年度には25.6%まで向上しました。

成果としては、可燃ごみ処理施設新設の目標は達成できましたが、ごみの再資源化率は達成できなかったため、更なる再資源化に努める必要があります。

●今後の取組方針

ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、本市の実情に適した循環型社会の実現を目指し、目標達成に向け取り組みます。



西海市リサイクルセンター

細施策3-9-1-1

ごみ処理体制の確立（環境政策課）

○具体的な取組

効率的なごみ処理を実現するため、一般廃棄物処理基本計画※に基づき、持続可能なごみ処理体制の確立を図ります。

細施策3-9-1-2

適正な維持管理（環境政策課）

○具体的な取組

ごみ処理施設の適正な維持管理を行い、処理能力の維持に努めます。

また、新しい処理施設の完成に伴い、使用停止済みである焼却施設等を計画的に解体します。

細施策3-9-1-3

市民の意識啓発と活動支援（環境政策課）

○具体的な取組

市民や事業者に対して、ごみの減量化や再資源化に関する意識啓発に努めるとともに、関連する市民活動に対する支援を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
ごみの排出量	801g/人・日	744g/人・日
ごみのリサイクル率	25.6%	30%
最終処分率	5.7%	2.3%



西海市リサイクルセンター
資源物選別作業

※一般廃棄物処理基本計画

西海市内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画。

施策 3－9－2

生活排水の適正処理

細施策

3－9－2－1 維持管理体制の確立（環境政策課）

3－9－2－2 適正な維持管理（環境政策課）

●現状と課題

し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する課題を解消し、より効率的かつ効果的なし尿処理を行うとともに、循環型社会の形成に貢献するため、西海市汚泥再生処理センターを整備して、適正な維持管理に努めました。

また、安定的かつ適正なし尿処理体制を確立するため、各地区に中継施設の整備も行い、不要となった施設の解体・撤去も実施しました。

●今後の取組方針

生活排水処理の適正化を推進し、排出されるし尿や汚泥を適正に処理するため、整備したし尿等処理施設の適正な維持管理を行い、処理能力の維持に努めます。



西海市汚泥再生処理センター

細施策3-9-2-1

維持管理体制の確立(環境政策課)

○具体的な取組

し尿及び浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能な生活排水処理体制の確立を図ります。

細施策3-9-2-2

適正な維持管理(環境政策課)

○具体的な取組

し尿等処理施設の適正な維持管理を行い、処理能力の維持に努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
污水衛生処理率	68.7%	73%



西海市汚泥再生処理センター
し尿及び浄化槽汚泥搬入

施策 3-9-3

不法投棄の対策

細施策

3-9-3-1

不法投棄の防止対策（環境政策課）

●現状と課題

不法投棄物は年々減少していますが、人目につかない森林への不法投棄はまだまだ多いのが現状です。

●今後の取組方針

不法投棄禁止看板の設置、広報紙による啓発を実施し、関係機関と連携をとりながら、不法投棄撲滅に向け取り組みます。



不法投棄禁止看板

細施策3-9-3-1

不法投棄の防止対策(環境政策課)

○具体的な取組

不法投棄を防止するため、関係機関をはじめ市民や事業者などとも連携しながら、監視体制の強化を図るとともに、情報発信による意識啓発に取り組めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
不法投棄の発生件数	17件	10件



不法投棄現場

施策 3－9－4

地球温暖化防止対策の推進

細施策

3－9－4－1 地球温暖化防止対策の推進（環境政策課）

3－9－4－2 新エネルギー※の普及推進（環境政策課）

●現状と課題

西海市地球温暖化防止対策地域推進計画※に基づく環境に優しい取組の市民への普及・啓発等の推進、新エネルギーの普及推進に取り組んでいます。

●今後の取組方針

地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を推進します。

具体的には、再生可能エネルギー※の利用促進と省エネルギーの推進、低炭素型の地域づくり※の推進、循環型社会の形成、市民への情報提供と活動促進等を図ることを目指します。



学校施設への太陽光発電設備の導入

※新エネルギー

石油代替エネルギーの促進に特に寄与するものとして新エネ法において定められているエネルギーのこと。太陽熱、太陽光、風力、雪氷熱などがある。

※西海市地球温暖化防止対策地域推進計画

西海市における地球温暖化防止対策として具体的な取組の方向及び推進していくべき行動についてとりまとめたもの。

※再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのこと。

※低炭素型の地域づくり

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を実践する地域づくりのこと。

細施策3-9-4-1

地球温暖化防止対策の推進(環境政策課)

○具体的な取組

西海市地球温暖化防止対策地域推進計画に基づき、エコドライブ※など環境に優しい取組の市民への普及啓発等を推進します。

細施策3-9-4-2

新エネルギーの普及推進(環境政策課)

○具体的な取組

環境実践モデル都市※として、公共施設の省電力化(LED電灯への交換)や自然にやさしい風力発電・太陽光発電等の新エネルギーの導入、公用車への省エネルギー型自動車(ハイブリッドカー等)の導入を推進し、市民の環境保全意識の醸成を図り、新エネルギーの普及推進に取り組みます。



公共施設への太陽光発電設備の導入

※エコドライブ

自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする取組。

※環境実践モデル都市

政府が選定した「環境モデル都市」を参考とした長崎県独自の制度により選定される都市。県が地球温暖化対策や環境産業振興に意欲的な地域を環境実践モデル都市として選定し、環境負荷の低減と併せて環境産業の振興を図る取組を支援する。

施策 3-9-5

自然環境の保全・活用

細施策

- 3-9-5-1 官民協働による環境の保全・活用（環境政策課）
- 3-9-5-2 市民参加による環境保全活動の推進（建設課）
- 3-9-5-3 河川や海岸の保全・活用（建設課）
- 3-9-5-4 美しい海岸の保全（環境政策課）
- 3-9-5-5 大村湾の水質改善（環境政策課）
- 3-9-5-6 公害の防止（環境政策課）
- 3-9-5-7 自然環境を活かした人づくり（環境政策課）
- 3-9-5-8 豊かな自然環境の PR 促進（環境政策課）

●現状と課題

ハマボウ群生地付近にハマボウの紹介看板を設置しています。

また、県事業ではありますが、カノコユリ群生地付近、崎戸町トンボ公園内に希少野生動植物紹介の看板を設置し、来訪者へ周知を行っています。

●今後の取組方針

広報紙にて西海市に生息する希少野生動植物（ハマボウ・カノコユリ等）の紹介を行い周知をします。

また、市民参加による環境保全活動を推進していくとともに、河川や海岸の保全に努め、活用していきます。



西海市の花木「ハマボウ」



西海市の花「カノコユリ」

細施策3-9-5-1

官民協働による環境の保全・活用(環境政策課)

○具体的な取組

個人、家庭、民間団体、事業者等からの協力、また、支援を行い、官民協働による、自然環境、地域環境の保全を目指します。

細施策3-9-5-2

市民参加による環境保全活動の推進(建設課)

○具体的な取組

海岸や港湾、河川の清掃活動を市民活動として各地域へ広げていきます。また、市民団体による海浜の環境保全活動への支援と愛護団体の登録を推進します。

細施策3-9-5-3

河川や海岸の保全・活用(建設課)

○具体的な取組

河川整備や海岸保全整備にあたっては、親水性や生態系などに配慮した多自然型工法※等の積極的な導入を推進し、人々の交流の場や憩いの場として活用します。

細施策3-9-5-4

美しい海岸の保全(環境政策課)

○具体的な取組

海岸管理者等と連携して、海岸漂着物や海岸漂着ごみを撤去し、次の世代のために美しい海岸の保全に努めます。

細施策3-9-5-5

大村湾の水質改善(環境政策課)

○具体的な取組

関係市町や関係団体等と連携し、二重閉鎖性水域※である大村湾の水質改善を推進します。

細施策3-9-5-6

公害の防止(環境政策課)

○具体的な取組

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、市民や事業者に対する意識啓発に取り組むとともに、事業所等に対しては監視・指導体制の強化を進めます。

細施策3-9-5-7

自然環境を活かした人づくり(環境政策課)

○具体的な取組

環境教育・環境学習を行うなど、自然環境を活かした人づくりと地域活性化を目指します。

細施策3-9-5-8

豊かな自然環境のPR促進(環境政策課)

○具体的な取組

自然環境の保全に地域社会全体で取り組むため、市民や事業所等に対し、自然にやさしい生活や事業活動などに関する情報発信を図るとともに、ハマボウ・カノコユリを自然環境保全活動のシンボルと位置づけ、知名度向上のための各種PR活動を進めます。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
市内ポイ捨てゴミの減少	6.2t	5.5t

※多自然型工法

生物が生息・生育する環境をできるだけ改変せずに、良好な自然環境や自然景観の保全あるいは復元を目指す、自然環境に配慮した工法。

※二重閉鎖性水域

大村湾が、外海とは湾北部の針尾瀬戸と早岐瀬戸の2カ所で通じているのみで、外海水との交換が困難な二重の閉鎖性内湾を形成していること。

施策 3－9－6

再生可能エネルギーの利活用

細施策

3－9－6－1 再生可能エネルギー活用による産業振興（政策企画課）

3－9－6－2 自然環境の保全と産業振興の両立（政策企画課）

●現状と課題

本市は、“西海市環境実践モデル都市”として「自然環境の保全と産業振興の両立」を目的とし、公共施設への太陽光発電設備導入など各種事業に取り組んでいるところです。

また、風況の良さや、海域の一部が国の「海洋再生可能エネルギー実証フィールド※」に選定されていることなどにより、民間企業における再生可能エネルギーを活用した発電事業の候補地として注目されており、発電事業実施にかかる具体的な提案もなされています。

一方、発電事業は大規模な開発をとまなう場合があり、本市の豊かな自然環境や多様な生態系への悪影響が懸念されています。

●今後の取組方針

市としましては、これら再生可能エネルギーを活用した民間企業による発電事業等の実施を地域振興に繋げるとともに、無秩序な開発を防止し、市民生活、地域経済活動及び自然環境等への悪影響を回避する必要があります。



着床式洋上風力発電施設

〔写真提供：国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）〕

※海洋再生可能エネルギー実証フィールド

今後の実用化が期待される潮流や波力など海洋再生可能エネルギーを利用した発電技術の実証実験を行うための海域のこと。

細施策3-9-6-1

再生可能エネルギー活用による産業振興（政策企画課）

○具体的な取組

環境実践モデル都市として、自然環境や産業の現場に賦存する再エネ発電技術等を産学官連携により開発し、当該技術の導入によって市内産業等のコスト（電気代）を削減するとともに、“西海発”の技術として市内企業による商品化を目指します。

細施策3-9-6-2

自然環境の保全と産業振興の両立（政策企画課）

○具体的な取組

“再エネ発電事業等の適地”と“再エネ開発よりも環境保全を優先すべき地域”を明確に区分し、再エネ推進と環境保全の両立を図りながら民間による再エネ発電事業実施を促進するとともに、当該事業の実施を地域振興に繋げる取組について検討・実施します。

また、発電設備への資材納入やメンテナンス業務請負などによる市内産業の発展を促す取組について検討します。

主な達成目標	【現在】 平成 27 年度	【目標】 平成 33 年度
“西海発”の再エネ発電等技術の商品化件数	0件	2件
再エネ発電事業等により新たに雇用された人数 （【目標】平成33年度は H33～H35年度の累積）	0人	100人
再エネ開発と連動・連携した地域振興の取組により既存産業において新たに雇用された人数	0人	10人



潮流発電施設 「写真提供：九電みらいエナジー(株)」

公衆衛生を推進するまちづくり

施策3-10-1 犬の適正飼育の推進

施策3-10-2 墓地・斎場の適正管理の推進

施策3-10-3 衛生施設の適正管理の推進

【基本政策方針】

健康で快適な生活環境づくりのため、犬の飼育マナー向上、公衆トイレ等の衛生的な維持管理等を行い、公衆衛生を推進します。



施策 3－10－1

犬の適正飼育の推進

| 細施策 |

3－10－1－1

適正な飼育方法の啓発推進（環境政策課）

3－10－1－2

捨て犬防止対策の推進（環境政策課）

●現状と課題

犬の飼い主のマナーについて、犬の放し飼い・犬の糞の不始末による苦情が絶えない状況です。

●今後の取組方針

犬の適正飼育に関して広報紙による啓発、啓発看板の設置を行うとともに、狂犬病予防集合注射時に飼い主に対して呼びかけを行います。

細施策3-10-1-1

適正な飼育方法の啓発推進（環境政策課）

○具体的な取組

飼い犬を人畜その他に被害を与えないよ
うなけい留の仕方や、けい留場所等の清潔
保持の啓発に努めます。

細施策3-10-1-2

捨て犬防止対策の推進（環境政策課）

○具体的な取組

犬を飼うことができなくなった場合は、
新たな飼い主を自主的に探す意思の醸成を
図ります。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
狂犬病予防注射済票の交付率 アップ	76.6%	78.0%



※年1回狂犬病予防注射の接種をお願いします。

施策 3－10－2

墓地・斎場の適正管理の推進

細施策

- 3－10－2－1 墓地市有地化の推進（環境政策課）
- 3－10－2－2 斎場の適正な維持管理（環境政策課）

●現状と課題

墓地経営主体は、現施行法の下では地方公共団体が原則となっていますが、全国的に、先祖代々からその地域で守られてきたような昔ながらの墓地については、経営形態がそのまま残っています。

●今後の取組方針

墓地経営主体の適正化のため、でき得る限り墓地の市有化を図っていきます。
また、西海斎場の適正な維持管理に努めます。



西海市西海斎場

細施策3-10-2-1

墓地市有地化の推進(環境政策課)

○具体的な取組

墓地経営主体の適正化のため墓地の市有地化を図ります。

細施策3-10-2-2

斎場の適正な維持管理(環境政策課)

○具体的な取組

西海斎場の適正な維持管理を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
西海市有墓地利用条例設置墓地数(累計)	129箇所	150箇所

施策 3－10－3

衛生施設の適正管理の推進

細施策

3-10-3-1

衛生施設の適正な管理（環境政策課）

●現状と課題

利用者利便性のために、公園広場やバス停など、市内各所に公衆トイレを設置していますが、近辺環境衛生維持のため、清潔に保つ必要があります。

●今後の取組方針

公衆トイレを清潔に保つため、引き続き衛生的な維持管理を行います。

また、公衆トイレを清潔に利用していただくため、必要に応じてトイレ内に利用者への注意喚起の貼紙を提示します。



西浜ミニパーク公衆トイレ（大瀬戸町）

細施策3-10-3-1

衛生施設の適正な管理(環境政策課)

○具体的な取組

西浜ミニパーク・下山(大瀬戸町)、間瀬
交番横・大島総合支所前・市営墓地(大島
町)、内鋤田・本郷・金比良(崎戸町)とい
った公衆トイレ等の衛生施設について、設置
目的や利用状況に応じた衛生的な維持管理
を行います。



西浜ミニパーク公衆トイレ(身体障がい者用)

地域の交流拠点づくり

施策3-11-1 地域コミュニティ施設等の整備

施策3-11-2 公園の利活用と適正な管理

【基本政策方針】

地区集会所等は、地域住民の生活に密接に関係しており、自治会・町内会において大切なコミュニティの拠点です。地域コミュニティの活性化のためには、人的な支援はもとより拠点施設の整備などの財的な支援も必要となります。引き続き、地区集会所等の新築、増改築、改修などに対し支援を行ってまいります。

また、公園の利活用のため計画的な修繕、改修を実施して、利用者の安全・安心を確保し地用促進を図るとともに、公園の利用率向上と費用対効果の高い維持管理を行うため、施設の性質を検証しながら、指定管理者制度※の導入を推進します。



集会所等整備事業

※指定管理制度

公の施設等の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねる制度。これまでの公の施設の管理運営は、公共性の館保の観点から地方自治法により公共団体等に限られていた（管理委託制度）が、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年6月13日公布、同年9月2日に施行）により可能となった。

施策 3-11-1

地域コミュニティ施設等の整備

細施策

3-11-1-1

集会所の整備（総務課）

●現状と課題

集会所については、自治会や町内会など地域コミュニティ活動の拠点として、また、災害時の共助機能としての自主防災組織や避難所として整備・支援してきたところですが、施設の老朽化とともに地区役員の高齢化等により集会所の維持や補修などのほか自治会に対する総合的な支援も必要となっています。

●今後の取組方針

引き続き、地域の住民が中心となった施設の維持管理、修繕等に補助することにより地域活動の拠点形成を推進します。



細施策3-11-1-1

集会所の整備(総務課)

○具体的な取組

集会所等の整備については、地域の大切なコミュニティ施設であることから今後とも新築、増改築、改修などに対して支援を行います。また、コミュニティ助成事業などの有効活用により、地域活動に必要な施設や備品等の整備を進めます。



コミュニティ助成事業



コミュニティ助成事業

施策 3-11-2

公園の利活用と適正な管理

細施策

3-11-2-1 効率的な利用促進対策（情報観光課）

3-11-2-2 施設管理制度の構築（情報観光課）

●現状と課題

利用者の多い公園においても十分な修繕が行われていないため、計画を立てて補修すると同時に効果的な誘客方法を検討・実施し、市民が安全に利用できるよう検討する必要があります。

●今後の取組方針

利用者の安全を確保するため計画的な修繕・改修をした上で、さまざまなイベント開催を継続し、交流促進に努めます。



みかんだーム

細施策3-11-2-1

効率的な利用促進対策(情報観光課)

○具体的な取組

市民の憩いの場としての公園については、老朽化した施設の計画的な改修を行い、利用者の安全確保に努めます。また、収益性の高いレクリエーションやイベントの場として利用する公園については、情報発信を強化し、誘客推進に努めます。

細施策3-11-2-2

施設管理制度の構築(情報観光課)

○具体的な取組

公園の利用率向上と費用対効果の高い維持管理を行うため、施設の性質を検証しながら、民間移譲や各地区への移譲、指定管理者制度などの導入を推進します。



音浴博物館

情報化の推進

施策3-12-1 情報通信基盤の整備（情報観光課）

施策3-12-2 地域情報化の推進（情報観光課）

【基本政策方針】

技術革新にともない、情報通信の分野でも光ケーブル※や移動体通信の4G※網の普及など、超高速通信回線網の普及が全国的に進み、インターネットで提供されるサービスも高速通信回線網での利用を前提としたものに変化しています。この様な高度情報化社会に対応した通信基盤の改善を図っていきます。



※光ケーブル

電気信号を光に変えて通信を行う光通信で使用するケーブル。電気式の同軸ケーブルに比べ軽く、大容量のデータを伝送することができ、信号の減衰が少ないのが特徴。

※4G

第4世代移動通信システムのこと。国際電気通信連合（ITU）が定める規格に準拠する無線通信システムのこと。英語で4th Generation, 「4G」と略記される。

施策 3-12-1

情報通信基盤の整備

細施策

3-12-1-1

高度情報基盤の整備（情報観光課）

3-12-1-2

難視聴対策の推進（情報観光課）

●現状と課題

高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を目指し、高速通信回線網の普及について、通信事業者との連携による実現を目指して来ましたが、主に採算性の面からエリア拡大が微増となっている状況にあります。

●今後の取組方針

今後は補助金交付等も含め通信事業者への積極的な働きかけ等により、目標達成を目指します。



細施策3-12-1-1

高度情報基盤の整備(情報観光課)

○具体的な取組

高度情報化社会に対応した情報通信基盤の拡充を目指し、高速通信回線網（光ファイバー網、無線LAN※、広帯域移動無線アクセスシステム※等含む）について、国の補助事業の動向を勘案しながら、民間事業者との連携による導入実現に向けた取組を推進します。

細施策3-12-1-2

難視聴対策の推進(情報観光課)

○具体的な取組

誰もが等しく情報の享受ができるよう、関係機関や民間企業等と連携しながら、テレビ・ラジオの難視聴地区の解消に向けた対策を推進します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
CATV※、光ケーブル、無線LAN等の普及率	32%	100%



※広帯域移動無線アクセスシステム

2.5GHz 帯の周波数の電波を使用し、地域の公共サービスの向上やデジタル・ディバイド（条件不利地域）の解消等、地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的とした電気通信業務用の無線システムのこと。

※CATV

ケーブルを用いて行う有線放送のうち、有線ラジオ放送以外のもの。広義には、これを中心としてインターネット接続や電話（固定電話）なども含む複合的なサービスのことをいう。

※無線LAN

電波を使って情報をやりとりするネットワーク。インターネットに無線で接続できるため、離島などの遠隔地での情報通信手段として期待される。

施策 3 - 12 - 2

地域情報化の推進

細施策

3-12-2-1

電子自治体※の推進（情報観光課）

3-12-2-2

市役所公式ホームページの充実（情報観光課）

●現状と課題

電子自治体実現に向け、電子申請手続きによる各種行政サービスを享受できる体制づくりを目指して来ましたが、現在、導入のための調整段階に留まっている状況です。

見やすいホームページ作りを目指して平成27年度に市役所公式ホームページのリニューアルを行っていますが、現状日本語のみでの情報発信となっています。

●今後の取組方針

今後はニーズを見極めながら、電子申請による行政手続きの推進を行っていきます。

また、ホームページについては、多言語による情報発信を目標に準備を行っていきます。



※電子自治体

電子化された市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体。

細施策3-12-2-1

電子自治体の推進(情報観光課)

○具体的な取組

電子自治体実現に向け、県及び県内市町と共同で電子申請手続きによる各種行政サービスを享受できる体制づくりを推進します。

細施策3-12-2-2

市役所公式ホームページの充実(情報観光課)

○具体的な取組

行政情報を効率的且つ効果的に発信できるよう、市役所の公式ホームページの更なる充実を図ります。また、年齢や障がいの有無に関わらず誰もが同じようにホームページで提供される情報を利用できる仕組みの充実、国際化を踏まえた多言語化の対応したホームページづくりを推進します。



市民協働のまちづくり

施策4-1-1 市民協働によるまちづくりの仕組みづくり

施策4-1-2 地域における市民活動の支援

【基本政策方針】

まちづくりに積極的に関わる市民の意識変革を図り、行政のみならず市民や事業者も自らの役割を十分に理解し、地域づくりを進めるなど、市民の創意と熱意と努力を持って調和のとれた市民協働のまちづくりを目指します。



施策 4-1-1

市民協働によるまちづくりの仕組みづくり

細施策

- 4-1-1-1 計画策定等における市民参加の促進（政策企画課）
- 4-1-1-2 各種審議会等への市民の登用機会の拡大（政策企画課）
- 4-1-1-3 市民の意見の反映（政策企画課）

●現状と課題

これからのまちづくりは、行政だけがすべて担うのではなく、市民、コミュニティ、事業者なども参画して、自ら住みやすい地域づくりを考え、市民と行政が一体となって参画と協働のまちづくりを進めなければなりません。そこで、各種計画策定及び審議会への市民参加を促進するとともに、各種政策策定においてパブリックコメント制度※を活用するなど、市民の意見の反映に努めていく必要があります。

●今後の取組方針

市民が自ら考え責任を持ち主体的に行動する地域づくりを推進するとともに、市民の意見を様々な施策に反映し、市民と行政が一体となってまちづくりを進めていきます。



※パブリックコメント制度

（意見公募手続制度）行政機関が政策を実施したり関係法令等を定めようとする際に、あらかじめその案を公表し、広く意見を募集する制度のこと。

細施策4-1-1-1

計画策定等における市民参加の促進(政策企画課)

○具体的な取組

「生涯活踏のまち」構想など、各種計画の策定から整備・管理運営に至る各段階において、市民協働の場を積極的に導入します。

細施策4-1-1-2

各種審議会等への市民の登用機会の拡大(政策企画課)

○具体的な取組

各種審議会等への市民の登用機会の拡大を図ります。

細施策4-1-1-3

市民の意見の反映(政策企画課)

○具体的な取組

市の各種政策策定段階において積極的にパブリックコメント制度を活用し、市民の意見の反映に努めます。また、市民の生の声を施策に活かすため、市政懇談会や市長と車座トークなどの市民との意見交換の場を創出します。



総合計画審議会

施策4-1-2

地域における市民活動の支援

細施策

- 4-1-2-1 まちづくりを推進する市民団体等の育成・支援（政策企画課）
- 4-1-2-2 市民リーダーの育成・支援（政策企画課）
- 4-1-2-3 市民活動への支援（政策企画課）
- 4-1-2-4 市民協働による地域の活性化（総合支所）

●現状と課題

これまで、各自治会組織が道路など公共施設の維持補修に関する相談窓口の役割を果たすことなどによって、地域コミュニティを維持してきました。

今後は、より積極的に市民と行政が一体となった「協働のまちづくり」を推進する必要がある、その担い手となる団体等を活性化させる必要があります。

●今後の取組方針

「協働のまちづくり」の担い手となる若者や地域の組織化を推進するとともに、市民団体活動やNPO法人活動の活性化を図ります。

特に、地域課題の解決と地域経済活性化を両立させるコミュニティビジネス※に取り組む団体等に対しては、その活性化や規模拡大に必要な支援を行います。

また、自治会組織についても、地域活性化に関する意見・要望集約を行う窓口機能の強化や、地域活動を実践する体制の強化を図ります。



※コミュニティビジネス

地域が抱える課題を地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。

細施策4-1-2-1

まちづくりを推進する市民団体等の育成・支援(政策企画課)

○具体的な取組

主体性のあるまちづくりを推進するNPO法人やボランティア団体の他、コミュニティビジネスに取り組む団体等を育成・支援します。

細施策4-1-2-2

市民リーダーの育成・支援(政策企画課)

○具体的な取組

市民活動の先導役となる市民リーダーの発掘と育成を図ります。

細施策4-1-2-3

市民活動への支援(政策企画課)

○具体的な取組

市民協働による地域の活性化や地域の自治活動など地域力の再生・向上を目指し、地域が自主的に取り組む地域づくり活動に対する財政的な支援等を行います。また、都市部人材の活用、誘致による集落機能維持と地域活性化の担い手として、地域おこし協力隊※等の導入を図ります。

細施策4-1-2-4

市民協働による地域の活性化(総合支所)

○具体的な取組

地域活性化につながる活動、特に自治会を中心とした地域再生をめざす活動を支援します。



市民によるボランティア作業

※地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度による人材。

男女共同参画社会の推進

施策4-2-1 男女共同参画の環境づくり

施策4-2-2 男女共同参画推進体制の構築

【基本政策方針】

家庭、地域、職場などのあらゆる場面で男女の人権を尊重し、女性の能力がいつでも・どこでも発揮でき、男女が共に働きやすく暮らしやすいまちづくりを目指すため、女性活躍推進法※に基づいたワーク・ライフバランス※を推進します。

あらゆる場面で女性の起用・登用の推進及び啓発を図るとともに、相談体制の整備、女性の就労促進をはじめとする社会参画支援などを行います。



男女共同参画啓発活動 (大鍋まつり)

※女性活躍推進法

平成27年8月28日に国会で成立し、この法律によって働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられた。(常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあつては努力義務)

※ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指すこと。

施策 4-2-1

男女共同参画の環境づくり

細施策

4-2-1-1 市民への意識啓発の推進（安全安心課）

4-2-1-2 事業者への意識啓発の推進（安全安心課）

4-2-1-3 DV(ドメスティックバイオレンス※)被害等の防止（安全安心課）

●現状と課題

男女共同参画社会を広くPRするため、これまでイベントや講演会を実施してきました。また、広報紙などにも機会あるごとに記事を掲載し啓発に努めてきました。しかしながら、イベントや講演会への新たな参加者が増えていないのが現状です。

今後さらに少子化の進行が予想される中、活力ある社会を存続していくためには、女性の社会参加の機会拡大が必要不可欠であり、結婚や出産に左右されない職場環境を整備するとともに、子育て等により一時離職した女性が再チャレンジしやすい社会を創出することが必要です。

●今後の取組方針

地域や家庭、職場などのあらゆる場において男女が平等であることを広く市民に伝え意識啓発を図るために、広報紙やホームページなどを利用した情報発信に努めるとともに、雇用の場面における男女の均等な機会と待遇の確保を図るよう事業所に対し男女雇用機会均等法※の遵守や改善に対する啓発活動を図り、また、仕事を持つ女性が安心して育児や介護に取り組めるよう、事業所に対する啓発活動に努めます。



※ DV (ドメスティックバイオレンス)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律では、配偶者からの身体に対する暴力またはこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。配偶者には、婚姻関係にある者、かつて婚姻関係にあったもの、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びあった者を含む。

※男女雇用機会均等法

職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないうとする法律。正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」という。1985年に制定。

細施策4-2-1-1

市民への意識啓発の推進(安全安心課)

○具体的な取組

地域や家庭、職場などのあらゆる場において男女が平等であることを広く市民に伝え意識啓発を図るために、広報紙やホームページなどを利用した情報発信に努めるとともに、意識啓発のためのフォーラム等の開催を図ります。

細施策4-2-1-2

事業者への意識啓発の推進(安全安心課)

○具体的な取組

雇用の場面における男女の均等な機会と待遇の確保を図るよう、事業所等に対し男女雇用機会均等法の遵守や改善に対する啓発活動を図ります。また、仕事を持つ女性が安心して育児や介護に取り組めるよう、ワーク・ライフバランスの重要性についても推進します。

細施策4-2-1-3

DV(ドメスティックバイオレンス)被害等の防止(安全安心課)

○具体的な取組

配偶者やパートナーからの暴力など、家庭や職場、社会におけるあらゆる暴力を根絶するための啓発活動に努めます。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
男女共同参画関係研修会・講座等への参加者数(単年度)	100人	200人



DVイメージ

施策4-2-2

男女共同参画推進体制の構築

細施策

4-2-2-1

市民グループへの支援（安全安心課）

4-2-2-2

あらゆる分野への女性登用の推進（安全安心課）

●現状と課題

特定事業主行動計画などによる女性の採用率・登用率などの目標が明確となりつつある状況の中で、今後においては社会全般における女性活躍の場の提供と相談ができるような体制づくりが必要です。

●今後の取組方針

男女共同参画の推進に取り組む市民グループを支援し、また、審議会などの委員や、市職員、教職員、企業などの管理職に女性を積極的に登用するなど、あらゆる分野における女性の参画を図ります。



男女共同参画の講演

細施策4-2-2-1

市民グループへの支援(安全安心課)

○具体的な取組

男女共同参画の推進に取り組む市民グループへの支援を図ります。

細施策4-2-2-2

あらゆる分野への女性登用の推進(安全安心課)

○具体的な取組

審議会などの委員や、市職員、教職員、企業などの管理職に女性を積極的に登用するなど、あらゆる分野における女性の参画を図ります。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
審議会等への女性の登用率	21.3%	30%



女性消防団員(平島)

市外への流出抑制と市外からの流入促進

施策4-3-1 定住の促進（財務課・政策企画課）

施策4-3-2 移住希望者に対する支援（政策企画課）

【基本政策方針】

定住促進のため、定住促進団地の整備などを行います。また、市外からの移住者の増加を図るため、空き家バンク制度を活用した移住希望者への情報発信や空き家改修補助などを行い、新しい人の流れをつくれます。



パールタウンせいひ

施策4-3-1

定住の促進

細施策

4-3-1-1

定住促進団地の整備（財務課）

4-3-1-2

若者の出会いと交流の場の提供（政策企画課）

●現状と課題

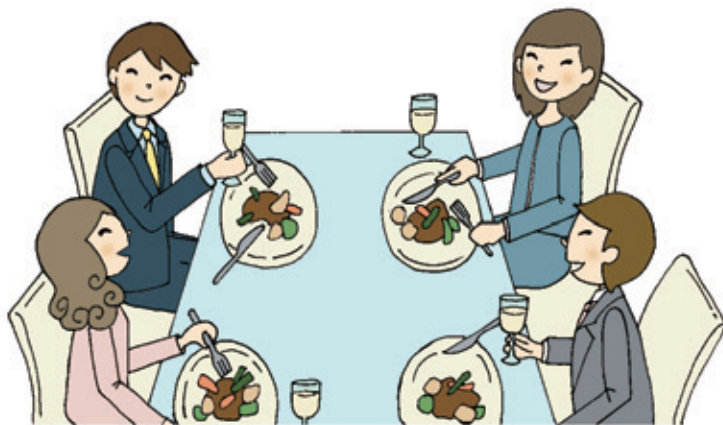
定住促進、人口減少の対策として、住環境の整備の必要性は高く、残区画の早期完売に向けての新たな取組及び更なる住環境の整備が必要となっています。

また、晩婚化及び未婚化の進行を踏まえ、結婚を希望する独身男女に出会いの場を提供する事業が必要になってきています。

●今後の取組方針

分譲団地残区画の価格見直しの検討及び「パールタウンせいひ」の空き地部分に新たな団地造成を行うとともに、民間事業者による良質な宅地開発を推進します。また、市が開発した分譲団地の販売促進対策や情報発信を強化するとともに、販売状況を見極めながら「パールタウンせいひ」の第2期開発を検討していきます。

定住促進対策として、独身男女の結婚や市内定住への足がかりとなるよう、関係団体と連携しつつ独身男女同士の出会いと交流の場を提供していきます。



細施策4-3-1-1

定住促進団地の整備(財務課)

○具体的な取組

「パールタウンせいひ」の空き地部分に新たな団地を造成するとともに、民間事業者による良質な宅地開発を推進します。また、市が開発した分譲団地の販売促進対策や情報発信を強化するとともに、販売状況を見極めながら「パールタウンせいひ」の第2期開発を検討します。

細施策4-3-1-2

若者の出会いと交流の場の提供(政策企画課)

○具体的な取組

若者の結婚や市内定住への足がかりとなるよう、関係団体等と連携しつつ若者同士の出会いと交流の場の提供に努めます。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
市営分譲団地販売区画数 (累計)	45区画	69区画
交流イベント等によるカップル 成立数(累計)	15組	30組



施策4-3-2

移住希望者に対する支援

細施策

- 4-3-2-1 相談体制の充実（政策企画課）
- 4-3-2-2 情報発信の強化（政策企画課）
- 4-3-2-3 移住希望者の住まいの確保（政策企画課）
- 4-3-2-4 移住希望者への就業支援（政策企画課）
- 4-3-2-5 移住後のネットワークづくり（政策企画課）

●現状と課題

市外への人口流出などによる人口減少が加速し、空き家問題も深刻化してきています。今後は、そうした空き家を有効活用した移住促進などを行い、人口増につなげていく必要があります。

●今後の取組方針

人口減少や空き家問題を解決するため、他地域よりも先進的な空き家改修費用の補助及び受入意識醸成等を通じて、移住者受入体制の構築、空き家の有効活用による移住者用住宅の確保を行い、空き家の利活用及び移住促進を図っていきます。



空き家の改修

細施策4-3-2-1

相談体制の充実(政策企画課)

○具体的な取組

定住に関するワンストップ窓口や移住相談員の配置により、移住希望者からの様々な相談への総合的な対応や、各種手続きの効率化・簡素化を図るとともに、関係機関との連携により、受入れ体制の充実を図ります。

細施策4-3-2-2

情報発信の強化(政策企画課)

○具体的な取組

移住者の増加を図るため、空き家バンク制度による市のホームページなどを活用した移住希望者向けの住宅・土地情報や支援策情報、移住者の声等の総合的な情報発信に努めます。

また、長崎移住サポートセンター等の関係機関と連携し、東京等の大都市部を中心とした移住促進のための宣伝活動を推進します。

細施策4-3-2-3

移住希望者の住まいの確保(政策企画課)

○具体的な取組

市内の空き家情報などを収集した空き家バンクを活用し、移住者の多様な生活ニーズに対応した住宅の確保と提供を図ります。

細施策4-3-2-4

移住希望者への就業支援(政策企画課)

○具体的な取組

農水産業などへの就業を希望する移住者に対し、各種就業支援制度の斡旋を行います。

細施策4-3-2-5

移住後のネットワークづくり(政策企画課)

○具体的な取組

移住後の快適な暮らしを支援するために、移住者同士のネットワークや、移住者と地元住民とのネットワークづくりを支援します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
市の移住相談窓口を通した移住世帯数(累計)	7世帯	17世帯

市民に身近で効率的な行財政運営

- 施策4-4-1 組織の効率化
- 施策4-4-2 人事管理の適正化
- 施策4-4-3 財政の健全化
- 施策4-4-4 事務・事業の見直し
- 施策4-4-5 公有地等の有効活用
- 施策4-4-6 行政サービスの向上
- 施策4-4-7 民間活力の導入
- 施策4-4-8 国の施策との連携

【基本政策方針】

限られた行財政基盤の中で、多様化する行政需要に対応しつつ、継続的、安定的な地域の発展を実現するため、健全で効率的な行財政運営に取り組みます。

そのため、行政運営の担い手である職員の資質向上や適正配置を進めるとともに、情報通信技術の活用や計画的なストックマネジメントにより効率的な行政サービスの提供を図ります。また、各種事業について可能な限り数値目標を設定するとともに、政策評価を実施することにより、その成果を市民にも分かりやすい形で適正に評価し、事業の質の向上を図ります。さらに、財政基盤の強化を図るとともに、政策評価の結果を踏まえた予算の適正配分及び計画的、効率的な予算執行に努めます。

また、総合支所の意見集約と情報共有を行い、総合支所間の連携強化による行政サービスの向上を図ります。



施策 4－4－1

組織の効率化

細施策

- 4-4-1-1 柔軟な組織体制の構築（総務課）
- 4-4-1-2 庁舎及び公共施設等のあり方の検討（総務課）
- 4-4-1-3 事務手続きの改善（総務課）
- 4-4-1-4 事務手続きのコンプライアンス（総務課）
- 4-4-1-5 情報の共有化（総務課）

●現状と課題

効率的な業務体制を構築するため、総合支所や出張所の業務の見直し等を行ってきました。西海市の地理的、地域性の現状から総合支所におけるワンストップサービスは欠かせないものです。

●今後の取組方針

今後とも効率的な業務体制を構築するため、庁舎及び出先機関等のあり方について継続的に検討を進めます。また、総合支所の機能強化を図るため、事務手続の改善を進めながら総合支所と本庁間の連携を密にし、情報の共有化を図り正確で迅速なサービスの提供に努めます。



市役所窓口

細施策4-4-1-1

柔軟な組織体制の構築(総務課)

○具体的な取組

簡素で効率的な組織・機構づくりに継続的に取り組むとともに、部署間の情報交換の機会を増やし、連携強化を図ります。また、一時的に多忙となる部署が発生した場合に、他の部署から応援できる体制を確立します。

細施策4-4-1-2

庁舎及び公共施設等のあり方の検討(総務課)

○具体的な取組

効率的な業務体制を構築するため、庁舎及び出先機関等のあり方について継続的に検討を進めるとともに、各種施設の運営方法の見直しにあたっては、老朽化した施設の存廃についても検討を進めるほか、公平性や費用対効果の観点から、利用状況や管理状況を検証し、既存施設の効率的な運営を推進します。

細施策4-4-1-3

事務手続きの改善(総務課)

○具体的な取組

職員自らが事務処理の見直しに取り組み、事務の効率化や事務量の軽減を図り、住民サービスの向上に努めます。また、個人番号制度の適正な活用により事務手続の簡素化・迅速化を進めます。

細施策4-4-1-4

事務手続きのコンプライアンス※(総務課)

○具体的な取組

事務事業の一層のコンプライアンスの向上を図り、適切な事務手続徹底に努めるとともに、個人番号を含む庁内の個人情報のセキュリティの強化を図ります。

細施策4-4-1-5

情報の共有化(総務課)

○具体的な取組

本庁各部署及び各総合支所間の連携を密にし、手続きに差が生じないよう情報の共有化を図り、市民からの多様な問い合わせに対し、正確で迅速な行政サービスを提供できるよう努めます。



市役所本庁舎

※コンプライアンス
法令遵守

施策 4-4-2

人事管理の適正化

細施策

- 4-4-2-1 職員数の適正化（総務課）
- 4-4-2-2 給与等の適正化（総務課）
- 4-4-2-3 人事評価制度の充実（総務課）
- 4-4-2-4 職員研修の推進（総務課）
- 4-4-2-5 人事交流による人材の育成（総務課）
- 4-4-2-6 女性職員の活躍に向けた取組の推進（総務課）

●現状と課題

組織の効率化や外部委託、民間移譲の推進等により職員数の削減に努めてきた結果、10年間で120人の削減となりました。しかし、採用を抑えたことにより若年層が減少し、将来の行政運営に支障をきたしかねない状況です。

●今後の取組方針

拡大する行政需要に対応するため、組織の効率化を図りながら長期的な視点に立ち、計画的に職員数の適正化を目指します。また、人事評価制度を人材育成や組織力の向上の基盤と位置づけ、職員の能力の向上に努めます。さらに、女性の活躍に向けた取組として、管理的地位への女性の登用や女性の活躍に向けた研修等を充実させます。



職員研修

細施策4-4-2-1

職員数の適正化(総務課)

○具体的な取組

社会環境の変化に伴い、市民ニーズが多様化・複雑化する中で、拡大する行政需要に対応するため、組織の効率化を図りながら長期的な視点に立ち計画的に職員数の適正化に努めます。

細施策4-4-2-2

給与等の適正化(総務課)

○具体的な取組

国や県の基準に沿った給与制度の確立及び昇給昇格基準の適正化を図ると共に、市民にわかりやすい形で職員の給与状況の公表に努めます。

細施策4-4-2-3

人事評価制度※の充実(総務課)

○具体的な取組

人事評価制度を人材育成や組織力の向上の基盤となる制度として位置づけ、信頼性の高い人事評価制度を構築すると共に、人事評価の結果をもとに処遇への反映に向けて取り組みます。

細施策4-4-2-4

職員研修の推進(総務課)

○具体的な取組

高い専門性を備えた職員の養成と基礎的な職務能力の向上を図るため、計画的に職員研修を実施します。また、地域活動やボランティア活動に対する意識を高め、協働のまちづくりをリードできる人材の養成に努めます。

細施策4-4-2-5

人事交流※による人材の育成(総務課)

○具体的な取組

県をはじめ姉妹都市との人事交流により、専門的な知識を有する業務や新しい行政課題に的確に対応できる積極的な意欲と行動力をもった人材の育成に努めます。

細施策4-4-2-6

女性職員の活躍に向けた取組の推進(総務課)

○具体的な取組

女性が、職業生活においてその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、「西海市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき管理的地位への女性職員の登用、男性職員の育児休業取得の促進、男性職員の配偶者出産及び育児参加のための休暇取得の推進に取り組むと共に、女性の活躍に向けた研修等を充実させ職場内の意識改革に努めます。

※人事評価制度

任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価。

※人事交流

国、自治体、民間、それぞれの垣根を取り払い、職員や社員を派遣し合って情報交換や交流に役立てるもの。

施策 4-4-3

財政の健全化

細施策

- 4-4-3-1 財政状況の公表（財務課）
- 4-4-3-2 選択と集中による予算編成（財務課）
- 4-4-3-3 公共施設の適正配置（財務課）
- 4-4-3-4 将来負担の適正化（財務課）
- 4-4-3-5 安定財源の確保（財務課・税務課・債権管理課）
- 4-4-3-6 長期見通しに基づく財政運営（財務課）

●現状と課題

本市の歳入の大きな柱である普通交付税は、これまで合併特例措置※により本来よりも多く交付されてきましたが、平成28年度から段階的縮減が始まり、平成33年度には本来の交付水準に戻ります。このため、歳入面において大幅な収入減が見込まれており、これに見合った歳出規模の縮小が求められます。

なお、透明性のある財政運営を図るため、決算書や広報紙等で財政状況を公表しています。

●今後の取組方針

限られた財源を有効活用し、市民の求めるニーズを的確に捉えた行政サービスの維持向上を図っていきます。



※合併特例措置

市町村合併が行われた場合、スケールメリットによりさまざまな経費の節約が可能になるため、本来は基準財政需要額が減少し、普通交付税の交付額も減少することとなるが、合併による経費節減は合併後直ちにできるものばかりではないことから、特例として合併後10ヶ年度は別々の市町村が存在するものとみなして計算した額が交付されることとなっている。（「合併算定替」という。）なお、合併後11年度目以降、15年度目にかけて「合併算定替」の額は段階的に縮減される。

細施策4-4-3-1

財政状況の公表(財務課)

○具体的な取組

財政状況に関する情報を市民に分かりやすいかたちで公表し、本市財政の現状や将来展望について市民への情報共有を図り、行財政改革に対する理解の促進や納税意識の向上に努めます。

細施策4-4-3-2

選択と集中による予算編成(財務課)

○具体的な取組

限られた財源をまちづくりに効果的・効率的に活用するため、社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉えるとともに、選択と集中の視点を持ち、年度毎の重点施策のテーマ設定によるメリハリのある予算編成に努めます。また、事務事業については、目標達成状況や効果、効率性などの成果を検証のうえ見直しを行い、予算編成に反映します。

細施策4-4-3-3

公共施設の適正配置(財務課)

○具体的な取組

公共施設等総合管理計画※に基づき、将来の人口や財政規模に見合った水準の公共施設数に段階的に圧縮を行い、より効率的で効果的な施設の維持管理・運営・配置に努めます。

細施策4-4-3-4

将来負担の適正化(財務課)

○具体的な取組

公共事業の計画的な推進を図り、地方債の新規発行の抑制に努めるとともに、利率の高い地方債については繰上償還を実施するなど、将来的な公債費負担の抑制に努めます。

細施策4-4-3-5

安定財源の確保(財務課・税務課・債権管理課)

○具体的な取組

税収増に繋がる企業誘致や地場産業振興策の展開、ふるさと納税制度のPRや受入れ体制の強化、基金の安全かつ効率的な運用方法の検討・実施など、新たな財源の確保に努めます。また、行政サービスを安定的に提供していくため、市税の適正課税や滞納整理を強化し収納率向上に努めるなど、安定した財源の確保を図るとともに、公共施設の利用に係る負担金等については、受益に応じた適正化を図ります。

細施策4-4-3-6

長期見通しに基づく財政運営(財務課)

○具体的な取組

国の制度改正や社会経済情勢の変化に関する情報収集に努め、長期的な財政見通しに基づく適切な予算編成に努めるとともに、将来の資金需要に備えて基金残高を確保し、今後10年の急激な財政状況の変化に耐える財政基盤の確立に努めます。

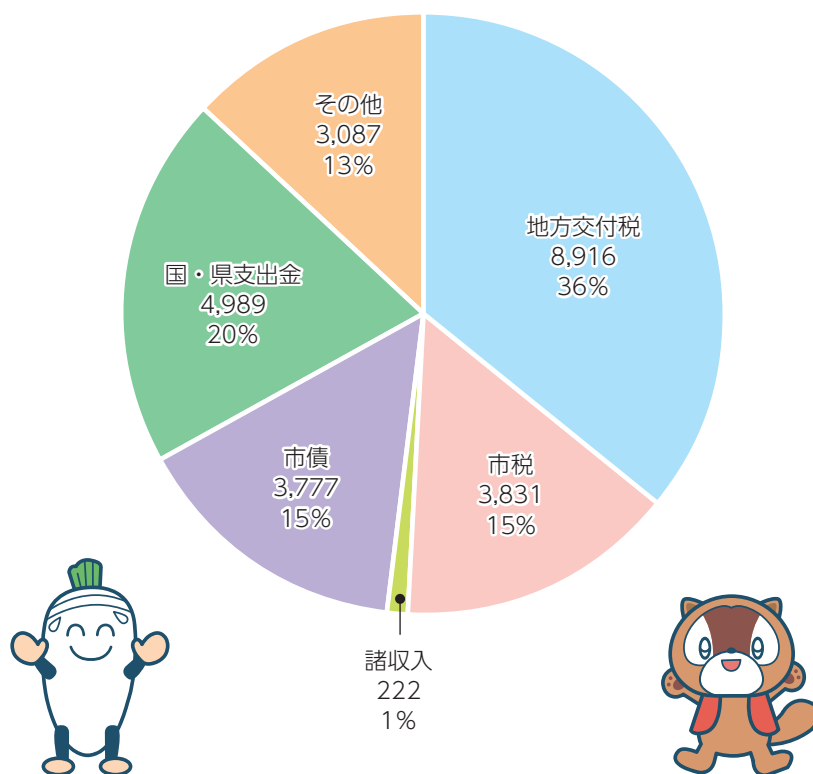
※公共施設等総合管理計画

市が所有する公共施設等の現状を把握し、今後のまちづくりの方向性や時代の変化を踏まえて統廃合・長寿命化・更新などの計画的な推進を図るための骨子となる計画。

主な達成目標	【現在】 平成 27 年度	【目標】 平成 33 年度
経常収支比率 *普通会計の総支出額のうち標準的な一定水準の行政サービスを行うために常に必要とする経費の割合のことで、この数値が低い方が自由にお金を使うことができます。今後は、「普通交付税の合併算定替え」という合併に伴う特例的な措置が切れるため、普通交付税収入が大幅に減少し、経常収支比率の悪化が予想されます。	78.9	95以下
実質公債費比率 *標準財政規模に対する償還額（返済額）の割合のことですが、経常収支比率と同様の理由で、数値の悪化が予想されます。	1.4	18未満
市税収納率	99.51%	99.7%

歳入 (H26 決算)

(単位：千円)



施策 4-4-4

事務・事業の見直し

細施策

- 4-4-4-1 事務事業の検証（総務課）
- 4-4-4-2 行政評価制度の見直し（政策企画課）
- 4-4-4-3 適正な入札・契約制度の運用（総務課）
- 4-4-4-4 文書事務の見直し（総務課）

●現状と課題

事務事業の必要性、有効性、効率性の検証を行い、補助金についても政策目的や費用対効果等の検証が引き続き必要です。

また、現行の行政評価システム（事後評価）では新規にかかる事業について十分な評価ができないことが課題となっています。

●今後の取組方針

引き続き、最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立ち、新たな行政評価システムの導入により、事務事業の改善やスクラップ・アンド・ビルド※を進めます。公共工事等の品質の確保を図りつつ、引き続き入札・契約制度の適正化の促進に努めます。また、地元業者の負担を軽減するため、電子入札システムの導入を検討します。



※スクラップ・アンド・ビルド

事業の再構築や再配置、古いものを潰して新しいものに作り変えること。

細施策4-4-4-1

事務事業の検証(総務課)

○具体的な取組

社会情勢の変化や市の健全な財政運営、市全体の公平性、市民の自主的な活動の尊重を念頭に、最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則に立ち、事務事業の必要性、有効性、効率性など様々な観点から積極的な見直しを行い、事務事業の改善やスクラップ・アンド・ビルドを進めます。また、補助金については、政策目的の達成度や費用対効果の検証による補助事業の妥当性を定期的に見直します。

細施策4-4-4-2

行政評価制度の見直し(政策企画課)

○具体的な取組

各年度の重点テーマに基づく実施事業の選考について、市民目線による事務事業評価を実施するとともに、事前事後評価を重視した行政評価制度への見直しを推進します。

細施策4-4-4-3

適正な入札・契約制度の運用(総務課)

○具体的な取組

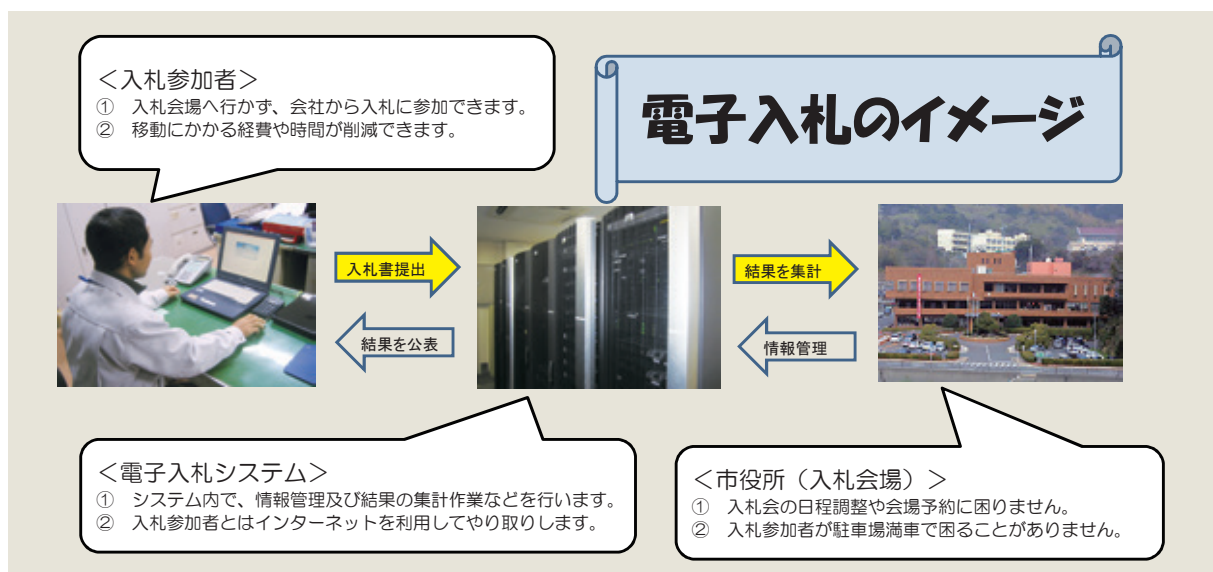
公共工事等の品質の確保を図りつつ、入札・契約における公平性、公正性、透明性および競争性の確保を一層推進するため、引き続き入札・契約制度の適正化の促進に努めます。また、入札における地元業者の負担を軽減するため、電子入札システム[※]の導入について検討します。

細施策4-4-4-4

文書事務の見直し(総務課)

○具体的な取組

行政文書のセキュリティ強化を図るため、文書事務の効率化を検証するとともに、個人情報を含む庁内文書の取り扱いを明確化し、文書の保存、管理等のファイリング方法の能率化を推進します。



電子入札のイメージ

※電子入札システム

官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法。

施策 4-4-5

公有地等の有効活用

細施策

4-4-5-1

遊休公有財産の処分・有効活用（財務課）

4-4-5-2

公共施設の統廃合及び借地の解消（財務課）

●現状と課題

公有財産の中には、これまで本来の行政目的で利用されてきましたが、社会情勢の変化等により、十分な利活用がされてない財産が存在しており、その活用及び処分について検討が必要となっています。

また、借地については、将来的にも必要な土地については計画的に購入する予定ではありますが、価格等の合意等、早期の取得のための諸課題を解決する必要があります。

●今後の取組方針

小中学校の適正配置計画による学校施設等の利活用を促進するとともに、民間事業者等との情報交換を積極的に実施し、地域の経営資源を活かした遊休公有財産の処分や有効活用を目指すほか、行政財産として長期的に必要な土地については、「西海市の借地に関する基本方針」により早期取得を目指していきます。



大島町寺島地区

細施策4-4-5-1

遊休公有財産の処分・有効活用(財務課)

○具体的な取組

小中学校の適正配置計画による学校施設等の利活用を促進するとともに、民間事業者等との情報交換を積極的に実施し、地域の経営資源を生かした遊休公有地の処分や有効活用を目指します。

細施策4-4-5-2

公共施設の統廃合及び借地の解消(財務課)

○具体的な取組

行政改革の方針や西海市賃貸借等適正化検討委員会の検討結果並び新たに策定する公共施設等総合管理計画に基づき、学校適正配置や各種公共施設の老朽化等を契機に施設の統廃合の検討を行うとともに、長期借地の解消を目指します。

主な達成目標	【現在】平成27年度	【目標】平成33年度
借地面積(削減)	179,009㎡	102,964㎡



崎戸総合支所

施策 4-4-6

行政サービスの向上

細施策

- 4-4-6-1 市民目線によるわかりやすい行政サービスの提供（総務課）
- 4-4-6-2 統一した行政サービスの提供（総合支所）
- 4-4-6-3 情報発信の強化（情報観光課）
- 4-4-6-4 証明書交付サービスの拡大（市民課）

●現状と課題

行政サービスにおいては、これまでややもすると市民と職員の意識の乖離が感じられることもありました。市民と同じ目線で物事を考える意識改革が必要です。

また、本庁と総合支所や総合支所間においての連携が不十分なケースがあり、市民に対して適正なサービスが行き届かなかった場面がありました。

●今後の取組方針

これまでの前例踏襲主義を改め、主体的に創意工夫と目標を持ち、市民目線によるわかりやすい行政運営を目指します。

また、すべての市民に対して、親切で公平、スピーディーな行政サービスの提供が図られるよう努めます。



証明書コンビニ交付サービス

細施策4-4-6-1

市民目線によるわかりやすい行政サービスの提供(総務課)

○具体的な取組

市民にわかりやすい行政運営をめざし、職員一人ひとりが使命感を持ち、これまでの前例踏襲主義を改め、主体的に創意工夫と目標を持ち、市民目線による行政サービスを提供するよう努めます。

細施策4-4-6-2

統一した行政サービスの提供(総合支所)

○具体的な取組

市民にとって身近な業務は身近な場所に対応することを基本に、市民が平等にワンストップ※で正確かつスピーディーな行政サービスを受けられるよう、総合支所機能を充実させます。さらに、誰もが利用しやすい市民の身近な総合窓口として、ユニバーサルデザイン※化を目指します。

細施策4-4-6-3

情報発信の強化(情報観光課)

○具体的な取組

市の公式ホームページを活用した情報発信の拡大を図るため、職員の情報公開に対する意識を高めるとともに、情報登録の操作方法改善を図ります。また、市民に対して行政情報を効率的且つ効果的に発信するため、ホームページの継続的な更新を図ります。

細施策4-4-6-4

証明書交付サービスの拡大(市民課)

○具体的な取組

市民のライフスタイルが24時間化、広域化しており、市役所の開庁時間や場所にとらわれることなく、住民票の写しや所得証明等の取得が可能なマイナンバーカード※を利用した証明書コンビニ交付サービス※を導入し、より便利で利用しやすい環境整備を図り、質の高い住民サービスの提供を目指します。



西彼総合支所の窓口

※ワンストップ

手続きや用事などが1箇所で済むこと。

※ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)をいう。

※マイナンバーカード

個人のマイナンバーや氏名などの情報が記録されたICカードのこと。カードには氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・マイナンバーが記載されている。

※証明書コンビニ交付サービス

市役所が発行する住民票の写しなどの各種証明書が、コンビニエンスストア等の店舗で取得できるサービスのこと。

施策 4-4-7

民間活力の導入

細施策

4-4-7-1

民間活力の導入検討（総務課）

4-4-7-2

公共施設等の民間移譲などの検討（総務課）

●現状と課題

公共施設における指定管理者制度の導入を進めてきたところですが、その後の市の関与、モニタリング※の充実が必要です。

●今後の取組方針

民間にできることは民間に任せるという視点に立ち、行政自らが運営する必要性が薄れたものについては民間への移譲等を検討します。また、指定管理施設については、施設の良好な管理運営ができるよう受託者と協議します。なお、地区集会所等においては、地域の理解を得ながら自治会等への地区移譲を検討します。



さいかいクリニック

※モニタリング

指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段。

細施策4-4-7-1

民間活力の導入検討(総務課)

○具体的な取組

行政サービスの水準の向上と経費の節減を実現するためには、民間にできることは民間に任せるという視点が重要です。公益性や公平性を保ちつつ、民間の資金やノウハウを活用し、より効果的、効率的な施設の整備・運営を実現するために、新たな施設の建設における民間活力の導入について検討します。

細施策4-4-7-2

公共施設等の民間移譲などの検討(総務課)

○具体的な取組

公共施設への指定管理者制度の有効活用や管理運営体制の見直しによる経費節減や有効活用を図るとともに、行政自らが運営する必要性が薄れたものについては、民間への移譲などを検討します。また、現在指定管理者制度を導入している地区集会所等においては、地域の理解を得ながら自治会等への地区移譲を検討します。



横瀬保育所

施策 4-4-8

国の施策との連携

細施策

4-4-8-1

条件不利地域における優遇措置を活用した地域振興施策
(政策企画課)

4-4-8-2

提案型事業等への参加 (政策企画課)

●現状と課題

本市全部もしくは一部が、過疎、離島、半島地域及び辺地といった条件不利地域に指定されており、財政面や税制面で国の優遇措置を受けることができます。これに加え、特別区域の認定や地域再生計画の認定により、本市独自の優遇措置を受けることができます。これらの優遇措置を最大限に生かすため、各部署が制度を見据え計画的に事業を実施することが求められています。

●今後の取組方針

過疎、離島、半島地域及び辺地といった条件不利地域における国の優遇措置を活用し計画的に事業を実施します。特に、既存の過疎地域自立促進特別措置法※や離島振興法※に加え、新たに制定された有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法※等、あらゆる優遇措置を最大限に活かすことの出来るよう、国が定める基本方針の動向を見極めつつ事業に取り組みます。

また、特別区域や地域再生計画の制度を積極的に活用し、本市独自の取組を進めていきます。



崎戸町平島



崎戸町江島碁石ヶ浜

※過疎地域自立促進特別措置法

人口の著しい減少に伴い活力が低下した過疎地域の自立を支援することにより、自然環境に恵まれた生活空間や、地域特有の産業・文化を活かした自立した社会の構築促進が目的。

※離島振興法

離島の後進性と基礎条件を改善し、産業振興対策を行うための法律。

※有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法

いわゆる「国境離島新法」のこと。この法律は、平成29年から10年間の時限立法で、航路航空路運賃の低廉化・輸送コストの低廉化・漁船燃油の低廉化・雇用の確保、この4本の柱で構成され、国内の国境有人離島の内、長崎県内では、5市2町の41の離島がこの法律の適用となっている。

細施策4-4-8-1

条件不利地域における優遇措置を活用した地域振興施策(政策企画課)

○具体的な取組

各種法律に基づく地方債や交付金を最大限に活用できるよう、国・県の動向を注視し、様々な分野における各施策に供することができるよう努めていきます。

細施策4-4-8-2

提案型事業等への参加(政策企画課)

○具体的な取組

国政、県政の動向を注視しながら、提案型補助事業等への積極的な提案を行うとともに、国・県との緊密な連携による地域づくりを推進します。

また、特別区域や地域再生計画の制度を積極的に活用し、本市特有の課題解決のため、独自の取組を進めていきます。



フェリーみしま

シティプロモーション※の強化

施策4-5-1 市民による情報発信（情報観光課・政策企画課）

施策4-5-2 各種メディアを活用した情報発信（情報観光課・政策企画課）

【基本政策方針】

本市が有する様々な地域資源や特異性を発掘し、磨き上げることでより価値を高め、行政と市民が協力しながら市内外に戦略的・継続的に発信することで、市民の郷土愛を育むとともに、市外居住者へ本市への関心と憧れを醸成し、交流人口及び定住人口の拡大を図ります。



さるくまち西海マップ

※シティプロモーション

観光客増加・定住人口獲得・企業誘致等を目的として、地域のイメージを高め、知名度を向上させる活動。

施策 4-5-1

市民による情報発信

細施策

4-5-1-1

市民による情報発信（情報観光課・政策企画課）

●現状と課題

市民意識調査の結果によると、西海市のイメージとして「自然が豊か」は9割以上が肯定的なイメージを持っており、「歴史、文化が個性的」はおおむね5割が肯定的なイメージを持っています。しかし、「観光が盛ん」では8割程度が否定的なイメージを持っており、「自然が豊か」、「歴史、文化が個性的」という地域資源のよいイメージを観光につなげられていない状況です。

また、「犯罪が少なく安全」は8割程度が肯定的なイメージを持っており、「災害の心配が少なく安全」では7割程度が肯定的なイメージを持っています。さらに、「住みやすさ」について尋ねたところ、「住みやすい」、「どちらかと言えば住みやすい」を合わせた回答が7割程度となっており、市民は「住む」ことに関連する項目でいいイメージを持っているにも関わらず、移住、定住につながっていない状況です。

市民自ら、本市に対して抱く良いイメージを情報発信する仕組みを構築することが重要な課題です。

●今後の取組方針

市民自ら本市の魅力や市民自身の暮らしぶりを情報発信するため、ポータルサイトの構築、情報発信のための講習の実施等、市民自ら情報発信するための仕組みを構築します。



細施策4-5-1-1

市民による情報発信(情報観光課・政策企画課)

○具体的な取組

本市の魅力を市民目線で発信する「市民記者」を育成し、市民記者同士のネットワークを構築します。

また、市民記者に加え、市内の農産物直売所や飲食店等の情報ネットワークを構築し、旬の情報が携帯端末等で見るができるよう体制を整備します。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
市民記者の数	0人	300人



施策4-5-2

各種メディアを活用した情報発信

細施策

4-5-2-1

各種メディアを活用した情報発信（情報観光課・政策企画課）

●現状と課題

広報紙もしくはホームページによる情報発信を行っていますが、本市の取組が市民やその他情報を伝えたいターゲットに情報が届いていない状況です。また、公式のSNS※のアカウントを有しておらずSNSを活用した情報発信を行っていません。

本市では各種メディアに発信する情報量が少ないため、本市の情報が各種メディアに取り上げられることが少ないことや、観光地において携帯電話の通信状況が悪い場所があることが課題となっています。

●今後の取組方針

フェイスブック※、ツイッター※、ライン※及びインスタグラム※などのSNSを活用し、本市の情報を発信します。

テレビ番組や雑誌・新聞記事に取り上げてもらえるよう、マスメディアに対し常に情報を発信します。

ターゲットを設定し、そのターゲットに対し効果的な情報発信を行います。



※SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の頭文字をとったもの。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイト。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする仕組みによって、既存のつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する、会員制のサービスのこと。

※フェイスブック

米フェイスブック社の提供する世界規模のSNSのひとつ。友人・知人とのコミュニケーションツールのほか、企業や団体の紹介ページとして利用されている。

※ツイッター

ミニブログとも言われるSNSのひとつ。インターネット上で、不特定多数の人に向けて「つぶやき」と呼ばれる140字以内の文を発信したり、また他の人の「つぶやき」を読んだりすることができるサービス。

※ライン

個人同士やグループ内でメッセージの共有ができるスマートフォン向けの無料通信アプリケーション。

※インスタグラム

写真や短時間動画を共有することができる、スマートフォン向けアプリケーション。写真の投稿に特化したSNS。

細施策4-5-2-1

各種メディアを活用した情報発信(情報観光課・政策企画課)

○具体的な取組

テレビのデータ放送や本市の公式ブログ※を活用し、本市の旬の情報を発信します。西海市ウェブサイトの特集ページを作成し効果的な情報発信を行います。

本市の旬の情報について各種メディアに対する投げ込みを積極的に行います。

観光客等が、本市の魅力をもその場から発信できるよう、公衆無線 LAN※の整備を行います。

主な達成目標	【現在】平成 27 年度	【目標】平成 33 年度
西海市WEBページの訪問数	322,000	500,000



西海市ウェブサイト・公式ブログ

※ブログ

ウェブログ (Weblog) の略。作成者が簡単に自分の意見や感想を日記のように記すことができ、それに対する感想などを閲覧者が自由にコメントすることができる形式の Web サイトのこと。

※公衆無線 LAN (ラン)

公共施設や飲食店に置いて、スマートフォンやタブレットパソコン等を使い、無線 LAN (ケーブルなしで接続できる範囲を限られたネットワーク) を通じてインターネットに接続できる仕組み。

第4章

第1次総合計画 後期基本計画の進捗状況

平成23年度に策定した後期基本計画(計画期間：平成24～28年度)では、215項目の指標を設定し、施策を展開してきました。

その評価を項目ごとに「A(達成率100%以上)」、「B(達成率20～100%未満)」、「C(達成率1～20%未満)」、「D(達成率0%)」、「E(達成率マイナス)」の5段階で行いました。

計画期間5年のうち4年目が経過した時点での評価は、目標達成に当たる「A」が71項目(約33.0%)、目標達成に近づきつつある「B」が10項目(約4.6%)となっています。

また、「観光入込客数」や「がん検診受診率」など、達成率が低い「D」、「E」の合計が73項目となっており、平成28年度時点での目標設定値に現段階で達成できていない項目の割合が全体の34.0%となっています。

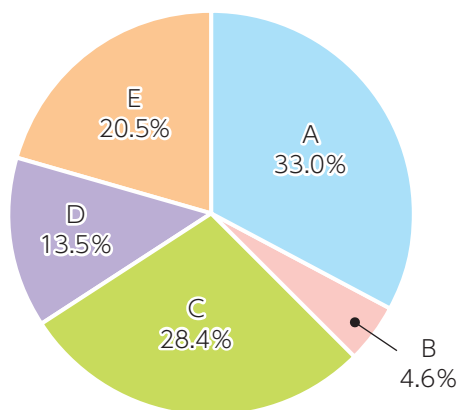
第2次総合計画の前期基本計画の成果指標については、第1次総合計画の後期基本計画成果指標の達成状況はもとより、設定した成果指標や目標設定値の検証を踏まえ、策定を行います。

総合計画後期基本計画進捗状況総括表(平成27年度末時点)

	A	B	C	D	E
暮らす 【指標数51】	9	5	22	10	5
働く 【指標数33】	6	0	12	7	8
学ぶ 【指標数66】	27	1	17	5	16
安心する 【指標数53】	21	4	9	7	12
行財政運営の進め方 【指標数12】	8	0	1	0	3
合 計 【指標数215】	71 [33.0%]	10 [4.6%]	61 [28.4%]	29 [13.5%]	44 [20.5%]

成果指標達成状況(H27)

A…達成率 100%以上
B…達成率 20～100%未満
C…達成率 1～20%未満
D…達成率 0%
E…達成率 マイナス



第5章

市民意識調査の概要

本市では、総合計画の進行管理に当たり、市民が日頃まちづくりや身近な生活環境についてどのように考えているかを把握するため、5年ごとに「市民意識調査」を実施しています。

●施策の満足度

34項目にわたる施策に対する満足度を4段階評価で質問したところ、満足度が一番高かったのは「健康づくり」であり、次いで「上下水道の整備・充実」、「ごみ処理の充実」となっています。

逆に、一番低かったのは「雇用環境の充実」であり、次いで「定住化・移住促進」、「商工業の振興」となっています。

●施策の重要度

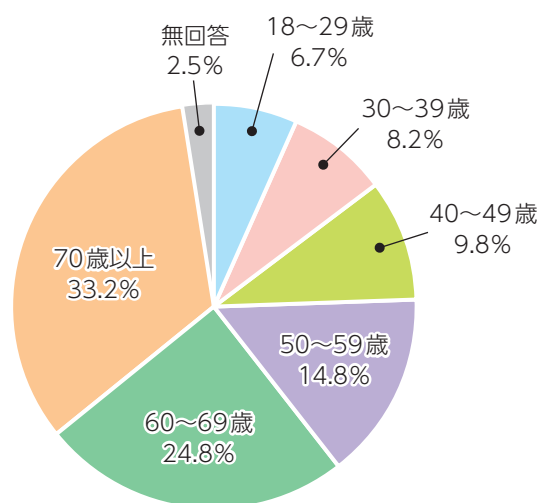
34項目にわたる施策について、今後重点的に取り組むべき施策かどうかを質問したところ、一番重要度が高かったのは「雇用環境の充実」、次いで「医療体制の充実」、「高齢者福祉の充実」となっており、雇用や医療福祉の充実に関わる施策が重視されています。

逆に、一番低かったのは「芸術、文化の振興」であり、次いで「景観づくり」、「地域間交流の推進」、「生涯学習の充実」となっています。これらの項目は市民にとって重要との認識は低いものの、65歳以上の老年人口が増加し、社会が成熟してきている現状にあっては、市民の心と体の健康づくりや生涯にわたる生きがいつくりなどを推進するために、今後重要度が増してくる施策群なので、それらに対する市民意識の高揚を図りながら活動人口の増加につなげていく必要があります。

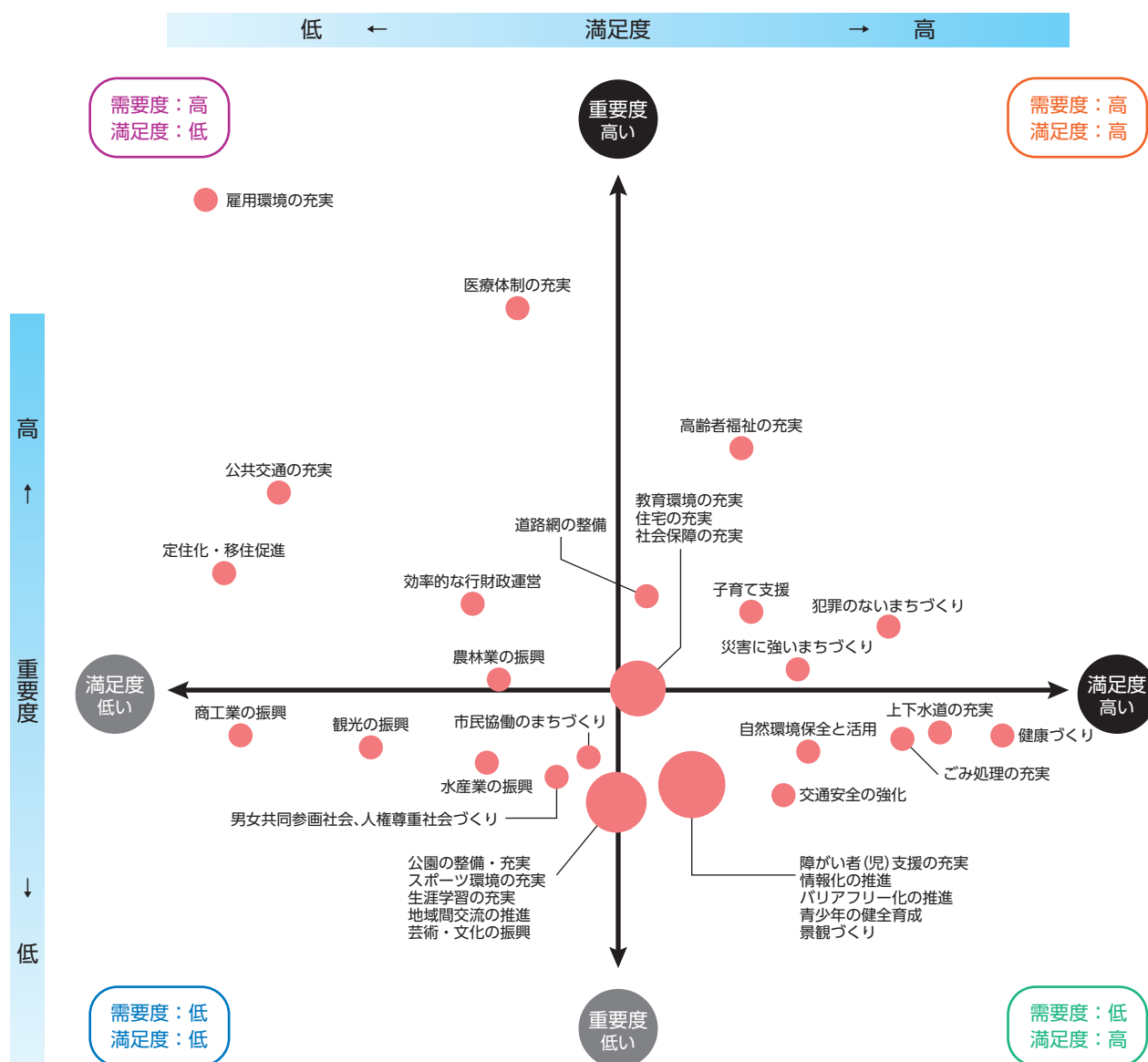
【市民意識調査の回答者の年齢構成】

18歳から49歳までの若年層から子育て世代の回答者数がおおよそ25%であるのに対し、60歳以上の回答者が58%となっています。

○市民意識調査について
調査対象：西海市在住の方 住民基本台帳から無作為抽出(18歳以上)
方 式：対象者へ郵送し返信用封筒にて回答を返送
配布数：4,000件
有効回答数：1,846件
有効回答率：46.1%



市民意識調査の各施策の満足度と重要度(平成28年3月実施)

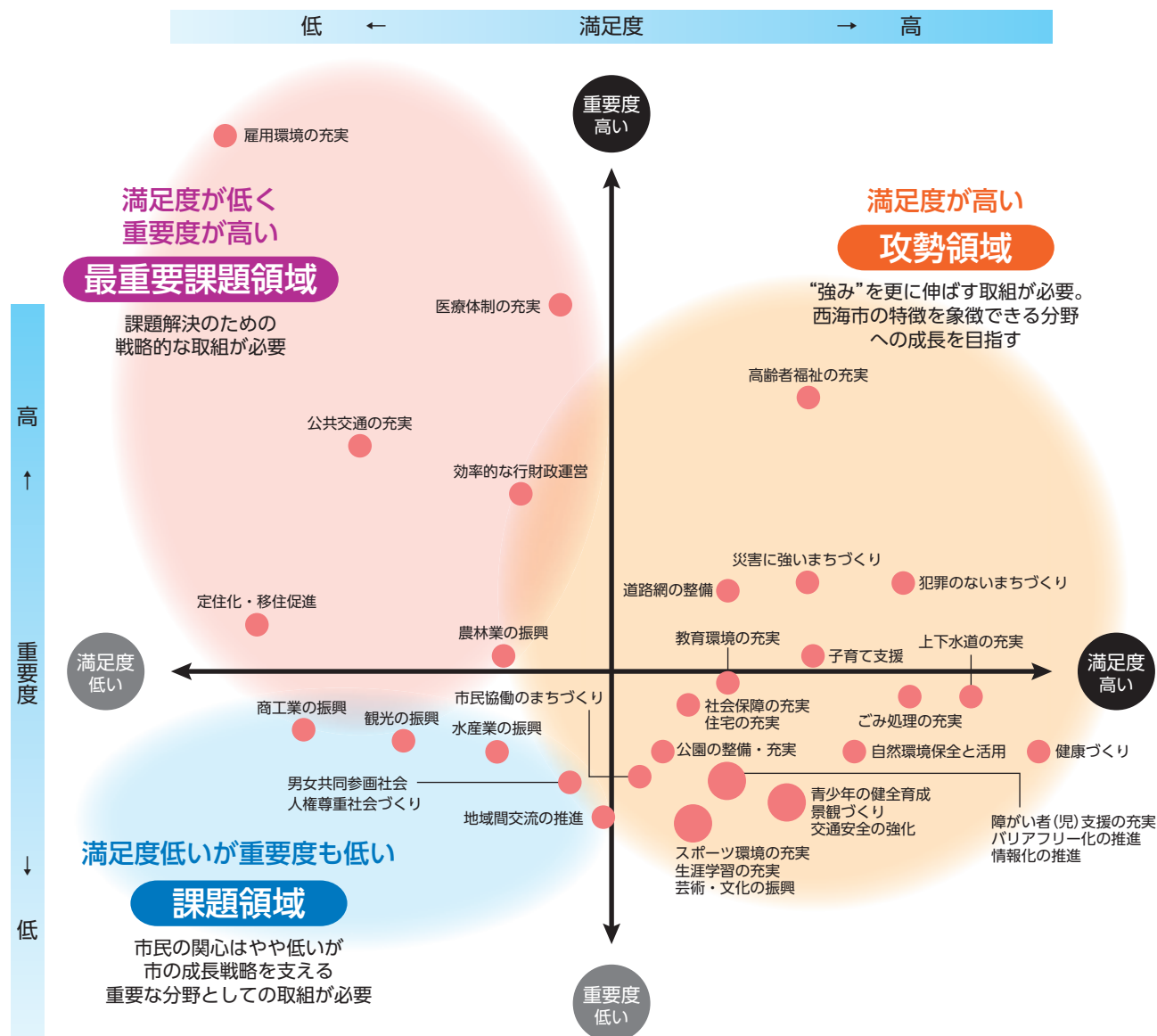


(解説)「市民意識調査の各施策の満足度と重要度」グラフの見方

平成28年3月に実施した「市民意識調査」によって得られた各施策の満足度と重要度を指数化し、両者の関係をグラフで示しています。また、平成23年に実施した「市民意識調査」の結果も併せて図示し、後期基本計画の策定時からの市民の施策に対する意識の変化を把握し、施策の方向性や優先度を検討する際の参考として活用するものです。

ただし、たとえ重要度が他の施策よりも低い施策でも、将来を見据えて実施すべきものや本市の地域特性や課題への対応、緊急性を要するものなどについては、個別に慎重な検討を行わなくてはなりません。

《参考》市民意識調査の各施策の満足度と重要度(平成23年7月実施)



■図の見方

	低	← 満足度 →	高
高	③ 満足度が 低いものの 重要度は高い施策		① 満足度も重要 度も高い施策
重要度 ↓	④ 満足度も重要度 も低い施策		② 満足度は 高いものの 重要度は低い施策
低			

①満足度も重要度も高い施策

満足度を低下させないために、現在の水準を維持・向上させることが求められる可能性のある施策。

②満足度は高いものの重要度は低い施策

当該施策の社会的意義や法律的な義務付け等への配慮は必要であるものの、財政状況によっては見直しを行う可能性のある施策。

③満足度が低いものの重要度は高い施策

住民の期待に対して十分対応できていない施策であることから、住民満足度を向上するために最も優先して取り組まなければならない可能性のある施策。

④満足度も重要度も低い施策

重要度(住民の期待)が低いため、満足度を上げるための対策は必ずしも緊急ではない可能性のある施策。

資料編

西海市総合計画審議会委員名簿

No.	役 職	氏 名	所 属	役 職	分 野
1	会 長	山 口 純 哉	長崎大学経済学部	准教授	学識経験者
2	副会長	山 田 守	行政区長連絡協議会	会長	市民
3	委 員	吉 村 芝 子	婦人会	会長	女性
4	委 員	中 村 光 春	老人会	会長	高齢者
5	委 員	川 添 繁	水産振興協議会	会長	水産業
6	委 員	岩 崎 信 一 郎	農業委員会	会長	農業
7	委 員	山 崎 善 仁	商工会	会長	商工業
8	委 員	森 口 昭 徳	観光協会	理事長	観光業
9	委 員	山 口 増 治	社会福祉協議会	会長	福祉
10	委 員	荒 木 フ ク 代	西彼町	元地域審議会委員	地域
11	委 員	入 口 明 英	西海町	元地域審議会委員	地域
12	委 員	今 村 幸 江	大島町	元地域審議会委員	地域
13	委 員	竹 村 真 一	崎戸町	元地域審議会委員	地域
14	委 員	福 田 郁 代	大瀬戸町	元地域審議会委員	地域
15	委 員	藤 井 さ や か	交通安全母の会	会長	子育て世代
16	委 員	佐 々 木 望 美	交通安全母の会	大瀬戸支部長	子育て世代
17	委 員	代 田 一 朗	(株)大島造船所	社員	若者世代(独身)
18	委 員	川 原 弘 達	電源開発(株)松島火力発電所	社員	若者世代(独身)
19	委 員	大 串 耕 平	ダイヤソルト(株)崎戸工場	社員	若者世代(独身)
20	委 員	中 山 孝 造	ハローワーク西海	所長	雇用
21	委 員	小 田 さ ゆ り	西彼保健所	地域保健課長	医療
22	委 員	森 田 美 智 子	西海市校長会	会長	学校教育

第2次西海市総合計画策定の経過

月 日	内 容
平成28年2月22日	第1回総合計画企画委員会（課長級：第1次総合計画の検証、計画策定にかかる体制図、策定スケジュール案について）
平成28年3月	市民アンケート 西海市に在住の方で住民基本台帳から無作為抽出（18歳以上） 配布数 4,000件（有効回答数 1,846件、有効回答率 46.1%）
平成28年4月21日	第2次西海市総合計画策定にかかる市役所庁内説明会（計画策定作業、策定スケジュールについて）
平成28年4月25日 ～平成28年5月13日	第1次西海市総合計画検証作業
平成28年5月27日	第2回総合計画企画委員会（課長級：第1次総合計画の検証状況、基本構想素案の検討について）
平成28年6月1日	第1回総合計画策定委員会（部長級：第1次総合計画の検証状況、基本構想素案の検討について）
平成28年6月22日	第3回総合計画企画委員会（課長級：基本構想原案、政策体系図案について）
平成28年6月24日	第2回総合計画策定委員会（部長級：基本構想原案、政策体系図案について）
平成28年6月27日	市議会全員協議会（基本構想原案、前期基本計画の政策体系案について説明・意見交換）
平成28年6月29日 ～平成28年7月8日	市政懇談会（基本構想原案、前期基本計画の政策体系案について説明・意見交換 市内5箇所で開催）
平成28年7月4日 ～平成28年7月22日	第2次西海市総合計画（基本構想案）パブリックコメントの実施
平成28年7月13日	第1回西海市総合計画審議会 （委員委嘱、会長選任、諮問、第1次総合計画の概要、基本構想案及び政策体系図案、策定スケジュールについて説明・意見交換）
平成28年7月20日	第4回総合計画企画委員会（課長級：基本構想原案・政策体系図案・前期基本計画案の検討、市政懇談会・第1回審議会・パブリックコメント等の意見について）
平成28年7月26日	第3回総合計画策定委員会（部長級：基本構想原案、政策体系図案・前期基本計画案の検討、市政懇談会・第1回審議会・パブリックコメント等の意見について）

月 日	内 容
平成28年8月4日	第 2 回西海市総合計画審議会 （基本構想原案について説明・意見交換）
平成28年8月12日	第 5 回総合計画企画委員会（課長級：基本構想原案、前期基本計画案、前期基本計画推進プラン案の確認・検討、第 2 回審議会の意見について）
平成28年8月22日	第 3 回西海市総合計画審議会 （答申、前期基本計画案について説明・意見交換）
平成28年8月23日	第 4 回総合計画策定委員会（部長級：西海市総合計画審議会の答申、基本構想案の決定、前期基本計画案の検討について）
平成28年8月29日	市議会全員協議会（基本構想案・序論素案・前期基本計画素案、第 1 次西海市総合計画後期基本計画の成果指標達成状況について説明・意見交換）
平成28年9月2日	「第 2 次西海市総合計画基本構想の策定について」議案提出
平成28年9月7日	市議会全員協議会（前期基本計画素案、第 1 次西海市総合計画の総括について説明・意見交換）
平成28年9月15日 ～平成28年10月7日	第 2 次西海市総合計画 前期基本計画（素案）に対するパブリックコメントの実施
平成28年9月27日	「第 2 次西海市総合計画基本構想の策定について」議案議決
平成28年10月21日	第 6 回総合計画企画委員会（課長級：前期基本計画案の策定作業について）
平成28年12月5日	第 4 回西海市総合計画審議会 （前期基本計画原案について説明・意見交換）
平成28年12月14日	市議会全員協議会（前期基本計画原案に対する議会等の意見対応について説明・意見交換）
平成28年12月27日	第 7 回総合計画企画委員会（課長級：前期基本計画案の確認・検討について）
平成29年1月10日	第 5 回総合計画策定委員会（部長級：前期基本計画案の確認・決定について）

第2次 西海市総合計画

基 本 構 想 2017-2026年度
前期基本計画 2017-2021年度

平成29年3月発行

長崎県 西海市

〒857-2392 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸極浦郷2222番地

(編集・発行) さいかい力創造部政策企画課

TEL0959-37-0011 (代表) FAX0959-23-3101

<http://www.city.saikai.lg.jp>

第2次 西海市総合計画



長崎県 西海市